

2024年度 東京都予算編成に対する提案要求

日本共産党東京都議会議員団

2023年12月21日

東京都知事 小池百合子 殿

2023年12月21日

日本共産党東京都議会議員団

2024年度東京都予算編成に対する提案要求について

物価高騰により、多くの都民の暮らしや営業は長期に渡って厳しさを増しています。その一方で、大企業の内部留保は528兆円を超え、一握りの富裕層に富が集中しています。

大企業が集中する東京都の税収は、バブル期を超え史上最高水準が続いています。この巨大な財政力は、大型開発優先の経済界ファーストではなく、都民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直すことにこそ使うべきであり、それが地方自治体の役割です。

30年間上がらなかった賃上げを進め、福祉をはじめ、都民の暮らしへの支援を充実すれば、家計の負担が軽くなり消費に回り、経済の好循環をつくることができます。所得の再分配によって、貧困と格差の是正をはかることを、東京都の税財政制度の根本にすえるべきです。

以上の立場から、2024年度東京都予算編成に対する日本共産党都議団の提案要求をまとめました。学校給食費の無償化や補聴器購入費助成をはじめ、要望項目は2,386項目です。都として最大限の具体化を図るよう、強く要望するものです。

目 次

<1> 物価高騰から都民の暮らし・雇用を守る	1
1 暮らしへの支援の強化と格差是正	1
2 賃金引き上げと雇用を守る緊急対策	3
3 希望するすべての都民への就労支援を	4
<2>医療・看護・保健の充実を進める	6
4 新型コロナウイルス対策	6
5 都立病院、健康長寿医療センターの充実	7
6 保健、公衆衛生の充実	8
7 医療・看護の充実	15
<3> 中小企業、農林水産業への支援を拡充する	19
8 物価高騰から中小企業を守る対策	19
9 中小企業の持続的発展への経営支援の拡充	20
10 ものづくりの集積への支援の強化	22
11 地域・消費者に魅力ある商店街づくりへの支援	23
12 中小建設業への支援の強化	24
13 業種別支援の充実	25
14 農林水産業への支援の強化	26
<4> 子どもの権利保障、子育て支援の推進	28
15 子どもの権利保障、児童虐待防止対策	28
16 保育の充実・待機児ゼロの実現	29
17 子どもの貧困対策、子育て支援の推進、ひとり親家庭への支援	32
18 社会的養護の充実	34
<5> 高齢者福祉を拡充する	36
19 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備	36
20 地域密着型サービス・在宅介護の充実、介護保険の改善	37
21 高齢者の福祉・医療の充実	38
<6> 障害者や難病患者の生活と権利を守る	40
22 障害者の全面参加と平等の推進	40
23 難病患者等への支援の充実	49
<7> 福祉を支える基盤を強化し、地域福祉を拡充する	51
24 支援・配慮を必要とする方や福祉施設・事業者等に対する物価高騰とコロナへの対応	51
25 福祉施設等の整備にむけた都有地等の活用促進	52
26 福祉・医療人材への支援	52
27 ケアラー支援、地域福祉等の推進、地域包括ケアの整備	53
28 ユニバーサルデザインの推進、福祉機器の利用促進	54

<8> 給食費・学費無償、どの子ども大切に教育のために	56
29 公立学校の給食・授業料の無償化、学費負担軽減の拡充	56
30 英語スピーキングテストの中止、子どもの意見の尊重	56
31 教職員確保と長時間労働解消・専門性の尊重	57
32 小中学校の教育条件の充実	60
33 都立高校の教育条件の充実	61
34 いじめ、不登校・中途退学、日本語教育への対応と支援の充実	62
35 小中高等学校における特別支援教育の充実	64
<9> 私学教育の振興と支援の強化	66
36 私立学校の授業料無償化、学費負担軽減の拡充	66
37 私学助成の充実と公私間格差の解消	67
<10> 特別支援教育を充実し、すべての子どもたちに教育の保障を	69
38 特別支援学校の教育条件の充実	69
39 障害児・生徒の放課後、進路、卒後対策の充実	72
<11> 若者・学生への総合的な支援、社会教育を強化する	73
40 子ども・若者・学生への支援の充実	73
41 東京都立大学などの教育・研究条件の充実	74
42 社会教育・生涯学習の充実	75
<12> 人権尊重・都民活動の推進	76
43 人権を守る施策の推進	76
44 ジェンダー平等・男女平等参画の抜本的強化	77
45 多文化共生社会・地域活動や自主的な活動の推進	81
<13> 住宅・地域交通など生活基盤の整備を進める	81
46 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換	81
47 「移動権」「交通権」を保障する交通政策、交通バリアフリーの推進	85
48 都民の人権を尊重した防犯対策の推進	87
49 上下水道事業の充実	88
<14> 消費者行政、卸売市場を充実する	90
50 消費者行政の充実	90
51 卸売市場の充実	92
<15> 都民誰もが享受できるスポーツ・文化の振興	93
52 都民スポーツ・障害者スポーツの本格的な振興	93
53 芸術文化振興の抜本的強化	95
<16> 震災、風水害、土砂災害の気候危機をふまえた抜本的対策強化を	96
54 「自己責任」偏重をただし、自治体本来の責任を果たす	96
55 避難対策の抜本的強化	96
56 激甚化する豪雨・風水害・土砂災害対策の抜本的強化	99

57	震災対策の抜本的強化	100
58	火山災害、原子力災害の対策の強化	102
59	消防・救急体制の充実	102
60	東日本大震災・原発事故の都内避難者への支援の充実	103
<17>	気候危機対策の抜本的強化、環境対策の推進	104
61	温室効果ガス排出ゼロへ実効性ある抜本的取り組みの強化	104
62	省エネルギー、断熱化の推進	104
63	再生可能エネルギーへの転換	105
64	生物多様性、緑の保全・拡大	106
65	アスベスト対策の強化、大気汚染などの公害対策	108
66	PFAS（有機フッ素化合物）汚染の対策強化	109
67	廃プラスチック、廃棄物対策の強化	110
<18>	都民が主人公の都市づくり・行財政運営に転換する	111
68	東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換	111
69	過大な港湾整備・臨海開発の見直し、海岸保全施設の整備促進	113
70	都民施策優先の行財政運営への転換	114
<19>	平和・非核の東京への取り組みを進める	116
71	米軍基地の強化反対、撤去の推進	116
72	平和と核廃絶・被爆者援護の推進	118
<20>	多摩格差の解消、島しょ振興を都政の重要課題に位置づけて推進する	119
73	多摩格差解消の取り組み、市町村の財政基盤を強化する	119
74	島しょ振興へ強力な支援を	122
<21>	統一協会の解散・被害救済	126
75	統一協会の解散・被害救済	126

〈1〉物価高騰から都民の暮らし・雇用を守る

1 暮らしへの支援の強化と格差是正

(1) 暮らしを守るための緊急対策

- ①生活困窮者や低所得者をはじめとした支援が必要な人すべてに、現金給付などの支援を行うこと。
- ②個人・中小企業の上下水道の基本料金の減免を行うこと。支払いを猶予した上下水道料金も必要に応じて減免すること。
- ③消費税率を5%に引き下げるよう国に求めること。
- ④住まいを失った方や失う可能性のある方に対して、支援団体や各区市と連携し、安定した居宅を確保できるための支援を行うこと。
- ⑤住居確保給付金は、支給期間の制限をなくす、都の家賃水準に見合うよう限度額を増額するなど拡充することを国に求め、当面都として上乗せすること。
- ⑥ホテルを利用した一時宿泊場所の提供を再開すること。
- ⑦宿泊料が住宅扶助の基準を超える場合も利用できるホテルを都があらかじめ確保する対応（協議済みホテルの確保）を改めて行うこと。
- ⑧心身障害者福祉手当、児童育成手当などの受給者への特別給付を行うこと。
- ⑨生活福祉資金の特例貸付の償還に関する相談支援を行う社会福祉協議会の常勤職員を十分配置できるよう支援すること。

(2) 国民健康保険の充実、保険料（税）の軽減

- ①国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たす立場にふさわしく、保険料（税）の引き下げ、減免の拡充などを区市町村が実施できるように財政援助すること。特に来年度の国保料（税）について、法定外繰り入れを行わない場合の仮係数に基づく一人当たり金額の試算が今年度に比べ約1万円という大幅な増加になったことを踏まえ、一般財源を投入することを含めて、国保料（税）の負担軽減のためのあらゆる手立てを講じること。
- ②子どもの均等割の軽減について、18歳まで全額免除となるよう国に求めるとともに、国が拡充するまでの間、都独自で軽減措置を実施すること。
- ③現行の保険証の廃止を中止するよう国に求めること。
- ④都が実施している医療費助成による国庫負担の減額分を全額区市町村に交付すること。
- ⑤医療費窓口負担および保険料の任意減免が広がるよう、区市町村に対する財政支援を行うこと。
- ⑥国民健康保険および後期高齢者医療制度において、自営業者やフリーランスの方も対象にした傷病手当金の支給を行えるよう、区市町村と広域連合への財政支援を行うこと。
- ⑦短期保険証、資格証明書発行の義務規定の削除を国に求めるとともに、被保険者証を全世帯に発行し、保留・留め置きをなくすよう、区市町村に働きかけること。
- ⑧滞納世帯への差押えは真に悪質な事例に限り、滞納世帯の状況を具体的に把握して丁寧な対応を行うとともに

に、児童手当、生計費等に対する差押えは行わない対応を区市町村と共同して徹底すること。

- ⑨区市町村が国民健康保険での出産手当金を支給する場合の財政支援制度を創設すること。
- ⑩無保険者の実態調査を、区市町村と協力して実施すること。
- ⑪国保組合に対する都費補助金は、1999年の東京都国民健康保険委員会の答申をふまえ、医療費、経費の増高分をふくむ現行水準を確保すること。国民健康保険組合を育成・強化すること。
- ⑫国保組合が実施する、特定健診・特定保健指導への補助を拡充し、がん対策事業への財政支援を実施すること。
- ⑬都外の国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者に対しても医療費助成は償還払いでなく現物給付で行うこと。

(3) 無料低額診療事業の拡充

- ①無料低額診療事業実施施設を大幅に増やすこと。
- ②無料低額診療制度の内容や、実施している医療機関、無料低額診療の利用は権利であることについて、リーフレットやポスター、デジタルサイネージ等を利用し広く周知するとともに、福祉事務所や区市町村の生活困窮者支援の相談窓口にも積極的に周知するよう求め、相談者を利用に結びつけること。
- ③薬局でも無料低額診療を実施できるよう、都独自に助成を行うこと。
- ④自己負担を全額減免した場合は、減免額が診療費総額の10%に満たなくても無料低額診療事業の実施実績に算入すること。

(4) 低所得者、生活困窮者等への支援の充実

- ①生活困窮者等に対する親身な「伴走型」相談支援と経済給付、住まいの提供等を一体とした事業を創設すること。「TOKYOチャレンジネット」のアウトリーチなどを拡充すること。
- ②低所得者に対する塾代・大学受験料の支援（受験生チャレンジ支援貸付事業）は支給額の増額等さらに拡充するとともに、広報を強化すること。
- ③女性福祉資金の対象を男性にも広げること。
- ④フードパントリー緊急支援事業を継続し、法人でない団体も対象とするなど拡充すること。

(5) 生活保護の改善と充実

- ①生活保護制度を必要な人が利用できるよう、各区市と連携を図り、生活保護の利用が権利であることの広報や周知を強め、捕捉率の向上に努めること。
- ②健全育成事業の対象を高校生まで広げるなど、都加算援護を拡充すること。生活保護を受給している高校生への塾代の補助を行う区市町村を広げること。
- ③被保護者自立促進事業の要綱（携帯電話購入費補助）を改訂し、リスタート・ケータイなど購入できるようにすること。
- ④福祉事務所のケースワーカーを増やすため、都として支援すること。ケースワーカーの専門性を高める研修体制を確立すること。
- ⑤福祉事務所の支給額の計算ミスをなくすことを徹底するとともに、最低限度の生活費を削っての返還決定や保護費からの天引きはしないこと。過少支給の場合は全額支給し収入認定除外とすること。
- ⑥生活保護の捕捉率調査を実施するとともに、漏給防止対策を抜本的に強化すること。

(6) 生活保護施設（更生施設、宿所提供施設、救護施設）の充実

- ①職員配置基準を、実態を踏まえて充実すること。更生施設で、救護施設と同様、精神保健福祉士加算の対象

とすること。

- ②更生施設においても救護施設と同様に、居宅生活訓練事業を適用すること。
- ③更生施設入所中でも介護保険法や障害者総合支援法による支援を利用できるようにすること。
- ④救護施設利用者の身元保証に関する適切なルールを整備し、支援策を講じること。
- ⑤救護施設退所者の住所が施設にあるままになる場合があることについて、本人の権利擁護の観点で適切な対応策を取ること。

(7) 無料低額宿泊所の改善

- ①条例で定める宿泊所の基準を強化し、居室の面積基準の厳格化、基本サービスの内容と基本サービス費の額の基準の明確化など、利用者の尊厳を守れるものとする。

(8) 路上生活者等への支援の充実

- ①まず安定した住まいを保障する「ハウジングファースト」の立場で路上生活者への支援を行うこと。
- ②路上生活者に対する医師や看護師によるアウトリーチの回数を増やすこと。
- ③多摩地域の路上生活者支援事業を確立すること。
- ④路上生活者に対する暴力の実態を調査し、被害者の保護や再発防止の取り組みを行うこと。
- ⑤路上生活者への偏見をなくすため、都民への普及啓発や学校での教育を行うこと。
- ⑥自立支援センターの支援体制を強化し、居室を個室化すること。
- ⑦ネットカフェ等で寝泊まりをせざるをえない生活困窮者の実態を把握するため、「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査」を再度実施すること。
- ⑧表向きは困窮者支援などを掲げながら、住まいの無い人に生活保護を受給させ、通帳の取り上げや、様々な名目で実質的に本人の意思によらずに高額な支払いをさせる、郊外の特定のアパートを生活保護受給者で満室にしたうえで投資物件として転売する等の悪質な行為を行う「貧困ビジネス」の実態調査と対策を行うこと。

(9) 刑務所出所者等に対する福祉的支援の充実

- ①地域生活定着支援センターの予算と職員を拡充し、刑務所出所者等への支援を充実すること。

(10) 熱中症等への対策の強化

- ①生活保護世帯、低所得世帯等に対し、エアコンの購入・設置費用と電気代への助成を行うこと。
- ②コロナ対策を行いながら熱中症シェルターの設置や熱中症予防のための見守り等を進める区市町村への支援を強化すること。
- ③都の施設を「熱中症防止シェルター」として開放すること。
- ④熱中症による死亡者数について、多摩、島しょ地域での冷房の使用状況の把握率を上げるなど、熱中症被害の実態に関する情報収集・調査の体制を強化すること。

2 賃金引き上げと雇用を守る緊急対策

(1) 賃金引き上げと雇用を守る緊急対策

- ①賃金引き上げを国に求めるとともに、賃金引き上げのための中小企業支援を抜本的に強化すること。

- ②解雇・雇止めを行わないよう、都内の企業に働きかけること。都として非正規・女性・障害者等への雇用の継続に対する支援、就業支援を強めること。
- ③都の労働相談体制を強化し、女性労働者をはじめとする非正規労働者の生活実態調査を行うこと。

3 希望するすべての都民への就労支援を

(1) 非正規労働者の正規への転換の拡充・強化

- ①女性、若年者、パート、派遣労働者、アルバイト、フリーランス、無業者等の総合実態調査を実施し、就職希望にそって支援を行うこと。

(2) 若者の就労支援の強化、不安定雇用の解消対策の推進

- ①就職できずにいる若者の実態を都として把握するとともに、関係各局と連携して就労に結びつく支援策を拡充すること。
- ②労働法規や社会保険の基礎知識を、学校教育に位置付けること。

(3) 中高齢者の就業対策の強化

- ①中高齢者の就労支援に取り組むNPO法人などに随意契約を含め仕事の発注をできるようにすること。そうした団体の案内パンフレットを都の窓口にも置くなど、活動支援をすること。
- ②シルバー人材センター会員の請負作業中のけがなどに対する労災保険の適用について、国に要請するとともに、都として巡回指導などを行い安全に就業できるよう、環境を確保すること。
- ③アクティブシニア就業支援センター事業に対する助成を拡充し、実施自治体を増やすこと。

(4) 最低賃金引き上げを求め、労働環境の改善をはかる

- ①都独自に最低賃金の改善のために、最低生計費などの調査を実施すること。
- ②都内企業労働者の最低賃金時給1500円以上を目指すことなど、人間らしく生活できる雇用環境確保対策を実施すること。
- ③就活や就労におけるパワハラやセクハラなどあらゆるハラスメントを一掃するよう企業に対する啓発を強化すること。被害者に対する救済機関を創設すること。
- ④労働者、とくに若年者や学生アルバイトむけに、労働法などの普及・啓発を進めること。労働相談を学生向けに拡充すること。
- ⑤法令違反を繰り返し、裁判所・労働委員会で法令違反の判決・命令が出された都内企業については、都として公表するとともに、区市町村へも情報提供すること。公共事業の入札等に際し、こうした情報を考慮すること。
- ⑥東京都雇用・就業対策審議会を開催し、物価高騰のもと労働者の影響や実態を調査・研究すること。

(5) 公共職業訓練、職業教育の充実

- ①職業能力開発校を、拡充・増設すること。
- ②施設内訓練の定員、訓練科目、先端機器などを大幅に拡充すること。都民、学校に対する職業能力開発校の広報を強化すること。
- ③職業能力開発校の普通課程の授業料を無料に戻すこと。

- ④中小企業が取り組む職業訓練に対して、助成を拡充すること。
- ⑤中長期の訓練で技術や知識を身に着けることができる職業能力開発大学校・短期大学校の設置などを進めること。

(6) 労働環境改善に向けた体制の抜本的強化

- ①労働相談情報センターの労働相談員を増員するとともに、各センターで電話相談に応じ、労働相談、労働実態調査などの機能を拡充・強化すること。街頭労働相談の会場や回数を抜本的に増やし、相談員や専門家の体制を十分にとること。
- ②中小企業勤労者福祉サービスセンター事業を実施している区市町村に対し、財政支援を行うこと。
- ③職場における性的指向・性自認を理由とする就職・就労差別をなくすこと。カミングアウトの強要やアウトティングなどが起こらないよう研修や啓発を徹底すること。
- ④外国人労働者への就労支援を行い、職場における差別的言動を撤廃するため啓発活動や支援を行うこと。

(7) 仕事と子育て・介護の両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①育児と介護については、休業や短時間勤務制度の充実・普及、父親の育児休業割当制度の導入、残業の抑制、正規・非正規社員の均等処遇をはじめ、ディーセントワークの確立・合意形成を進めること。
- ②就職、就労継続を希望するがん、難病患者への支援を拡充すること。
- ③介護休業を取得しやすいよう、国の休業期間中の賃金助成や代替職員配置のための支援等を都として拡充すること。

(8) 職場における男女平等の推進

- ①女性の割合が高い非正規労働者の均等待遇と労働条件の改善、正規化をすすめること。「間接差別」の是正、妊娠出産への不利益的取り扱いの是正、仕事と育児や介護を両立できる働き方の見直しなどについて、意識変革と法令の周知のため、事業主などに積極的に働きかけ、指導を強化すること。
- ②男女の賃金格差を解消するため、取り組みをおこなう中小企業への支援を行うこと。また、啓発を強化すること。
- ③女性の就労推進をすすめる中小企業への支援を強化すること。

(9) 障害者の就業対策の強化

- ①障害者雇用を受入れる中小企業などへ、都独自の助成や、施設整備の改造費等への上のせ助成を行うこと。
- ②障害者の就業と生活の一体的支援を行い、職場定着を促進すること。職場定着のための援助者であるジョブコーチの養成を支援すること。
- ③東京障害者職業能力開発校の対象者と訓練科目を充実させるとともに、障害種別ごとに障害特性に応じた職業訓練を行うこと
- ④障害者の雇用の実態を都として調査し、障害者の職場開拓、定着を推進するための職員体制を拡充すること。
- ⑤就労中の重度障害者が、重度訪問介護を受けられるよう都として支援を行うこと。
- ⑥都障害者職業能力開発校の身体障害を持つ受講生の同行支援を認めること。都障害者職業能力開発校の寮は食事提供を行い、重度身体障害者も入寮できるようにすること。

〈2〉 医療・看護・保健の充実を進める

4 新型コロナウイルス対策

(1) 感染拡大・重症化防止のための取り組み

- ①新型コロナウイルスの検査費用、治療薬・入院の医療費窓口負担、ワクチン接種費用への公的補助を都として実施すること。
- ②医療機関、高齢者・障害者入所施設、通所・訪問系事業所、特別支援学校で実施する集中的検査を継続して実施すること。また、希望する事業所等でのスクリーニングのPCR検査への支援を行うこと。
- ③東京都健康安全研究センターの検査体制の強化を行い、ゲノム解析等の変異株検査の実施を増やすこと。
- ④新型コロナウイルスワクチンの接種を引き続き推進すること。国産の新型コロナウイルスワクチンの開発・研究への支援を強化すること。
- ⑤ワクチン接種はドライブスルー方式の活用など障害者が接種しやすい環境整備を引き続き行うこと。
- ⑥学校や福祉施設の空気清浄機導入費用への補助を行うこと。

(2) 保健所体制等の強化

- ①都の保健所や支所の増設について検討し、職員増員も含めて速やかに具体化すること。
- ②保健所で勤務する医師・保健師の大幅増員を行うこと。
- ③公衆衛生医の確保と育成を強化すること。学会に参加する際などの経費を予算化すること。
- ④多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを保健所として、または感染症対策の機能を持った支所として拡充すること。

(3) 医療崩壊させない対策と感染症医療の確立

- ①「新型コロナウイルスは季節性インフルエンザとは明らかに違う特徴を持った感染症である」という専門家の見解等を踏まえ、知事として医療のひっ迫状況を重く受け止めてコロナ対応を行うこと。
- ②1000床規模の感染症専用医療施設を平時から整備すること。
- ③コロナ病床を確保する医療機関への支援を引き続き行うとともに、その病床の稼働に必要な医師・看護師の稼働計画（他の病棟・病床を閉鎖して集中することも含む）を十分に把握し、必要な医師・看護師体制の確保対策を進めること。
- ④病院におけるクラスター発生時の代替看護師の確保支援事業を確立すること。
- ⑤小規模な医療機関・介護施設などでも、感染管理を遵守するための専門性の高い看護師を配置できるよう、配置する施設への支援を行うこと。
- ⑥外来対応医療機関等が発熱者等の診療を安定的に行えるよう、患者受け入れ数などに応じた独自の財政支援を行うこと。
- ⑦コロナ後遺症に関する情報を都民に積極的に知らせること。コロナ後遺症で就労や通学が困難になっている実態について、都として調査し、支援を検討すること。

- ⑧医療機関が感染症の拡大時に対応できるよう、施設・設備整備、研修や個人防護具の備蓄への支援を行うとともに、都として備蓄を行うこと。

5 都立病院、健康長寿医療センターの充実

(1) 都立病院の直営化、整備促進

- ①独法化された都立病院・公社病院は東京都直営にすること。
- ②都立病院で閉鎖している病棟を再開する計画を立てること。
- ③都立病院は、地域医療と高度専門医療の両方を位置づけて拡充し、病床は減らさないこと。
- ④PFI方式による病院運営は、直営に戻す方向で再検討し、これ以上の拡大はしないこと。
- ⑤多摩地域や、区部東部地域、練馬区など病院の少ない地域に、都立病院の分院を設置するなど、都内全域の医療の充実にむけた都立病院の役割を強化すること。
- ⑥都立広尾病院、都立神経病院の改築に当たっては、地域住民や島しょの住民をはじめとした都民および職員の意見・要望を反映するよう努め、都民が必要としている医療機能を充実させること。
- ⑦多摩北部医療センターの改築にあたっては、地域の住民、医療関係者の意見を幅広く聞き、抜本的に充実させること。産科、NICU、小児外科など必要な診療科を設置すること。
- ⑧八王子市内に都立・公立の小児病院を整備することをはじめ、各地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。
- ⑨旧梅ヶ丘病院跡地に、小児総合医療センターの分院など児童精神科の病床や外来診療センターを整備すること。小児総合医療センター、および大塚病院の児童精神科医療を拡充するとともに、他の都立病院機構の病院で児童精神科医療を実施すること。
- ⑩小児総合医療センター、多摩総合医療センターについて、ユニバーサルシートつきトイレの増設など、患者・家族が利用しやすい施設・設備への改善・改修を行うこと。
- ⑪自家発電設備の強化、非常用電力の確保、発災時の通信体制の強化、BCP作成、医薬品等の備蓄など、ハード・ソフト両面で災害対応力を強化し、大震災・水害時に都立病院機構の病院が災害医療拠点としての役割を果たせるようにすること。照明のLED化、太陽光発電導入などを進めること。
- ⑫国家戦略特区による小児総合医療センターでの先進医療の審査の短縮は中止すること。
- ⑬患者申し出療養制度の活用は中止すること。

(2) 都立病院機構の病院の充実

- ①運営費負担金を削減することなく、増額・拡充すること。
- ②入院期間の短縮目標の設定はしないこと。差額ベッド料などの患者負担を軽減し、入院預かり金の導入はしないこと。無料低額診療を実施すること。
- ③行政的医療を拡充するために、医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、医療技術者の常勤職員の必要人数を明らかにし、計画的・抜本的に増員するとともに、給与の引き上げ、手当の拡充、労働時間短縮など待遇改善・労働環境の改善を進めること。医師と看護師の事務作業補助者の配置を充実すること。
- ④救命救急や周産期センターなどの医師から段階的に、夜間当直制度をやめて交代制勤務を導入すること。小児科、産科、麻酔科などの医師確保を強化するとともに、女性医師の勤務環境の改善と復職支援を促進すること。
- ⑤医療ソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

- ⑥在宅医療支援チームを設置し、在宅医療支援を抜本的に強化すること。
- ⑦看護師の確保・離職防止対策を強化すること。すべての看護職員の夜勤を3交代で月8回以内とし、3人以上夜勤にするなど、働き続けられる環境を整備すること。職場の実質欠員が生じず、育児短時間勤務、妊婦の夜勤免除が可能な人員配置を行うこと。職員の不払い残業をなくし、長時間労働の是正に必要な人員配置を行うこと。夜勤時のタクシー代は全額支給すること。
- ⑧認定看護師、専門看護師の養成、助産師資格取得を促進すること。資格取得や研修受講のため、人員を加配すること。また、新卒看護師の臨床研修体制、サポート体制を拡充・強化すること。
- ⑨院内保育の地域開放、病児・病後児保育の実施を広げること。
- ⑩「東京医療技術者アカデミー」を開設し、専門性の高い医療技術者を養成すること。
- ⑪入院している子どもの療養環境を改善するため、チャイルドライフスペシャリスト、ホスピタルプレイスペシャリスト、子ども療養支援士、医療保育専門士の増員や未配置病院への配置を進めること。院内保育士を増やすこと。また、ファシリティドッグの増配置を目指し、育成への支援を行うこと。
- ⑫救急医療、障害者・難病医療を充実すること。緊急入院やショートステイの病床を常時確保するとともに、神経難病などの長期療養患者の受け入れを進めること。障害児者の検査・診察における合理的配慮の方法を他の医療機関に普及させるための取り組みを行うこと。
- ⑬小児救急医療の拡充、NICU、産婦人科の設置、透析室の拡充、脳卒中専門病床（SCUおよびSU）整備などを進めること。
- ⑭専任感染管理看護師の配置を増やすとともに、リスクマネージャーの複数配置、病棟薬剤師の配置の推進など、院内感染防止をはじめとした医療の安全確保対策を強化すること。
- ⑮患者図書室と相談支援の機能をもつ「医療情報・相談センター」の設置を進めること。
- ⑯小児総合医療センターに高校生のための院内学級を設置すること。
- ⑰ICTを利用した遠隔通訳も含め、都立病院への手話通訳者、外国語通訳者の配置を充実すること。
- ⑱多摩の公的病院に対する医師の派遣を広げること。
- ⑲多摩南部地域病院は小児医療体制を強化するとともに、NICUを設置し周産期医療を実施すること。
- ⑳東部地域病院は、がん放射線治療機器の導入などがん診療を拡充すること。

（3）健康長寿医療センター等の拡充

- ①健康長寿医療センターは、地方独立行政法人による運営をやめ、直営に戻して拡充すること。運営費負担金・交付金を増額すること。
- ②健康長寿医療センター病院・研究所・ナーシングホームによる、医療・研究・福祉の「三位一体」の連携体制を改めて確立し、強化すること。
- ③健康長寿医療センターの差額ベッド料および保証金は廃止すること。
- ④ナーシングホームは、直営に戻すこと。
- ⑤江東高齢者医療センターへの助成を継続すること。

6 保健、公衆衛生の充実

（1）感染症対策の充実

- ①ワクチンの定期接種、任意接種の自己負担に対する都独自の軽減・無料化を実施するとともに、安全なワクチン接種体制整備を進めること。

- ②里帰り出産や長期入院の場合を含め、住民が他の自治体でも接種できるよう相互乗り入れ等を推進すること。
- ③感染症の全都的な全発生状況把握（サーベイランス）システムを構築すること。
- ④必要とするすべての都民が自己負担なしでMRワクチンの予防接種を受けられるようにすること。企業健診や自治体健診の場などを利用して定期接種の実施率を引き上げること。
- ⑤带状疱疹のワクチン接種費用の補助を行う区市町村への財政支援の補助率を引き上げること。
- ⑥予防接種センター機能推進事業に基づいた東京都の予防接種センターを設置すること。
- ⑦結核患者緊急一時入院施設の整備への補助を充実し、空床確保経費への補助を実施すること。
- ⑧看護師をはじめ医療機関職員の結核に関する入職時検診、および接触者検診に必要な血液検査の費用への補助を行うこと。
- ⑨感染症対策を担う医師、看護師等の育成のための取り組みを抜本的に強化すること。
- ⑩エイズ患者の医療費の一部負担金を助成すること。エイズ患者受け入れ医療機関を増やすこと。
- ⑪保健所によるHIV対策を、相談の充実、休日・夜間検診の実施等強化すること。多摩地域検査・相談室で夜間のHIV検査を実施すること。HIV検査については一般医療機関においても無料で受けられるようにすること。
- ⑫梅毒等の性感染症の検査体制を拡充すること。また、予防についての対策を強化すること。
- ⑬科学的知見に基づいて、HPVワクチンに係る情報提供を行いながら、接種を希望するすべての人が、安全・迅速に接種を受けられる環境の整備をすすめること。
- ⑭HPVワクチンを男性が任意接種する費用への補助を行うこと。
- ⑮B型肝炎の予防接種の助成対象を都として思春期まで拡大すること。
- ⑯都としてワクチンの流通状況を把握し、不足が生じないための体制を構築すること。
- ⑰人獣共通感染症の早期検知のための学校飼育動物や野生鳥獣の検案・埋葬費用を予算化すること。
- ⑱予防接種の重要性についての積極的な普及啓発を行うこと。
- ⑲高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者への接種費用の助成を拡充し、自己負担をなくすこと。肺炎球菌ワクチンの予防接種の経過措置が終了予定となっているが、必要な方が受けられないままになることがないように、都として対応すること。

（2）一類感染症対策等の推進

- ①感染症への適切な医療の提供や二次感染の防止を徹底できるよう、都立病院の体制を強化し、患者の搬送に関わる消防庁・保健所や感染性廃棄物の扱いに関係する業者等も含めて必要な対応の確認と研修・訓練を十分に行うこと。
- ②感染症指定病床の増設を緊急に進めること。
- ③感染症指定医療機関以外にも、新興感染症等のまん延時などに感染症医療の提供を行うべく平時から防護具の備蓄、感染管理の専門人材の育成、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の整備、検査体制の確保等を行う医療機関への財政的支援を行うこと。

（3）新型インフルエンザ対策の充実

- ①新型コロナウイルス感染症への対応を検証し、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の抜本的見直しを行うこと。
- ②重症化しやすい子ども、妊婦、高齢者、慢性疾患の患者等の医療体制、予防体制を拡充・強化すること。
- ③感染拡大時に十分な救急搬送体制を確保するための対策を行うこと。
- ④都内の医療機関、および区市町村等が実施する新型インフルエンザ対策への財政支援を継続・拡充すること。

- と。医療従事者が新型インフルエンザにより休業した場合の休業補償を実施すること。
- ⑤正確な情報が都民や医療機関等に、すみやかに伝わるシステムを確立・強化すること。
 - ⑥ウイルス検査体制を抜本的に拡充・強化するとともに、基礎研究を進めること。
 - ⑦インフルエンザ様疾患の全数把握システムを構築すること。
 - ⑧より致死率が高い鳥インフルエンザの流行に備えた抜本的対策を進めること。家畜保健衛生所の検査機器、検査体制などを拡充し、機能強化を図ること。
 - ⑨治療薬や防護服の備蓄を進めること。

(4) 保健所、市町村の地域保健事業への支援の充実

- ①公衆衛生の第一線機関としての役割がはたせるよう、保健所の機能を抜本的に拡充強化すること。
- ②保健師、歯科衛生士、臨床検査技師、診療放射線技師などの専門職を計画的に採用して増員を図り、欠員を生じさせないようにすること。精神保健や難病・感染症対応のための保健師への研修を充実すること。
- ③市町村の地域保健サービスに対する支援を拡充すること。助産師、歯科衛生士、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の配置をはじめ、保健センターの機能強化のため財政支援を行うこと。
- ④地域包括ケアの推進、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、精神疾患患者への支援、自殺対策の推進等のため、区市町村の保健師の配置の充実と専門性の向上を推進すること。

(5) 健康づくり、生活習慣病対策の充実

- ①受動喫煙防止対策を強化し、分煙ではなく屋内全面禁煙とするとともに、加熱式たばこも紙巻きたばこ等と同様に規制対象とすること。
- ②受動喫煙防止対策推進協議会を設置すること。
- ③禁煙治療への医療費助成を広げるなど、禁煙対策を抜本的に強めること。
- ④COPD（慢性閉塞性肺疾患）の知識の普及と医療体制の整備を推進すること。
- ⑤医師、保健師、看護師、運動指導員などの専門職を配置して、都民の健康づくりに対する支援、地域における健康づくりのリーダー養成、指導者派遣による研修などに取り組む「東京都健康づくり推進センター」を設置すること。
- ⑥住民が気軽に利用できる「まちかど保健室」「暮らしの保健室」がひろがるよう支援を行うこと。
- ⑦人間ドックや脳ドックの受診料助成を実施すること。
- ⑧都民全体の健診受診率を正確に把握することとともに、医師会と連携した身近な診療所の活用をはじめ、受診率を抜本的に引き上げる対策を実施すること。
- ⑨無保険者の健診機会が保障されるように施策を講じること。
- ⑩特定健診の内容を、メタボリック症候群に特化した健診ではなく、健診項目を増やすなど充実させるとともに、自己負担なしで受けられるよう都として支援を行うこと。
- ⑪3歳児健診と就学前健診のあいだに5歳児健康診査事業を実施する区市町村を支援すること。また、5歳児健診に携わる医師への研修を行うこと。

(6) がん対策の充実

- ①「東京都がん対策推進条例（仮称）」を都民参加でつくり、予防・医療・患者支援などの総合的がん対策を進めること。
- ②がんの医療費無料化助成を実施すること。
- ③在宅療養がん患者むけのデイケアが、身近な地域にひろがるよう支援すること。
- ④産業医資格を持つかかりつけ医による、がん患者の就労に対する医療的サポートを支援すること。社会保

険労務士などを活用し、医療機関での就労相談支援を強化すること。

- ⑤化学療法や放射線治療の専門医、放射線治療装置の精度管理を行う医学物理士など、がんの専門医、看護師、薬剤師や技師の養成を推進すること。また都立病院機構への配置を進めること。
- ⑥がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院を、増設・拡充すること。
- ⑦がん検診の受診率の目標を引き上げ、区市町村に対するがん検診無料化補助を実施するなど、受診を促進すること。
- ⑧東京都立がん検診センターでの一次検診、職域検診を再開すること。
- ⑨小児がんによる晩期合併症の患者の実態調査を行い、継続的な相談支援、必要な医療の提供、医療費助成、就労支援などの長期的・総合的な支援の仕組みを構築・充実すること。
- ⑩小児がんの治療によりワクチン接種のタイミングを逸してしまった場合の接種費用の助成を行うこと。骨髄移植など造血幹細胞移植や、化学療法などの治療によって抗体を失った患者への再接種の助成を行う区市町村を増やし、全区市町村で行われるようにすること。
- ⑪AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者等への心理・教育・就労の支援などを、都立病院機構の病院をはじめとした医療機関で充実させること。
- ⑫妊孕性温存治療の費用への助成を拡充すること。
- ⑬40歳未満のがん患者が在宅療養するための介護サービス提供体制を整備し、利用料を助成すること。
- ⑭がんのピアサポーターの養成研修を行うこと。

（7）緩和ケア等の充実

- ①あらゆる疾患を対象とした緩和ケア政策を進めること。
- ②在宅緩和ケア支援センターを再開し、地域ごとに整備するとともに、在宅緩和ケアを推進する医師、看護師等の人材育成を強化すること。
- ③在宅緩和ケアに取り組む有床診療所を増やすため、開設促進助成を実施し、都有地を無料または低額で貸与するなど「まちかどホスピス支援事業（仮称）」を実施すること。
- ④緩和ケア病床の整備を促進すること。
- ⑤循環器疾患の特性を踏まえた緩和ケアの充実を進めること。
- ⑥外見にかかわるつらさを軽減させるアピアランスケアへの費用助成等の支援を、がん患者に限らず行うこと。アピアランスケアへの支援を行う区市町村への補助を拡充すること。
- ⑦多摩メディカルキャンパスの敷地などに、子どものホスピスを整備すること。

（8）骨髄移植の充実

- ①骨髄バンクドナー登録説明員の養成を行い、都内献血ルーム等に配置すること。
- ②骨髄移植のドナー本人または本人の勤める事業所への休業補償金を支給する区市町村への支援を拡充し、実施を広げること。
- ③都内の小・中・高校でパンフレットの配布や特別授業、講演会などを行い、骨髄バンクに関する普及啓発を進めること。

（9）脳卒中、糖尿病、循環器疾患対策の充実

- ①脳卒中医療連携推進事業、糖尿病医療連携推進事業を継続・拡充すること。心臓循環器疾患についても医療連携推進事業を実施すること。
- ②365日24時間対応の脳卒中センター、および脳卒中専門病床（SCUまたはSU）を身近な地域ごとに整

備すること。脳卒中のチーム医療、および血栓溶解薬（t-P A）治療、血管内治療を迅速かつ安全に実施できる体制整備を進めること。

- ③感染症蔓延時などにおいても患者を受け止める体制を維持できるよう、脳卒中急性期医療機関間のネットワークを強化すること。
- ④救急隊が現場で脳血管内治療の適応可否を踏まえて判断し、患者を適切な医療機関に搬送できるよう、脳卒中急性期医療機関制度の再構築を行うこと。
- ⑤心疾患の救急医療を行う東京都CCUネットワークを拡充するとともに、心疾患リハビリテーションの普及を推進すること。
- ⑥心不全サポート病院の設置数を増やすこと。
- ⑦公共施設や商店街、コンビニなど地域の身近な場所へのAEDの設置を促進すること。
- ⑧脳卒中・心臓病等総合支援センターの都内への設置に向けて検討を行うこと。

(10) 歯科保健医療対策の充実

- ①8020運動推進特別事業を拡充し、研修会を幅広く行うこと。
- ②かかりつけ医の定着や全てのライフステージに応じた適切な口腔ケアが行われるための普及啓発等を行うこと。
- ③幼児期・学齢期の歯科保健行動に関する調査を実施し、子どもの口腔崩壊や重症化の状況等の分析を行い、患者の歯科受診を推進すること。歯科医師・歯科衛生士の協働による学童期における歯科保健指導を行う区市町村への補助を行うこと。
- ④東京都の口腔保健支援センターを設置すること。
- ⑤歯科口腔保健推進条例を制定し、総合的な歯科保健対策を推進すること。
- ⑥養成・離職防止・復職支援など総合的な歯科衛生士不足対策を実施すること。歯科衛生士養成校生徒への修学資金貸与制度を実施すること。
- ⑦東京都歯科衛生士会が実施する職業紹介事業の運営費への支援を行うこと。
- ⑧歯科衛生士の養成校への補助を行うこと。都立の歯科衛生士養成校の創設を検討すること。
- ⑨歯科衛生士に関する各種研修の予算を継続・拡充し、周知を強めること。
- ⑩歯科口腔保健政策を推進するため、歯科衛生士を保健医療局に配置すること。
- ⑪歯科技工士の実態調査を行い、就業支援・待遇改善などの支援を実施すること。
- ⑫区市町村が実施する成人歯科検診の項目、検診対象、自己負担などの格差解消のため、財政支援を行うこと。高齢者の歯科検診の国庫補助に上乗せを行い、補助率が合わせて二分の一以上になるようにすること。
- ⑬妊産婦歯科健診、および4・5歳児歯科健診を実施する区市町村を支援すること。
- ⑭心身障害者口腔保健センターを拡充するとともに、多摩地域にも設置すること。
- ⑮専門的な障害者歯科医療を提供する医療機関に対する医療機器の整備費補助を行うこと。
- ⑯都立病院機構における歯科、口腔外科を拡充すること。
- ⑰島しょ保健所に常勤の歯科衛生士を配置するなど、島しょ地域の歯科保健事業への支援を拡充すること。
- ⑱介護保険施設等における口腔ケアの実施状況の調査を行うこと。
- ⑲歯科訪問診療を行うための設備整備費への補助を使いやすくして、利用を増やすこと。
- ⑳区市町村が行う寝たきり高齢者等に対する訪問診療の歯科保健事業に対し、補助を行うこと。
- ㉑「在宅歯科医療実践ガイドブック（歯科医療従事者向け）」は随時更新すること。
- ㉒歯科衛生士が在宅訪問を行って専門的な口腔衛生、機能的なケアを行う区市町村の取り組みへの支援を行うこと。
- ㉓歯科医療機関を継承することへの支援を行うこと。

②かかりつけ歯科医が口腔機能の維持管理を行うための医療機器の購入に係る補助金を創設すること。

(11) 聴力健診・聴覚医療の充実

①高齢者の聴力健診を実施する区市町村への支援を、都独自に実施すること。

(12) 薬局、薬剤師による療養支援の充実

①薬剤師による在宅療養患者への服薬支援を推進すること。

②薬剤の供給不安定状態を解消するため、都として取り得る手立てをとること。

③災害時における医薬品等の供給や薬局機能の維持のための体制強化を図ること。

④モバイルファーマシーの導入を推進すること。

(13) 薬物依存症対策、医薬品の安全対策の充実

①薬物依存症者と家族の相談支援体制を拡充すること。薬物依存者と家族を支援する民間団体、自助グループや家族会への支援を推進し、連携を強化すること。

②薬物依存症者への偏見や社会からの排除につながるような啓発ではなく、背景にある生きづらさを踏まえつつ、適切に治療につながるような取り組みを進めること。

③薬害防止対策を強化すること。ネット販売等に対する監視体制を強化すること。

(14) 依存症、摂食障害に対する支援の充実

①アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症を専門に治療する医療機関を拡充すること。

②当事者活動や家族会への支援を強化し、運営費などの財政的な支援や活動場所の提供を行うこと。

③都立病院機構における、依存症、摂食障害に対する相談、予防、早期発見、治療、回復にむけた支援を強化すること。

④「アルコール健康障害対策基本計画」に基づき、予防、治療、相談支援などの総合対策を推進すること。

⑤摂食障害の予防、治療等の支援体制を強化すること。摂食障害支援拠点病院を松沢病院、小児総合医療センターなど都内に整備すること。

⑥ゲーム依存症対策のため、福祉、教育などが連携する局横断の対応をすすめること。都として治療できる医師の養成をすすめ、対応できる医療機関を増やすこと。

⑦依存症の支援団体への支援を行うこと。

(15) 自殺予防、心のケア対策の充実

①自殺防止の普及啓発、ゲートキーパー養成、相談・支援ネットワークの構築など、総合的対策を継続・拡充すること。

②女性、妊婦の自殺対策を強化すること。

③子どもの自殺対策を強化し、対応力向上のための研修を行うこと。

④自殺未遂者への支援のための救急医療機関や精神科医療機関などの連携を強化するとともに、地域での継続的支援につなげる体制を構築すること。子どもの場合も含めて救急病院に精神科医が常駐できるよう支援すること。

⑤東京都地域自殺対策強化学業補助金の補助率を引き上げること。

⑥いのちの電話を拡充するため、財政支援を強化すること。

⑦自死遺族への相談支援を拡充するとともに、グリーフケアやピアカウンセリンググループ事業を行うこと。

⑧相談窓口はフリーダイヤルにすること。少なくとも、料金の高いナビダイヤルは用いないこと。

(16) 不妊症・不育症に対する支援の充実

- ①都民、および患者に対し、不育症に関する正確な知識の普及、啓発を図ること。
- ②不妊症、不育症の患者に対する相談体制を確立・強化すること。保健所等に不育症相談窓口を設置すること。
- ③不育症の治療費への助成を実施すること。
- ④医療従事者等に対し、不育症に関する専門的研修を継続して実施すること。
- ⑤不育症の治療ができる医療機関を増やすこと。

(17) アレルギー対策等の充実

- ①環境の改善、医療提供体制の充実、相談体制の整備、アレルギーに関する知識の普及などの総合的対策を推進すること。
- ②保育園や学童保育など児童福祉施設等におけるアレルギー対応への支援を拡充すること。
- ③シックハウス症候群、化学物質過敏症などへの対策を強化すること。
- ④合成洗剤や柔軟剤などの人工的な香りをかくことで健康を害する「香害」について周知を図り、使われている物質の情報公開など対策を進めること。
- ⑤化学物質過敏症が、法と条例に基づいた合理的配慮の対象となることを周知し、対策を進めること。

(18) 研究体制の充実

- ①健康安全研究センターの機能を拡充し、検査体制を抜本的に強化すること。新たな人材の採用、育成を計画的に進め、研究のための技術継承ができる体制をつくること。非常勤職員の正規化をはかること。
- ②医学総合研究所は、都立病院機構との連携を強化し拡充すること。人材の確保・育成対策を強化すること。非常勤職員の正規化をはかること。

(19) 動物愛護の充実

- ①都の殺処分の定義から外れている場合も含め、致死処分をなくしていくために最大限の対応を行うこと。
- ②飼い主のいない猫対策を全区市町村が実施するよう、財政支援を拡充・強化すること。
- ③適正な活動を行っている動物愛護団体への医療費の支援や認定証の発行を行うこと。
- ④飼い主の有無を判別するためのマイクロチップの利用を広げること。
- ⑤動物愛護相談センターの建て替えを行い、動物の環境を改善すること。多摩地域に支所を増やすこと。
- ⑥動物愛護相談センターの職員を増員し、相談体制や譲渡事業、不妊・去勢手術の実施などの飼い主のいない猫対策への支援を拡充すること。
- ⑦市町村の動物愛護相談事業に対する支援を拡充すること。
- ⑧全ての犬について八週齢規制を事業者に求めることを、都として独自に条例で規定すること。
- ⑨動物虐待防止対策、および悪質なペット業者への指導監督を強化すること。流通過程でのペットの死亡理由に関する実態調査を行うこと。
- ⑩風水害の場合も含め、災害時のペットの同行避難のための対策を強化すること。
- ⑪応急仮設住宅、復興公営住宅でペットを飼えるようにすること。

(20) ワンヘルス条例の制定

- ①ワンヘルス条例を制定すること。

(21) 火葬場について

- ①特別区において火葬場が民間中心となっており、火葬料金が高額になっていることについて、都として対策を取ること。

7 医療・看護の充実

(1) 国の医療制度改悪から都民を守る

- ①国の医療費削減路線に追随せず、全ての都民が十分な医療を受けられるよう病床を維持・増床するとともに、医療の地域格差を是正すること。
- ②地域医療構想に基づく病床機能転換等を医療機関に押し付けることはせず、ペナルティの発動はしないこと。
- ③病床削減への補助は行わないこと。
- ④厚労省が公立・公的病院の再編統合の検討を求め病院名を公表したことに対し、都として抗議し、撤回を求めること。

(2) 医療機関の整備・増設の推進、民間医療機関への支援の充実

- ①地域包括ケア推進の拠点のひとつとして、有床診療所（在宅、小児、周産期医療等）の活用を位置づけ、開設促進補助を実施するとともに、都用地を無償または低額で貸し出すなど、整備促進への支援を抜本的に強化すること。
- ②都内民間病院の運営維持のため、都独自に診療報酬への加算を行うこと。
- ③病床過剰地域の二次医療圏においても、区市町村の実状にあわせて病床が増やせるようにすること。また、病床不足地域への都立病院をはじめとした病院整備を進めること。
- ④医療的ケアが必要な要介護高齢者や障害者・児、難病患者等が入院・療養できる病床をそなえた医療施設やショートステイ病床を増やすこと。そのための施設整備、運営に対する支援を拡充すること。
- ⑤23区の区立病院、および区が補助金を出して整備・運営する区立に準じる病院に対し、多摩地域の公立病院と同様の運営費補助、施設整備費補助を実施すること。
- ⑥診療所のバリアフリー化に対し、補助や融資、利子補給などの支援を行うこと。
- ⑦医療費未払い患者に対する損失補てんを拡充すること。
- ⑧病院でのWi-Fi環境の整備を進めること。

(3) 療養病床の整備促進

- ①医療療養病床を大幅に増やす新たな計画を策定し、療養病床の整備を促進すること。
- ②地域に必要な療養病床を増やすため、医療機関への整備費補助などを実施すること。
- ③医療療養病床でも緊急患者の受け入れを行う場合には、受け入れベッドの確保や救急医療提供に必要な費用等について一定の基準のもとに財政援助を行うこと。

(4) 在宅医療・訪問看護の充実

- ①在宅医療の急変対応の病床を確保するため、民間病院、有床診療所による緊急一時入院病床確保事業への財政支援を拡充し、実施自治体をひろげること。

- ②区市町村が取り組む在宅医療推進会議、在宅医療ネットワークなど在宅医療体制整備への支援を拡充・強化すること。
- ③訪問看護ステーションの量・質の拡充への支援を抜本的に強化すること。訪問看護の教育ステーションの指定を区域にこだわらず増やすなど、訪問看護師の専門性向上への支援を充実すること。
- ④虐待リスクのある家庭等への訪問看護について、多職種も含めた複数での同行訪問ができる補助制度を検討すること。
- ⑤在宅医療の現場での患者や家族からのハラスメント対策のため、研修や相談支援、普及啓発等を行うこと。実施にあたっては、歯科診療も念頭に置いたものとする。

(5) リハビリテーション医療の充実

- ①地域リハビリテーション支援センターの数を増やし、拡充すること。
- ②災害時のリハビリテーション体制を拡充すること。
- ③訪問リハビリテーションを抜本的に拡充するとともに、訪問リハビリに取り組むリハビリ職の研修を推進すること。
- ④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成を推進するとともに、研修等を強化し質の高い人材の確保を図ること。
- ⑤東京都リハビリテーション病院を多摩地域にも開設するなど拡充・強化すること。
- ⑥都立病院機構のリハビリテーション医療を拡充し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、およびリハビリ専門医師の配置を増やすこと。
- ⑦都立病院機構などで、小児の発達段階に応じたリハビリが受けられるようにすること。

(6) 医療社会事業の充実

- ①医療ソーシャルワーカー（MSW）の在宅療養相談窓口への配置を進めること。
- ②東京都在宅療養移行支援事業による看護師、社会福祉士等の人件費補助について、在宅医療機関、外来部門、医師会も対象に加えること。
- ③地域巡回医療福祉相談会を対面以外の方法でも柔軟に行えるようにすること。
- ④医療福祉電話相談を通年化するため、委託費を増額するとともに、積極的に公報を行うこと。
- ⑤身元保証をする人がいない方が望ましい退院先を選択できない実態について調査を行い、支援の仕組みを確立すること。
- ⑥スーパーバイザー養成講座への助成を行うなど、医療ソーシャルワーカーの人材育成への支援を強化すること。

(7) 産科、周産期医療の危機打開にむけた取り組みの強化

- ①周産期母子医療センターの運営費補助を大幅に増額し、赤字構造を解消すること。
- ②NICUを二次医療圏ごとに整備する新たな計画をつくること。とくに不足が著しい多摩地域の整備目標を明確にするとともに、運営費補助の多摩地域加算を創設すること。
- ③多摩地域の新生児受け入れ体制強化にむけ、多摩新生児連携病院を増やすこと。
- ④総合周産期母子医療センターがない区東北部の周産期医療体制を強化すること。
- ⑤周産期母子医療センターへのドクターカーの配備を増やすこと。
- ⑥周産期連携病院を増やすこと。
- ⑦NICUやGCUに長期入院している小児等の在宅生活への移行を促進する中間病床として、「在宅移行支援病床」の設置を促進すること。

- ⑧産科の診療所や助産所の整備を促進するため、開設促進補助を実施するとともに、都有地を無料または低額で貸与すること。院内助産所・助産師外来の実施をひろげるための支援を継続・拡充すること。
- ⑨入院助産制度を拡充・普及するとともに、周産期医療専門ソーシャルワーカーの配置を進めること。
- ⑩妊婦が、妊婦健康診査受診票を、助産所で直接使用できるようにすること。
- ⑪MF I C Uの増床等、母体救命救急を強化し、安心して出産できる体制を整備すること。
- ⑫助産師の研修を拡充・強化すること。

(8) 小児医療、小児救急医療等の充実

- ①東京ルール事案が多数発生している小児外傷患者の救急受け入れ体制強化のために、「輪番制」の実施や、「小児外傷指定救急医療施設（仮称）」の設置を行うこと。
- ②小児休日・全夜間診療事業について、救急患者の受け入れ数に応じた加算の実施をはじめ、制度を拡充すること。
- ③区市町村が実施する小児初期救急医療に対する補助を土曜日の日中も対象にするなど拡充し、全区市町村で実施すること。
- ④救急などでの小児医療機関・関係機関の連携を強化するため、二次医療圏ごとに関係者による会議体を設置すること。
- ⑤児童精神科医療についての協議会を設置し、児童精神科の専門医療機関を二次医療圏ごとに整備すること。専門医の養成をすすめること。

(9) 救急医療の充実

- ①救急医療機関勤務医師確保事業について、事業対象の休日に土曜日を加えるなど都として拡充すること。
- ②救急医療の「東京ルール」について、地域救急医療センターへの補助を増額・拡充すること。
- ③休日・全夜間診療事業は、中小の医療機関への委託費の増額をはじめ改善・拡充し、実施医療機関を増やすこと。
- ④病院救急車の活用を促進し、購入経費への補助を行うこと。。
- ⑤救命救急センターを増やし、不足地域をなくすこと。救命救急センター運営費補助を拡充すること。
- ⑥救急医療機関への救急救命士の配置を推進すること。
- ⑦救急医療機関の医療従事者の勤務環境改善のための体制整備への支援を強化すること。
- ⑧眼科・耳鼻咽喉科休日診療の医師確保のため、委託料を増やすこと。
- ⑨ドクターヘリの災害時の運用体制や近隣県との連携体制を構築すること。

(10) 医師確保対策の充実

- ①総合的な医師確保対策を推進するため「地域医療支援センター」を拡充・強化すること。離職医師の復職を支援する「ドクターバンク」を創設すること。
- ②医師養成奨学金制度を拡充し、対象人数を増やすこと。
- ③都職員として採用した医師を公立病院に派遣する東京都地域医療支援ドクター事業を拡充すること。採用人数を増やすとともに、対象診療科目に麻酔科を追加すること、民間病院も派遣の対象にすることを検討すること。
- ④在宅医療、小児医療、児童精神科、産科、救急医療、公衆衛生などについて、大学医学部に寄付講座を設置して専門医師の育成を行い、病院への派遣等を行うこと。
- ⑤都内の病院・診療所で勤務している医師の労働実態調査を行い、長時間労働をはじめとした労働管理の改善を進めること。

(11) 看護師等の確保・養成・定着対策の充実

- ①看護師確保に関する実態調査を行い、大幅増員の目標を立て、養成・定着・再就業対策を拡充強化すること。
- ②都立看護専門学校は直営を堅持し、廃止した看護専門学校を再開または新設するなど定員を増やすこと。
- ③広尾の看護専門学校の改築にあたっては、PFI事業は行わず、定員増をはじめ内容を拡充すること。
- ④都立看護専門学校の入学料、授業料、入学試験料、寄宿舎使用料を廃止すること。すべての都立看護専門学校に寮を設置すること。
- ⑤看護師等修学資金貸与事業を拡充し、保育士や介護福祉士と同様に生計費加算を実施すること。
- ⑥ナースプラザの事業を拡充すること。
- ⑦看護師の実習を受け入れる病院への支援を実施すること。
- ⑧国の看護師の処遇改善は対象が限定されていることが問題になっており、都として限定することなく看護師の処遇改善を行うこと。
- ⑨院内保育所の施設整備費および運営費への補助を拡充し、増設を促進すること。24時間保育、病児・病後児保育の実施への支援を強化すること。院内保育所の地域開放を促進すること。
- ⑩看護師宿舎への整備費助成の拡充、民間医療機関が看護師の確保のためアパートなどを借り上げる費用への補助を行うこと。
- ⑪産休、育休および介護休暇の代替看護師の確保に対する経費への補助を都独自に実施すること。
- ⑫都内の全医療機関で3交代で月8回以内・複数の夜勤体制を確保すること。労働条件の大幅な改善を図るため、夜間看護手当増額、夜勤にともなう交通費の全額支給ができるよう助成すること。
- ⑬公的機関で看護補助者の人材バンクを設置すること。
- ⑭管理的立場にある看護師を対象にしたマネジメント能力育成のための研修の支援を行うこと。
- ⑮病院勤務者勤務環境改善事業をより使いやすく改善すること。

(12) 多摩・島しょの公立病院、診療所に対する支援の充実

- ①公立病院運営費補助は、許可病床数を算定基礎とするとともに病床基礎額の増額をはじめ拡充し、病床利用率などの経営評価によって減額する算定方法は見直すこと。感染拡大以前の収益に改善するまで、感染拡大以前の実績に基づく算定を継続すること。公立病院の産科・周産期医療、小児、救急の医師確保・育成等への支援を行うこと。
- ②公立病院施設整備事業費償還補助金について補助率の引き上げなどの拡充をすること。
- ③地域医療の中核病院としての医療機能を維持するために必要な医療機器の更新(買い替え)費用について、補助制度を新設すること。
- ④へき地医療運営費等補助、へき地産科医療機関運営費補助、へき地診療所施設等整備費補助を拡充すること。
- ⑤自治医大卒業医師の計画的派遣をはじめ、へき地における医師・看護師をはじめとした医療従事者の確保、医療体制整備への支援を拡充すること。

(13) 医療の安全対策等の強化

- ①医療事故防止・再発防止のための人材養成、情報提供など、医療の安全確保対策を拡充・強化すること。
- ②医療シミュレーショントレーニングセンターの設置を支援すること。
- ③都の医療監視員を増員し、研修を強化すること。病院医療監視経験者の配置を進めること。
- ④医療従事者のエイズやウイルス性肝炎等予防対策への助成を行うこと。
- ⑤医療機関のアスベストの除去等の対策に対する補助を行うこと。

⑥医療機関のサイバーセキュリティ対策への補助を行うこと。

(14) 監察医療の充実

①監察医務院の体制を拡充すること。

②多摩・島しょの監察医業務に対する支援を強化すること。国に政令の改正を求め、監察医制度を全都展開すること。

(15) 外国人への医療提供の充実

①「ひまわり」や救急通訳サービスにおいて、対応可能な言語を増やすこと。

②ICTを活用した遠隔通訳も含め、医療機関での通訳の配置・派遣を進めること。

③外国人未払医療費補てん事業を要件の緩和などにより使いやすくすること。

(16) 臓器移植コーディネーターの増員

①臓器移植コーディネーターを増員すること。

〈3〉 中小企業、農林水産業への支援を拡充する

<h2>8 物価高騰から中小企業を守る対策</h2>

(1) 物価高騰のもと中小企業の営業を守るための支援

①物価高騰の影響を受けるすべての事業者を対象とした燃料費への支援、固定費（家賃、リース代等）補助、売上・所得減少に対する支援などの都独自制度を作り継続的に支援すること。

②中小企業向け融資について、無利子、保証料全額都負担の範囲を拡大し負担軽減を図ること。

③物価高騰対策のゼロ金利融資を創設すること。コロナ対策融資の条件変更や借り換えも柔軟に行うこと。保証協会付き融資であっても、再建計画に基づき都が債権放棄できることを周知徹底し相談体制も拡充すること。

④滞納税金等があっても融資の対象にすること。「分納計画書」がかわされている場合は、融資申し込みを受け付けること。

⑤東京都信用保証協会に対し、利用者が赤字でも営業再建に資する支援を行うよう都として指導すること。

⑥高騰する肥料、飼料への緊急補助を行うこと。

(2) 消費税率は5%に引き下げ、くらしと中小業者を守る

①消費税5%への緊急減税、フリーランスや個人事業主、ひとり親方の廃業に直結するインボイス（適格請求書）制度の中止を国に求めること。

9 中小企業の持続的発展への経営支援の拡充

(1) 「2024年問題」の解決に向けた総合的支援

- ①運輸業、建設業の残業規制開始による「2024年問題」の解決に向け、庁内横断の組織を作り、中長期的な視点で対策を行うこと。
- ②2024年度から始まる運輸業、建設業の残業規制を徹底するよう周知・啓発すること。運輸業、建設業の雇用の維持や確保への支援を行うこと。
- ③都が発注する工事等について、残業規制や週休2日制等を十分に考慮した適正な工期で発注すること。また、それに見合った取引価格の引き上げを行うこと。

(2) 中小企業・小規模企業振興条例にもとづく総合的支援

- ①中小企業・小規模企業振興条例にもとづき、中小企業予算を抜本的に拡充すること。
- ②中小企業振興対策審議会を開催し、物価高騰の中での中小企業支援について調査・検討を進めること。

(3) 小規模企業への支援の強化

- ①小規模企業の実態について区市町村と協力して悉皆調査を行うこと。また、区市町村が悉皆調査を実施できるよう支援をすること。
- ②工場の賃借料、リース代など固定費の負担に対する直接支援を実施すること。
- ③病気、出産、介護などで商店・工場を休業せざるをえない個人事業主の休業補償を実施すること。
- ④所得の低い小規模企業者の世帯、フリーランスの方への国保の保険料（税）の減免を進めること。女性起業家の出産・育児による休業期間の国民健康保険料（税）は免除すること。
- ⑤所得税法第56条を撤廃し家族従業者の給与を全額経費として認めるなどの税制改正や、税金、社会保険料の軽減を国に求めること。

(4) 人材確保・育成、雇用環境改善に対する支援の強化

- ①中小企業に働く労働者の育児・介護休業・休暇など取得を促進するため、中小企業に対して休業期間中の賃金助成や代替職員配置のための支援等を拡充すること。育児・介護休業・休暇取得促進事業などを拡充すること。従業者の子育て、介護による離職を防止できるように、中小企業の支援を拡充すること。
- ②難病、がんなどでも、就業継続や就職できるように中小企業の支援を拡充すること。
- ③ワーク・ライフ・バランスを進める中小企業への支援を拡充するとともに、いったん離職した女性の再就職を進める中小企業の支援を拡充すること。
- ④業員の技術・技能の向上にむけ職業訓練校を活用できるように中小企業の支援を拡充すること。
- ⑤ものづくりの技術継承ができるよう都として必要な職業訓練をおこない、中小企業の求人にかたえられるようにすること。

(5) 下請取引の監視強化、取引適正化への支援強化

- ①国の「パートナーシップ構築宣言」制度に参加する企業を増やす取り組みを通じて、取引の適正化や価格転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- ②「パートナーシップ構築宣言」の実効性を確保するため、取り組み状況調査や結果の公表、都発注事業の制限、悪質な企業名の公表等を行うこと。

- ③下請取引監視員を大幅に増やすよう国に要請するとともに、都として下請取引適正化へむけて取引監視体制を抜本的に強化すること。
- ④フリーランス取引適正化支援法に基づき、不利な取引の是正や就労環境の改善など、都として具体化すること。

(6) 事業承継・再生支援、事業・技術の継承への支援

- ①事業承継、事業再生を促進するため、相談窓口を強化するとともに、長期貸付・超低金利の全額保証の融資創設、専門家の派遣など課題解決にむけた伴走型の経営支援策を拡充すること。地域金融機関との連携を強めること。

(7) 需要開拓、製品開発、販路拡大への支援

- ①DXによる、ものづくりの需要開拓、新製品開発、販路拡大のための都の取り組みを抜本的に強化し、人材育成を支援すること。また大学、試験研究機関との連携を支援すること。
- ②中小企業の販路開拓、市場調査など支援を拡充すること。国内外の見本市への参加支援を拡充すること。
- ③都の物品購入、工事契約の中小企業への発注比率を引き上げること。

(8) 起業支援の抜本的強化

- ①起業時のオフィスとして都有施設の活用・提供など低廉な施設提供を拡大するとともに、都有施設を使用できない起業者へは家賃、機械・事務設備などへの助成を実施すること。都のチャレンジショップを増設すること。
- ②女性の起業実態に関する調査をおこなうこと。女性起業家向けの育児、介護などへの支援ができるようにするとともに、病気や出産時に安心して休めるようなヘルパー派遣事業を立ち上げること。
- ③障害者の創業支援の事業を実施すること。

(9) 試験研究機関の中小企業支援の強化

- ①産業技術研究センターは、独立行政法人化を見直し、運営費、研究費を増額するとともに、基礎的研究ができる人員を増やすなど、中小企業への支援体制を拡充すること。
- ②依頼試験、技術相談、機器利用サービスなど増加する利用件数に対応して体制を拡充すること。小規模企業向けの、専門の相談体制をつくること。また、利用料の助成を行うこと。
- ③工学系のみならず、障害者・介護施設での補装具・食器・食事の開発など、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなどの文系産学公連携を支援すること。

(10) 金融支援の強化

- ①預託金を増額し、中小企業の負担を軽減した、借りやすい制度融資のメニューを拡充すること。保証料補助のメニューを拡大すること。資金繰りが困難な企業には、保証料補助を上乗せして負担を軽減すること。
- ②物的担保偏重を改め、知的財産、熟練技術・技能なども適正に評価し、資金繰りを支援すること。収益がなく、生活が困難な業者に対する無利子、長期貸し付けの生活つなぎ資金を創設すること。

10 ものづくりの集積への支援の強化

(1) ものづくり集積の再生支援

- ①集積地域ごとに、どのような製造業種、業態が残っているのか把握する悉皆調査を行い、データ化するとともに分析を行うこと。
- ②ものづくり基盤技術強化支援事業の強化を図ること。
- ③まちづくり、福祉・医療、大学・学校との連携など全庁をあげてものづくり集積地域の振興施策をすすめること。
- ④集積地域ごとに、必要な人材を投入し、研究開発機関や実験施設を整備し、異業種との連携を支援すること。
- ⑤製品の展示場、製品開発から販路拡大までの一体的支援、各種サポート・相談窓口などを一カ所に集約した、ワンストップ・サービスの「東京ものづくり支援センター」を集積地域ごとに設置すること。
- ⑥大学と連携したものづくり中小企業のイノベーション支援を行うこと。

(2) ものづくり企業への支援強化

- ①中小企業のものづくり技術・技能継承、事業承継に向け、信用金庫等の地域金融機関と都の連携を強め、中小企業支援機関の専門家などの協力をえて相談・支援を拡充すること。
- ②新製品、新技術開発への助成事業については、自己負担を軽減するとともに、前渡し金として直ちに事業開始できるようにすること。国の新製品、新技術などの開発助成金について、都として上乗せ補助を実施すること。
- ③多摩地域のものづくりインキュベーション施設を拡充すること。
- ④ものづくりに欠かせないメッキ加工業への支援を継続・拡充すること。
- ⑤半導体製造に携わる中小企業への支援を行うこと。

(3) 各種産業分野との連携強化

- ①再生可能エネルギーや省エネルギーを産業振興の柱として位置づけ、都内中小企業による技術開発、製品づくりを、大学、試験研究機関と連携して強化し、雇用創出にもつなげること。
- ②新しい医療機器・医療技術の開発をすすめる医工連携事業を、都立病院、大学病院、研究所と連携して実施し、雇用創出にもつながるよう支援を拡充すること。
- ③福祉・介護機器、介護ロボットの開発をすすめる産学官連携事業について、都内の福祉施設、大学、研究所などと連携して、福祉機器の開発、製品づくりをさらにすすめること。
- ④特定分野で強みをもつニッチトップ企業のさらなる技術力の高度化・強化、販路拡大への支援を強化すること。
- ⑤都内の農林水産業がかかえる課題について、大学、研究所と連携して、技術開発、製品開発ができるように支援を拡充すること。
- ⑥都内の商店街が、地域のものづくり企業と連携して、地域ブランドとして商品開発し、販売できるように支援を拡充すること。

(4) 知的財産権に対する支援の強化

- ①国内および海外の特許取得、特許維持費用、商標登録の費用、特許侵害の調査費用、訴訟費用への助成を行い、知的財産権保護への支援を強化すること。

②知的財産総合センターによるアドバイザー派遣などの支援を拡充すること。各国の知的財産の制度に熟知した専門家を配置すること。

1 1 地域・消費者に魅力ある商店街づくりへの支援

(1) 全庁横断的な総合的な支援体制の創設

①商店街を「地域の公共財産」と位置づけて、財政的支援や相談などの支援を抜本的に強めること。

(2) 商店リフォームの支援

①商店街を構成している一つ一つの店舗がバリアフリー化、省エネ化、店舗改善などができるよう商店リフォーム助成を実施すること。

②地元関連業者と連携して、商店街施設のリフォームなどが取り組めるようにすること。

(3) 「買い物弱者」対策、コミュニティづくり支援の強化

①移動販売車、配達サービスなど買い物弱者支援を拡充強化すること。

②地域住民が利用できる休憩施設や多目的の交流拠点の施設運営に支援すること。だれでもトイレ、ベンチなどの設置支援を拡充すること。

(4) 魅力ある商店街づくりへの支援

①地域住民が必要とする生鮮三品などの後継者育成をはじめ、住民要求に応える品揃え、地域ブランド、地産地消などの取組に対し支援を行うこと。

②商店街による、地元中小企業、大学などと連携した商品開発・販売、地産地消などの取り組みへの支援を拡充すること。

③区市町村が、住民、商店街などと、各商店街の問題点を把握し、各商店街にあった独自施策をすすめられるよう、区市町村が取り組む商店街振興施策に対する包括補助制度を創設すること。

④空き店舗がうまれた場合に、空き状態が長期に渡ることなく、商店街の機能を維持するために活用・再開できるよう、支援を強化すること。

(5) 商店街組合への支援

①商店街活動の推進に欠かせないリーダーを育成できるように、長期的立場で商店街活動を担う人材育成事業を継続して進めること。

②物価高騰やによる閉店や休業により衰退している商店街組織の再組織化、活性化に向けた支援を行うこと。組合専従者の人件費負担などの軽減策を進めること。

③商店街の街路灯の電気料金について、都が一部負担すること。

(6) 大型店・駅ナカ店の規制、商店街と共存・共栄

①駅ビルや地域に大型店が出退店をする場合、具体化する前の土地取引段階から地元自治体のまちづくり方針との整合性のチェック、地元商店街での買い物客の回遊性などの影響調査をおこない、商店街への影響軽減策、商店街振興への協力などを相互で取り決める「商店街振興協定」を結ぶルールをつくること。

②大型店内、駅ナカ内での地元商店物産展を開催するなど、地元商店（街）を広く紹介し、積極的に商店街活

動へ協力、参加できるよう、それぞれの本部に改善を求めること。

12 中小建設業への支援の強化

(1) 仕事確保対策の推進

- ①都として住宅リフォーム助成を実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
- ②資材高騰、人材不足などの建設業への影響について実態調査を実施するとともに、中小建設業の仕事確保と経営安定のための施策を実施すること。

(2) 都発注の公共事業の改善

- ①公共設計労務単価が、現場労働者の賃金と乖離している実態を改善するよう元請け、業界に要請するとともに、都としても実態を把握すること。
- ②建設資材の高騰や納期の遅延の実態を都として把握し、公共価格を設定すること。
- ③「総合評価制度」の運用にあたっては、企業規模や受注実績だけでなく、地域社会への貢献や環境保全活動などを重視し、総合的に評価すること。中小企業について、公平・公正な審査を行うこと。
- ④都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事の受注の機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。

(3) 下請け業者への支援の充実

- ①下請企業が受注元企業に対し、取引の適正化や価格転嫁できるよう都として支援の強化を行うこと。下請企業や技能労働者の賃金・単価、労務費などにしわ寄せが生じないよう対策を講じること。
- ②受注元企業の倒産、破産した場合や不慮の事故など、様々な要因で下請け代金の支払いが遅らされる事態に備え下請企業が受注元企業にたいして代金を回収できるように債権保全事業を実施すること。

(4) 建設労働者、中小零細建設業者の福祉の充実

- ①建設国保への補助金は、医療費・経費の増嵩分もふくめて現行水準を維持すること。
- ②特定検診、特定保健指導に対する補助の拡充と、がん対策事業への財政的支援を行うこと。
- ③建設業退職金共済制度の適正履行を徹底すること。
- ④都の発注工事においては最終下請け労働者、技能労働者にまでいきわたる法定福利費を積算、発注の内訳において別枠で明示すること。
- ⑤吹付けアスベスト等の適切な除去工事と事前調査等の費用の助成を拡充するとともに、調査装置などの貸し出しなど技術的・財政的支援を推進すること。

(5) 中小建設業振興の総合対策の推進

- ①産業労働局に建設業振興を所管する部署を設置すること。建設業を産業政策の柱として位置づけること。
- ②技能検定の応募枠を増やすため、業界団体の支援を拡充すること。
- ③都立職業訓練校への支援を拡充するとともに、在職者の能力向上訓練、一人親方や会社に属していない生徒にも支援を行うこと。

13 業種別支援の充実

(1) 地場産業、伝統産業への支援の強化

- ①地場・伝統産業対策は、従来の業種団体支援に加え、区市町村の自主的計画・事業の支援を積極的に行い、販路拡大、技術支援、後継者対策など支援を強化すること。

(2) 印刷・出版への支援の強化

- ①適正単価にもとづく予定価格を設定し、印刷・製本を物品買入契約扱いから製造請負扱いとすること。
- ②印刷産業の商取引慣行の改善、適正単価の確立にむけ、都として実態調査を行うこと。
- ③印刷・出版の振興計画を作成すること。

(3) アニメ産業の振興策の強化

- ①アニメ産業労働者の実態調査を行い、相談・支援体制を充実させること。
- ②総合的で体系的なアニメ産業振興プランをつくり、著作権の保護など、都としてルールづくりを進めること。
- ③アニメ産業の人材育成への支援を強化すること。
- ④アニメのアーカイブに係る事業への支援を強化すること。

(4) 皮革関連産業の振興対策、家内労働者への支援の充実

- ①靴づくり職人をめざす若者のために、台東分校の製靴コースの定員を拡大すること。低家賃の工房、共同工房、工場アパート、常設の展示場の確保などの支援を拡充すること。スキルアップのための専門家の派遣制度、ドイツやイタリアで実施されているシューフィッター制度の普及などを図ること。
- ②皮革製品の東京ブランド認証制度をつくり、販路拡大を進めること。
- ③製靴産業に働く人や工房を開いている人たちが技術支援を受けられる、能力向上訓練等支援を強化すること。
- ④「家内労働傷病共済制度」や「健康診断事業」などの諸施策を拡充・継続し、家内労働者の健康と生活を守ること。
- ⑤家内労働者のための融資限度額を拡大するため、労働金庫への預託原資を増額すること。

(5) 観光産業振興策の充実

- ①インバウンド頼みや大企業、富裕層を優遇する政策をあらため、観光立国基本法の理念である「住んでよし訪れてよし」の安全安心の地域住民目線での観光政策へ転換を図ること。
- ②住環境や通勤通学に著しい影響が出るオーバーツーリズムの対策を住民視点で強化すること。
- ③物価高騰等による影響の実態調査を行い、中小観光事業者を支援すること。
- ④都の史跡や名勝、自然などを生かしたマイクロツーリズムへの支援を拡充すること。
- ⑤商店街が免税カウンターを設置する取り組みにたいして、相談対応、設置への専門家によるアドバイス、設置経費など支援の拡充を行うこと。

14 農林水産業への支援の強化

(1) 農業の振興対策

- ①東京の農業を基幹産業と位置づけるとともに、「農業振興条例」を制定し、農林水産対策予算を増額して総合的な振興策を抜本的に強化すること。
- ②「国連家族農業の十年」を「東京農業振興プラン」に位置付けて具体化を進めること。東京農業振興プランの財源的裏付けを明確にし、目標に対する到達状況を毎年公表すること。
- ③東京農業アカデミーに対し、体制や財政の強化を図るとともに、卒後数年した新規就農者への中級クラスの設置についても検討すること。
- ④都市農地保全支援プロジェクトについて、各市町の実情に応じた取り組みができるよう、1 市区町あたりの補助上限を撤廃するなど、抜本的に拡充すること。
- ⑤チャレンジ農業支援事業及び、都市農業経営力強化事業について、地域の実情に応じた活用しやすい仕組みとするために、事業費の下限を撤廃すること。
- ⑥各区市町村と協力して、後継者の確保のため農地の斡旋、研修期間の生活援助など特別な手立てを拡充すること。
- ⑦都として農産物の価格保障、農家の所得補償制度をつくること。
- ⑧地産地消を生かした循環型農業、消費者と農業者との連携促進への支援を強化すること。
- ⑨農業団体や生産者グループなどが都民に農産物の販売を行うイベントへの助成を拡充すること。
- ⑩体験農園の利用者に対する負担軽減を行うこと。
- ⑪福祉や教育などと連携した、農地を活用した取り組みに支援を拡充すること。
- ⑫学校給食における、都内産農産物の活用を推進するため財政的支援を行うこと。コーディネーターの配置や配送を行う区市町村や事業者への支援を行うこと。
- ⑬農業経営の安定を図り、農業生産力を維持するために資金繰り支援、経営支援事業を拡充すること。新規就農者に対し、初期投資への支援を行うこと。
- ⑭有害鳥獣対策のさらなる拡充を行うこと。

(2) 持続可能な農業生産と地産地消の推進

- ①再生可能エネルギーの導入にむけた設備投資や、環境負担軽減に資する生産関連資材の導入を行う農林漁業者に対し、財政支援を実施すること。
- ②環境負担軽減に資する生産関連資材の導入や技術指導等の支援を強化すること。
- ③有機農業の取り組みを広げていくために、化学肥料や農薬の削減に資する技術的支援や財政的支援を行うこと。
- ④学校給食に有機野菜等を活用することを通じて有機農業の取り組みを促進していくこと。
- ⑤家畜ふんや街路樹の剪定枝等を活用した堆肥づくり促す仕組みを構築するための情報提供などの支援を行うこと。

(3) 農地の維持保全への支援

- ①都市農業振興基本法をうけて、都市農業がはたしている環境保全など、その多面的機能が果たす社会貢献を評価し、農業用施設用地や屋敷林に対する固定資産税を軽減するなど農地の維持保全を支援すること。
- ②生産緑地の追加指定を推進すること。

- ③区市町村の生産緑地の買い取りに対する助成を抜本的に引き上げること。
- ④遊休農地や、遊休農地状態にある土地を農地として活用する農業者や区市町村に対する支援を拡充すること。
- ⑤生産緑地の賃借に関する貸し手と借り手の長期賃貸借契約に対する奨励金などの支援を行うこと。
- ⑥相続等で貸借している生産緑地を返却しなければならない農業者に対し、次の農地が見つかるまで都として農地を貸し出すこと。
- ⑦生産緑地を活用した体験農園等に対し、都として普及支援を行うこと。

(4) 畜産業、養鶏業への支援の強化

- ①畜産農家の販路拡大を支援すること。トウキョウX、東京しゃも、東京烏骨鶏、TOKYO BEEF（東京ビーフ）などの生産・流通拡大への支援を強化すること。
- ②畜産廃棄物、都市食品残滓物や剪定枝材などのコンポスト利用など環境にやさしい農業の推進及び土づくり対策を継続できるようにすること。
- ③畜産農家の経営を圧迫している肥飼料の高騰、乳価の下落に対し直接支援を行うこと。
- ④日本型畜産をめざし、都として肥飼料の国産化に向けたとりくみをすすめること。
- ⑤家畜保健衛生所の検査機器、検査体制などを拡充し、機能強化を図ること。

(5) 農水産物の安全安心、地産地消の推進

- ①学校、病院などの公共施設での地産地消、新鮮で安全な農水産物の利用拡大を推進すること。直売・産直事業など都内の農産物の販路の拡大を支援し、都として都内産農水産物の需要拡大対策をすすめること。
- ②飲食店などによる地元、都内産の農産物を生かした食品提供への支援を拡充すること。

(6) 試験研究機関の拡充

- ①農畜水産物の輸入拡大にともなう海外からの感染症の侵入・発生について、都の試験研究機関と関係者が連携して防疫体制をつくり、未然防止対策を強化すること。

(7) 林業振興、森林の保全対策の強化

- ①CO₂削減、地球温暖化防止、木質バイオマスなどエネルギー供給等に森林がはたす役割の重要性にふさわしく、林業が産業として成り立つよう、林業の振興と森林保全対策を強化すること。
- ②森林・林業は多面的役割を確保、維持していく上での専門家「フォレスター」などの育成をすすめるとともに、森林事業者への所得補償を行うこと。森林経営強化にむけた支援を行うこと。
- ③森林事業者の育成・定着支援の抜本的な拡充・強化を行うこと。
- ④多摩産材を活用した住宅建設、リフォームなどの助成を拡充すること。
- ⑤都市近郊林について、山林相続税の納税猶予制度を創設するよう国に要請すること。

(8) 水産業振興策の強化

- ①価格保証、所得補償、漁船の燃料の価格安定を基本に、水産業振興策を強化すること。
- ②水産業振興のため、河川、内湾、島しょの水産資源の調査・研究をすすめ、都市型養殖業の充実、内湾生態系の保全と回復を図ること。
- ③島しょをはじめとした東京産水産物の流通促進を図ること。他県船などの不法な漁獲の規制を強化すること。
- ④国連海洋法条約にもとづく資源管理体制の確立とともに、水産試験場を拡充すること。小笠原諸島など東

京都の200カイリ海域における資源管理型漁業の振興を図ること。

(9) 内水面漁業の振興を図ること

- ①ヤマメの発眼卵放流、養殖などへの支援を拡充すること。
- ②アユが遡上できるように多摩川上流の魚道と堰を改良し、アユ釣りの普及に取り組むこと。
- ③奥多摩湖・多摩川に繁殖しているブラックバス等の外来魚、および奥多摩湖のアオコ対策をすすめること。

〈4〉子どもの権利保障、子育て支援の推進

15 子どもの権利保障、児童虐待防止対策

(1) 「子どもの権利条約」「東京都こども基本条例」にもとづく施策の推進

- ①「子どもの権利条約」「東京都こども基本条例」を活かし、子どもの意見を聞き都政に反映させること。
子どもに影響を与えるすべての事柄について、子どもが意見を表明する権利を保障すること。
- ②児童相談所職員などの自治体職員、児童養護施設等の職員、里親等に対し、子どもの意見表明権や、意見表明等を支援することの重要性についての理解促進を進めること。
- ③子どもの権利擁護専門相談事業を拡充すること。
- ④施設等の第三者委員や意見箱について、子どもたちがより率直に意見を出せるよう改善すること。好事例集を作成し、普及すること。
- ⑤措置決定などの際に、専ら子どもの立場から、子どもとの信頼関係を基礎として、子どもの意見を様々な方法で傾聴するとともに、子どもの考えの整理を後押しし、子どもが望む場合は意見表明を支援したり代弁したりする意見表明等支援員を導入すること。
- ⑥措置内容について、子ども本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整えること。

(2) 子育て家庭の孤立の打開、相談支援体制等の充実、児童虐待防止対策の推進

- ①虐待対策コーディネーター及びワーカーの配置について、財政支援の一層の充実を図ること。
- ②区市町村の子ども家庭支援センター内に児童相談所のサテライトオフィスを設置する事業の実施を広げること。
- ③予防的支援推進とうきょうモデル事業の内容をモデル実施から本格実施とし、実施区市町村を広げること。
- ④児童家庭支援センターを設置すること。
- ⑤院内虐待対策委員会の設置、事例検討など、医療機関における虐待対応強化事業を推進・拡充すること。
- ⑥全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」と「新生児訪問事業」の連携を促進し、全区市町村で実施できるよう、支援すること。
- ⑦区市町村による見守りや訪問、家事・育児・保育所への送迎などに対するヘルパー派遣など、利用料が無料または低額で使いやすい支援を拡充すること。

- ⑧10代の出産・育児に対する相談支援事業を実施すること。
- ⑨未受診妊婦についての全数調査を行い、子どもと妊産婦への支援に活かすこと。
- ⑩子どもへの暴力防止を推進するCAPプログラムなどの学校、児童福祉施設等への導入を進めること。
- ⑪「東京都虐待防止白書（仮称）」を定期的に発行すること。
- ⑫児童虐待に関するSNSを利用した相談支援を、24時間体制で行うこと。
- ⑬産婦健康診査に係る費用負担制度について、居住する市区町村以外の医療機関も補助対象となるよう、東京都内共通の受診券による公費負担制度を導入するとともに、都による財政支援を拡充すること。

（3）児童相談所の充実

- ①国の新たな配置基準を踏まえ、児童福祉司、児童心理司を大幅に増やし、夜間・休日をふくめ365日24時間対応できる体制を整備すること。
- ②児童福祉司、児童心理司を安定的・継続的に確保・育成する中長期的計画をつくり、ただちに具体化に着手すること。
- ③各児童相談所の管轄人口が50万人程度になるよう、児童相談所を増設すること。特に、多摩地域において地理的条件や交通事情を考慮し、倍加するなど、抜本的に増やすこと。
- ④常勤化を含め、弁護士の配置を拡充すること。
- ⑤すべての児童相談所に歯科医師及び歯科衛生士を配置すること。一時保護所の子どもの口腔内の実態把握を行うこと。

（4）特別区への児童相談所設置への対応

- ①これまでに児童相談所を設置した特別区の状況の検証を行い、教訓を今後の区設置に活かすこと。

（5）一時保護所の充実

- ①子どもたちが少人数の落ち着いた環境で生活できるよう、既存の一時保護所も国が定めた新基準を守れるようにすること。一時保護所の施設設備の基準を、都独自に拡充すること。
- ②一時保護所の運営において、子どもの権利擁護を徹底すること。一時保護所内でのルールは、子どもの人権を守る観点に立ち、子どもの意見を聴いて絶えず見直し、不要なものは撤廃すること。
- ③職員の配置を抜本的に充実し、子どもの処遇を改善するとともに、入所期間の短縮をはかること。
- ④一時保護が必要な子どもたちの急増に見合うよう一時保護所を増設し、定員枠を大幅に増やすこと。
- ⑤各児童相談所で土日も看護師が配置できるようにすること。
- ⑥一時保護所に十分な教員を配置して、分校や分教室を設置し、小中学生、高校生への教育保障を充実させること。

16 保育の充実・待機児ゼロの実現

（1）保育士の増員と保育条件の向上

- ①低すぎる認可保育園の保育士配置基準を抜本的に引き上げるとともに、その分の保育士増員のための予算を措置すること。
- ②認可保育園のクラス集団規模の上限の基準を設けること。
- ③認可保育園の面積等の基準をかつての都基準以上に改善・拡充すること。

- ④保育サービス推進事業は、アレルギー対応等の単価の引き上げをはじめとした拡充を行うこと。対象事業のうち、補助率が2分の1となっているものについて、補助率を引き上げること。
- ⑤産休明け・0歳児保育、延長保育に対する支援を拡充し、実施園を大幅に増やすこと。休日保育、夜間保育への支援を、保育士の増配置を行い保育の質を守りながら都として拡充すること。
- ⑥障害児保育への支援を拡充すること。医療的ケア児の受入れのために看護師を配置している場合は、現に医療的ケア児がいなくても補助の対象とすること。
- ⑦「子育て推進交付金」を拡充すること。
- ⑧都として保育士の給与を月5万円改善すること。私立保育園等の保育士等キャリアアップ補助は、経験年数加算を行うことをはじめ、改善・拡充・増額するとともに、キャリアパス要件と第三者評価受審の要件はなくすこと。確実に処遇改善に結びつけるとともに、受給している株式会社が配当を行うことは禁止すること。収入に占める人件費の割合が一定以上であることを新たに要件とすること。対象事業のうち、補助率が2分の1となっているものについて、補助率を引き上げること。
- ⑨保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を継続し、家賃の高い地域では基準額を引き上げるなど内容を充実させること。
- ⑩保育士等が本来の業務に専念できるように、保育園で常勤の事務職員を配置できるよう、事務職員を増員するための予算を措置すること。
- ⑪既設の保育園が園庭を確保する場合の借地料などへの補助、あるいは複数の保育園による共同園庭の確保への支援、区市町村と連携した園庭の代わりになる公園整備を進めること。
- ⑫東京都保育人材・保育所支援センターの活用を推進し、拡充すること。

(2) 認可保育園の増設を中心とした待機児童対策

- ①国基準の待機児童に含まれないいわゆる「隠れ待機児童」も含めてゼロにできるように、保育の整備目標を引き上げること。認可保育園を中心に増設し、質の充実を図りながら保育を必要とするすべての子どもたちが保育園に入園できるようにすること。
- ②認可保育園に1年を通じていつでも入れるようにするには、定員に空きが必要なことから、定員割れとなっている保育園でも年間通じて安定的に職員を配置できるよう、運営費は在籍児童数ではなく児童定員数に応じた額を保障すること。
- ③認可保育園整備への用地費助成（購入費補助）を創設すること。
- ④国有地、民有地の借地料補助を補助期間の延長などさらに拡充すること。
- ⑤公立保育園の新設や増改築を行う区市町村に対し、都独自に整備費補助を実施すること。また、公立保育園の運営費への補助を実施すること。

(3) 保育施設への指導監督の強化

- ①保育施設への立入調査は、認可保育園を含めてすべての施設を年一回以上回れるようにするとともに、事前通告なしの立入調査を増やすこと。
- ②認可外保育施設への巡回指導の結果について、施設ごとの結果を詳しく公表すること。
- ③改善勧告や事業停止命令、施設閉鎖命令等を必要な時に速やかに行うようにすること。
- ④保育施設等の重大事故検証委員会は、事故後速やかに開けるよう体制を強化すること。重大事故の情報をわかりやすく公表すること。
- ⑤営利企業による認可保育園、認証保育所等の全面的な実態調査を実施すること。

(4) 病児・病後児保育の拡充

- ①病児・病後児保育を増やすため、小児科の診療所・病院への支援を強化するなど、増設促進対策と財政支援を拡充・強化すること。

(5) 認証保育所制度の改善・見直し

- ①職員配置や面積などの設置・運営基準を改善すること。
- ②補助金と保育料による運営費の使途について、株式配当などに使うことや融資の担保にすることは禁止するとともに運営費の人件費比率を一定水準以上に定めるなど、運営費が保育の質の向上につながる基準を設けること。

(6) 保育室・認証保育所等への支援

- ①保育士の割合を基準より高くしている施設、より多くの職員配置をしている施設には補助を増額すること。
- ②認可保育園への移行を希望する認可外保育施設への支援を拡充すること。
- ③都内の保育施設に通うすべての子どもたちに格差なく防災、感染症対策、救命対策の費用が補助されるようにすること。

(7) 地域型保育事業等の安全と質の確保

- ①家庭的保育制度、およびファミリー・サポートセンター事業における事故防止対策を強化し、保育の質の確保・向上を図ること。
- ②国家戦略特区により小規模保育で3歳以上の子どもを預かれるようにする仕組みはやめること。

(8) 幼児教育・保育の無償化への対応

- ①幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた給食の副食費について、無償化するための予算措置を行うこと。
- ②都の行っている多子世帯の保育料の負担軽減は、公立保育園も全体を対象にすること。
- ③0～2歳児も含め、無償化が実現できるよう、多子世帯以外も含め、都として支援を行うこと。

(9) 学童保育の増設と質の充実

- ①各区市町村の条例で定める学童保育の基準が省令基準を下回らず、放課後児童支援員の資格を持つ指導員が常時複数・専任で配置されるように、区市町村に働きかけること。
- ②待機児ゼロと大規模化の是正のため、学童保育の整備目標を引き上げ、施設整備費補助を拡充すること。
- ③「学童クラブ待機児童対策提案型事業」の各区市からの提案については、待機児童の対象につながる施策であるかどうかだけでなく、子どもの生活の質の確保からも検討すること。
- ④学童保育指導員の確保・待遇改善への支援を強化すること。
- ⑤事務職員の配置について、都独自の上乗せ支援を行うこと。
- ⑥都型学童クラブ事業は、公設公営も対象にすること。
- ⑦認定資格研修は、十分な受講枠を確保するとともに、会場での受講機会を確保し、内容は学童保育関係者と連携して実施すること。資格要件の緩和はしないこと。
- ⑧学童保育指導員の資質向上研修事業を検証し、内容の向上および拡充を図ること。
- ⑨子育て推進交付金や、学童保育に使える補助金を大幅に増額すること。
- ⑩学童保育での昼食提供に係る費用への補助を、食材費も含めて行うこと。
- ⑪すべての児童を対象とする放課後子ども教室との一体化は行わないよう区市町村に働きかけること。学童保

育と放課後子ども教室は、それぞれ別の事業として拡充すること。

17 子どもの貧困対策、子育て支援の推進、ひとり親家庭への支援

(1) 子どもの貧困をなくす総合対策の推進

- ①子どもの貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を策定すること。
- ②子どもの貧困対策に関する局横断の連携体制をさらに強化するとともに、外部有識者も参加する「子どもの貧困対策に関する検討会（仮称）」を設置すること。
- ③区市町村と協力し、子どもの貧困に関わる実態調査を引き続き行うこと。
- ④子どもがいる貧困世帯への手当制度を創設すること。
- ⑤生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業の実施を広げ、内容を拡充するため、財政支援を拡充すること。
- ⑥「子供の貧困対策支援事業」について、補助上限額の引き上げなど拡充すること。

(2) 子ども・家族と妊産婦への経済的支援の充実

- ①子どもの医療費助成は18歳まで所得制限と外来1回200円の自己負担をなくすこと。また、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成の補助率を引き上げ、マル青は4年目以降も10分の10の補助率を維持すること。
- ②018サポートを引き続き実施し、申請手続きの負担を減らすとともに、引き続き生活保護の収入認定の対象外となるよう国と調整すること。
- ③子どもの入院時食事療養費への助成を行うこと。
- ④出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診の自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化を進めること。
- ⑤多胎児を妊娠している妊婦が15回目以降の妊婦健診を受けるのにかかる費用への助成について、区市町村の負担を軽減し、実施を推進すること。
- ⑥妊産婦医療費無料化を実施すること。
- ⑦出産祝い金の支給、出産・育児支援のための都営交通やバスなどの無料パス交付や、一定額まで公共交通を利用できるマタニティパスの交付を実施すること。
- ⑧出産・子育て応援交付金事業に係る継ぎ足し補助は、都の広域連携事業の活用が条件となるが、産前・産後のいずれか一方のみであっても広域連携事業に位置づけるように見直すとともに、一方のみ実施とする場合においても継ぎ足し補助の対象にすること。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ①「とうきょうママパパ応援事業」の内容を拡充し、各メニューの実施区市町村を増やすこと。
- ②産後ケアを実施する区市町村を増やし、すべての区市町村で行われるようにし、自己負担をなくすこと。
また、母子ともにケアができる産後ドゥーラの育成を支援し、産後ドゥーラを活用する自治体を増やすこと。
- ③理由を問わずに利用できる一時保育事業を拡充すること。
- ④ショートステイ、トワイライトステイなどを拡充するため、都の補助を拡充し、委託費の地域格差を是正

すること。当日利用できるショートステイを広げるとともに、自己負担の軽減を進めること。要支援ショートステイ事業の実施を広げるため、財政支援を充実すること。

- ⑤子ども食堂への支援を拡充するとともに、補助率を10分の10に引き上げること。週一回以上実施する子ども食堂に対して、手厚い支援を行うこと。
- ⑥長期休み中の子どもの食事について、学童保育に通っていない子どもも含めた支援を推進すること。
- ⑦就労等の有無にかかわらず保育園に通えるようにする取り組みを、職員の増配置を含めた条件整備を行って推進すること。
- ⑧子どもが気軽に立ち寄れ、食事の提供や学習支援等を行う居場所づくりへの支援を拡充すること。
- ⑨子育てサークルの育成・支援を行うこと。区市町村に対し、子育て相談や子育てサークル活動等を行う子育て支援拠点施設の整備に要する費用を補助すること。
- ⑩予防のための子どもの死亡検証（チャイルド・デス・レビュー）の検討を進め、制度を確立すること。
- ⑪冒険遊び場（プレイパーク）の整備を進めること。プレイリーダーの配置、および養成や研修、研究交流会等への支援を行うこと。
- ⑫旧こどもの城の建物は、大型児童館として果たしてきた役割を踏まえ、子どもや若者、演劇関係者などの声を聞いて活用の検討を進めること。
- ⑬病気や障害等でケアを必要とする子どものきょうだいが抱える心理的、社会的な問題等への支援を行うこと。
- ⑭新生児聴覚検査を全都で無料化すること。
- ⑮新生児聴覚検査で診断を受けてから適切な情報提供や相談支援を受けられるようにするための専門のセンターを設置すること。
- ⑯3歳の時や4～5歳の時の子どもの弱視のスクリーニング検査が広がるように、都として支援を行うこと。
- ⑰多胎児家庭への支援策を拡充すること。
- ⑱特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、住まいや食事の提供、その後の子育て等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う民間団体への支援を行うこと。
- ⑲障害者の親の子育て支援のための施策を実施すること。
- ⑳東京都としてリトルベビーハンドブックを作成すること。
- ㉑新生児マスキングの対象に、重症複合免疫不全症、脊髄性筋萎縮症を加えること。
- ㉒脊柱側弯症健診のための検査機器の導入費用に対する助成を行うこと。

（4）ひとり親家庭への支援の充実

- ①児童育成手当を増額するとともに、支給対象年齢を引き上げ、所得制限はなくすること。また、毎月支給をめざし、当面、偶数月に支給するようにすること。
- ②ひとり親家庭医療費助成の所得制限をなくすること。
- ③離婚調停中の実質ひとり親家庭に対し、原則離婚成立が要件となる児童扶養手当の申請ができない間、ひとり親家庭の支援のため、手当を支給すること。
- ④ひとり親家庭ホームヘルプ事業は、基準額を引き上げるとともに、利用料を無料または低額にすること。また、ヘルパー人材養成研修を行うなど、ヘルパー養成にかかる支援を行うこと。
- ⑤ひとり親家庭支援センターは、利用できる時間の拡大など拡充すること。
- ⑥ITスキル、語学、医療などのニーズの高い技能講習、職業訓練、資格取得に対する経済的支援を拡充すること。

(5) 母子生活支援施設の充実

- ①すべての母子生活支援施設で宿直体制が取れるような職員配置基準とすること。
- ②母子生活支援施設で妊産婦や新生児を受け入れるための研修費への補助を行うこと。乳児院や児童養護施設職員を対象としているペアレントトレーニングの研修に母子生活支援施設職員が参加できるように対象を拡大すること。
- ③母子生活支援施設で専任の事務職員を配置できるように支援すること。
- ④母子生活支援施設のアフターケア加算を実際に行われている支援（1年を超える支援、同行支援、家事支援など）を踏まえて拡充すること。自立支援担当職員を全ての母子生活支援施設に配置し、2名の心理職配置を可能とする経費支援を行うこと。
- ⑤母子生活支援施設への緊急一時保護の単価を実態を踏まえて増額すること。
- ⑥東京都が進める子どもアドボカシーに関する研修に母子生活支援施設職員が参加できるようにすること。
- ⑦母子生活支援施設が精神科医からのスーパービジョンを受けやすくするための取り組みを行うこと。

18 社会的養護の充実

(1) 児童養護施設等の充実

- ①専門機能強化型児童養護施設の総括を踏まえ、心理職の配置数の引上げ、精神科医の確保のための単価の引き上げ、指導的職員の加配など、施設機能を一層充実強化すること。
- ②都立児童養護施設の入所促進と支援向上を図ること。小規模ユニット化、個室化を進めること。
- ③グループホームにおいて常時複数勤務体制をとれる職員配置にすること。グループホーム等支援員の配置を増やすこと。グループホームに、心理士、育児支援コーディネーター等を配置すること。
- ④施設の地域の子ども・子育て支援、養育家庭の支援機能を強化すること。
- ⑤保育園の職員の確保対策と同様の支援を社会的養護の分野でも行うこと。
- ⑥児童自立支援専門員養成機関が併設されている国立武蔵野学院のような児童養護施設職員養成所を開設すること。
- ⑦児童心理治療施設を整備すること。虐待などにより重い情緒・行動上の問題をもつ児童の治療的養育・ケアを行う「新たな治療的ケア施設」を拡充すること。
- ⑧医療・福祉が連携した病虚弱児の施設整備を行うこと。
- ⑨社会的養護の施設の宿舍借り上げ支援の補助率を引き上げること。
- ⑩安定した人材の確保・育成・定着が可能で、被措置児童等虐待の発生を予防できる組織作りを行うために、施設長を補佐する職員を配置できるようにすること。
- ⑪児童自立支援施設と退所後の進学先等との連携を強化し、効果的、継続的なアフターケアを行うこと。

(2) 乳児院の充実

- ①乳児院におけるグループホームを実施すること。そのために児童養護施設で実施しているのと同様のグループホーム支援員の配置経費の補助などの支援制度を創設すること。
- ②増加する病虚弱児、障害児等に対応できるよう、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など職員の配置を拡充すること。
- ③乳児院での一時保護受け入れのための職員加算を創設するとともに、一時保護の受け入れ専用スペースの施設整備費補助を行うこと。

④病虚弱児に対する十分な医療体制および一時保護機能をもつ乳児院を、都立小児総合医療センター等に併設すること。

(3) 養育家庭等への支援の充実

- ①すべての都児童相談所の管轄区域にフォスタリング機関を設置すること。フォスタリング機関の機能がさらに充実するよう、里親支援相談員との協働を進め、チーム養育体制の中でより良い里親子支援となるようにすること。
- ②フォスタリング機関を里親支援センターへ円滑に移行すること。
- ③里親家庭で暮らす子どもの権利擁護の仕組みを充実すること。
- ④ファミリーホームの設置を促進し、安定した運営ができるようにするため、支援を充実させること。
- ⑤常時携帯可能なカード型の「里親身分証明書」を発行すること。
- ⑥里親への一時保護委託の際に哺乳瓶やミルク、衣類などの必要なものを早急に届けること。
- ⑦家事育児支援の利用可能時間を増やすこと。また、緊急時にも対応できるように改善すること。
- ⑧里子の医療の受診券を保険証と同様の形状にすること。
- ⑨各児童相談所でメールによる養育家庭との連絡を行えるようにすること。
- ⑩レスパイトケアを児童養護施設でも実施できるようにすること。
- ⑪外国籍の里子の国籍取得や入管手続き等は児童相談所の責任で行うこと。

(4) 子どもの生活費等の充実

- ①スマートフォンの購入代、タブレットによる通信教育の費用への支援を行うこと。小学生、高校生の学習塾代、部活動の費用、修学旅行費、移動教室、通学定期代、私立学校の施設費、大学受験料などについて実費払いとすること。家庭教師の費用も幅広く助成すること。学校への入学時以外の時期に委託または一時保護委託を受ける場合の支度品の費用について支弁すること。
- ②自動車免許などの資格取得費用の助成を充実すること。
- ③子どもの習い事にかかる経費への支援を行うこと。
- ④成長に伴う出費増を踏まえ、中学生、高校生の生活費を増額すること。

(5) 自立支援の充実

- ①社会的養護を必要とする子ども・若者の社会的自立が困難な状況を踏まえ、措置延長およびその後の入所支援継続を東京における標準的な支援のあり方にする。そのための環境整備を行うこと。
- ②措置解除後の子どもの家賃への支援を充実すること。
- ③自立支援コーディネーターの更なる増配置を進めること。
- ④措置解除後の保証人について公的に確保できる仕組みを確立すること。
- ⑤ふらっとホームの数を増やし、常勤職員を複数配置できるようにすることをはじめとして拡充すること。
- ⑥虐待等で本来社会的養護が必要だが、社会的養護の下で育つことのなかった方がいることを踏まえ、幅広く生きることを支える支援を行うこと。

(6) 自立援助ホームの充実

- ①自立援助ホームの機能を拡充するとともに、整備促進を図ること。
- ②労働基準法を守りながら常時複数配置できるようにすることを目指し、自立援助ホームの職員配置基準を改善すること。事務職員の配置を行うこと。
- ③各施設等の社会的養護自立支援拠点事業の積極的開設を支援すること。

④自立援助ホーム利用者への医療費助成を拡充すること。

〈5〉高齢者福祉を拡充する

19 特別養護老人ホームなどの施設と住まいの整備

(1) 特別養護老人ホームなど施設の整備と運営の充実

- ①特別養護老人ホームの増設を促進し、待機者解消を進めること。用地費助成の復活、都有地活用をはじめ用地確保支援と、施設整備費への補助を拡充すること。国有地、民有地の借地料補助を拡充すること。
- ②公有地を社会福祉法人に貸し付け、整備費を補助する区市町村への財政支援を拡充すること。
- ③地域密着型特別養護老人ホームを整備する区市町村への補助を拡充し、整備を促進すること。運営費補助（経営支援補助金）を、広域型施設と同様に行うこと。
- ④利用者の重度化等に対応できるよう、特別養護老人ホームの職員配置について都独自に引き上げた基準を作り、それを保障するために都独自の加算を行うこと。島しょ加算、島しょ特別加算を含め、特別養護老人ホーム経営支援事業を抜本的に拡充すること。
- ⑤特別養護老人ホームを地域包括ケアの拠点として位置づけ、併設加算の充実など支援を拡充すること。
- ⑥特別養護老人ホームの整備費補助で、多床室が増加定員数の3割を超えても補助対象にすること。
- ⑦老人保健施設の緊急整備を実施し、施設整備費補助、用地確保のための補助を引き上げること。老人保健施設のリハビリテーション、医療的ケアなどの機能強化を支援すること。
- ⑧特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の大規模改修への補助を拡充すること。
- ⑨ショートステイ整備費補助を継続すること。
- ⑩介護医療院の新設に対する整備費補助を行うこと。
- ⑪有料老人ホームや無届け施設、サービス付き高齢者向け住宅の法令順守等に関する全数調査を行うこと。毎年すべての施設に立ち入る仕組みを作るなど指導検査を強化し、改善を促進すること。
- ⑫医療ケアを必要とする高齢者が行き場のない事態にならないよう、抜本的な対策をとること。

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホームの整備と運営の充実

- ①精神疾患、知的障害、アルコール依存、精神不安定、病弱、ADL低下、虐待ケースによる緊急入所など、多様な高齢者の受け皿となっている養護老人ホームのセーフティネット機能を強化するため、職員配置の都独自加算などの支援を実施すること。
- ②身体的ケアや精神的ケアをふくめ様々な支援を必要としている入居者に対応するのに必要な職員配置ができるよう、軽費老人ホームへの運営費補助を拡充すること。
- ③養護老人ホームおよび軽費老人ホームへのサービス推進費補助は基本単価を引き上げ、「重度者加算」「通院同行加算」「介護予防加算」の対象者に要支援、要介護の利用者も加える、処遇改善加算を新設するなど拡充するとともに、ケアハウスも対象にすること。

- ④都市型軽費老人ホームの居住面積を、他の軽費老人ホームと同じ基準まで引き上げること。
- ⑤養護老人ホームについて、特定施設入居者生活介護の指定を受けない場合を含めて、改築費用への補助を行うこと。

(3) 高齢者の住まいへの支援

- ①サービス付き高齢者向け住宅に低所得者も入居できるよう家賃負担軽減助成を導入すること。
- ②高齢者向け地域優良賃貸住宅の整備を進めること。
- ③シルバーピアを大幅に増設すること。
- ④シルバーピアをはじめとした高齢者住宅、高齢者が多く住む地域・集合住宅に、福祉専門職によるL S A（生活援助員）の配置を進めること。L S Aに対する研修などの支援を強化すること。
- ⑤所得に応じた利用料で入居できる生活支援ハウスの整備を促進すること。

20 地域密着型サービス・在宅介護の充実、介護保険の改善

(1) 地域密着型サービスの充実

- ①小規模多機能、看護小規模多機能、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備への補助を拡充し、整備を促進すること。借地料補助の実施をはじめ用地確保への支援を拡充するとともに、運営費への支援を行うこと。
- ②小規模多機能、看護小規模多機能の宿泊料への助成を行うこと。
- ③地域密着型サービスの整備に対し、特別養護老人ホームと同様に区市町村用地を活用した場合の補助、国有地・民有地の借地料への補助を行うこと。定期借地権の一時金への補助の補助率を引き上げること。

(2) 認知症高齢者グループホームの整備と運営の充実

- ①認知症高齢者グループホームの整備促進にむけ、都有地活用や整備費補助の拡充、および運営費への財政支援を行うこと。認知症高齢者グループホームの改修費への補助を行うこと。
- ②認知症高齢者グループホームへの家賃助成を実施し、低所得者が利用できるようにすること。
- ③利用者の重度化対応や夜勤時の複数勤務ができるよう、認知症高齢者グループホームの職員配置を都独自に加算すること。看護職員配置への支援を行うこと。

(3) 地域包括支援センターの拡充

- ①高齢者の地域における生活を総合的に支援する地域包括支援センターの設置を促進し、中学校区に1か所の設置を進めること。
- ②地域包括支援センターの職員を増配置する区市町村への財政支援を継続・拡充し、機能強化を図ること。
- ③医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職を、サポーターとして地域包括支援センターに配置する事業を実施すること。

(4) 在宅介護の充実

- ①在宅で介護を行っている方への介護手当を創設すること。老人福祉手当を復活すること。
- ②生活支援ヘルパー派遣への補助の実施、緊急ショートステイの拡充など区市町村独自事業への財政支援を拡充すること。

③ショートステイの整備・運営に対する支援を強化し、整備促進を図ること。

(5) 介護サービスの質の確保と利用者保護

- ①デイサービス事業所で実施している宿泊事業の実態把握を強化するとともに、利用者のプライバシーや安全の確保などの改善を進めること。
- ②客観性・公平性のある要介護認定が行われるよう、区市町村への支援を行うこと。苦情解決の体制整備を行う区市町村を支援し、サービス利用者を保護する仕組みを強化すること。

(6) 介護保険制度の改善、保険料・利用料の負担軽減

- ①保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに、都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。
- ②個室利用料助成の実施など、低所得者が特別養護老人ホームに入ることができる支援策を実施すること。
- ③都の生計困難者に対する利用者負担軽減制度は、所得制限を緩和し、老人保健施設、介護医療院等にも適用をひろげるなど拡充し、対象者を大幅に増やすこと。

2 1 高齢者の福祉・医療の充実

(1) シルバーパスの改善・負担軽減

- ①シルバーパスを無料化すること。少なくとも、住民税課税で所得125万円超の方について一律2万510円となっている現行の費用負担を改め、3,000円、5,000円など中間の費用負担を設定するとともに、税制改定により住民税課税となった人の負担は1,000円ですえおくこれまでの経過措置を継続し、分割払いが可能となるよう、短期間のシルバーパスを発行すること。
- ②多摩都市モノレール、ゆりかもめ、東京メトロなどに、シルバーパスの適用をひろげること。都県境をこえるバス路線で、都外のバス停で乗車や降車をする場合にも適用すること。
- ③すべてのコミュニティバスでシルバーパスを利用できるようにすること。シルバーパスが適用される場合のコミュニティバスに対する運賃補償額算定方法の見直しを行うこと。
- ④郵送によるシルバーパスの発行手続きを引き続き行えるようにすること。

(2) 高齢者医療費の無料化、負担軽減の推進

- ①都として65歳以上の医療費助成制度を創設し、負担軽減を図ること。
- ②後期高齢者医療保険料の値上げを抑え、負担を軽減するため、財政安定化基金の活用や都独自の支援を実施すること。
- ③後期高齢者医療の保険証は、無条件で全世帯に発行し、保留・留め置きをなくすとともに、差し押さえは悪質な事例を除いて行わないよう、広域連合および区市町村に働きかけること。

(3) 認知症に対する支援の充実

- ①認知症基本法に基づく都道府県認知症施策推進計画を、認知症の人及び家族等の参加の下で策定すること。
- ②認知症施策推進会議など、認知症に関する施策を議論する場に、認知症の本人が参加できるようにすること。
- ③認知症疾患医療センターを増設し、アウトリーチチームへの支援強化、相談員の増、本人と家族への支援の充実、地域連携の強化など拡充・機能強化を図ること。また、都レベルの基幹型認知症疾患医療センターを、

区部および多摩地域に設置すること。

- ④区市町村の初期集中支援チームへの支援を強化すること。
- ⑤認知症の方が外出して道に迷ってしまうことへの対策として、SOSネットワーク・対応の模擬訓練等への支援を拡充すること。
- ⑥地域包括支援センター等に認知症コーディネーターを配置する区市町村への補助を拡充すること。
- ⑦認知症の診断後に支援の空白期間ができないよう、本人に寄り添った支援を行う仕組みを確立すること。
- ⑧当事者・家族の団体への支援を強めること。
- ⑨認知症カフェを地域ごとに実施できるよう、財政的・技術的支援や、人材の育成を拡充すること。
- ⑩認知症に関する相談支援事業を拡充し、都として「認知症コールセンター」を設置すること。
- ⑪かかりつけ医など医療従事者等の認知症対応力向上、地域の連携体制構築に対する支援を強めること。
- ⑫認知症介護研修の委託先を増やすなどして定員を増やすとともに、身近な地域で受けられるようにし、全ての希望者が受講できるようにすること。
- ⑬若年性認知症の方に合ったケアが提供されるよう介護支援専門員や介護スタッフの研修を進めること。
- ⑭認知症サポーター養成講座を増やすこと。
- ⑮認知症のピアサポートを推進すること。
- ⑯アミロイドβ抗体薬等に関する正しい理解の促進とともに、専門職向け相談窓口の設置や医療従事者等向け研修を実施するなど、認知症疾患修飾療法の実用化を見据えた体制整備を図ること。
- ⑰地域包括支援センター等と連携して活動ができる認知症サポート医を「東京都地域連携型認知症サポート医（仮称）」に認定し、地域における認知症対応力の向上を図ること。
- ⑱認知症の人と地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設定し、認知症の人が地域の一員として役割を持つよう、認知症の人の社会参加を推進する区市町村を支援すること。

（４）介護予防の充実

- ①訪問介護、通所介護の予防給付の対象から外れた要支援者に対し、制度改定前と同様の支援を行えるよう、区市町村への支援を行うこと。
- ②区市町村が行う介護保険外の介護予防事業への支援を拡充すること。
- ③フレイル予防のための地域での取り組み等への支援を強化すること。

（５）孤立死防止・ひとり暮らし高齢者等への見守り支援の充実

- ①孤立死ゼロにむけ、区市町村と協力し都内全域の実態把握を行うとともに、総合的な孤立死防止推進事業を実施すること。
- ②地域における見守り拠点である「高齢者見守り相談窓口」の設置を促進するとともに、人員配置の支援を拡充すること。
- ③緊急通報システムへの補助を拡充するとともに、利用条件を緩和すること。

（６）高齢者の社会参加の推進、生活支援の充実

- ①老人クラブ友愛実践活動助成事業やシニア健康フェスタの活動など、老人クラブへの助成を拡充すること。
- ②都立の博物館、美術館、公園等の高齢者入場料を無料に戻すこと。
- ③移動販売や移動手段の提供など、高齢者の買い物支援対策を抜本的に強化すること。

（７）高齢者虐待防止対策の充実

- ①総合的な高齢者虐待防止推進体制、研修体制等を拡充するとともに、高齢者虐待の実態調査を行うこと。

- ②広域利用が可能な高齢者緊急シェルター（一時保護所）を整備すること。特別養護老人ホーム等に緊急対応ベッドを確保すること。

〈6〉 障害者や難病患者の生活と権利を守る

2.2 障害者の全面参加と平等の推進

(1) 障害者の権利保障、社会参加の推進

- ①障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者差別解消条例に基づき、障害者・都民参加のもとに都の事業を総点検し、差別をなくすこと。
- ②障害者差別解消条例における差別の定義を明確化すること。広域支援相談員の常勤化など、体制を強化すること。
- ③実効性のある情報・コミュニケーション条例の制定へ、都としても積極的に取り組むこと。
- ④区市町村が設置する虐待防止センターが虐待防止法の理念を十分に生かして運営できるよう、専門人材の養成への支援を拡充すること。
- ⑤事業者が合理的配慮を提供するために必要な、段差解消のためのスロープや音声案内、点字メニューなど、施設設備の整備費に対し補助を行うこと。
- ⑥65歳を迎えた障害者について、機械的に介護保険へ移行するのではなくその人にふさわしい必要な支援が受けられるよう区市町村に働きかけるとともに、国庫負担が少なくなる分を都として補填すること。
- ⑦障害者の選挙への参加を促進し、障害者の意見を聞き、投票しやすい環境整備を図ること。
- ⑧重度の難病患者・障害者が通院、通学の際などにも重度訪問介護などの公的介護ヘルパーが使えるよう、都として取り組むこと。
- ⑨障害者が健康診断、がん検診、歯科健診を受けられるための環境整備を進めること。都保健所での障害者健診を継続、拡充すること。
- ⑩特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際は、重度訪問介護を利用していなくてもヘルパーの付き添いを受けられるようにすること。
- ⑪東京都障害者福祉会館の職員を増やし、インターネット環境の更なる整備など、サービスを改善、拡充すること。利用者懇談会を実施し、当事者の声を大事にした運営を行うこと。また、建て替えを行い、施設・設備の抜本的な改善・拡充を図ること。
- ⑫障害者手帳・カードの色などの仕様を障害種別にせず統一すること。
- ⑬精神障害者保健福祉手帳の更新時期が近付いた際にお知らせをする仕組みをつくること。また、手続きの迅速化を図ること。
- ⑭ヘルプマークを蛍光素材にして、暗い時も見えやすくすること。
- ⑮デフリンピックを契機に、障害及び障害者への理解を促進するため、ファミリー層や若者が集う商業施設等で啓発イベントを開催するほか、大学と連携して実証実験等を実施すること。

⑯補助犬の健康維持のための獣医療費を予算化するするとともに、補助犬育成への補助を行うこと。

(2) 利用者負担減免、経済的支援の充実

- ①心身障害者（児）医療費助成は、所得制限を撤廃するとともに自己負担をなくすこと。より軽度の障害者や難病患者も対象とするとともに、65歳以上の新規申請を再開すること。
- ②様々な障害の種別や重さの障害者の医療費負担の実態について、詳細に把握をする調査を行うこと。
- ③自立支援医療費を無料化するとともに、申請のための診断書料への助成を行うこと。
- ④都独自に障害者総合支援法と児童福祉法の障害児支援の利用者負担軽減を拡充し、本人が住民税非課税など所得の少ない障害者は無料化すること。利用者負担減免を実施する区市町村への財政支援を行うこと。
- ⑤グループホームの家賃助成を拡充すること。
- ⑥心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）、重度心身障害者手当を増額し、所得制限を撤廃するとともに、より軽度の障害者や精神障害者、難病患者も対象とするなど、拡充すること。心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当は、65歳以上の新規申請を再開すること。
- ⑦重複障害がない方や障害者手帳を持っていない方でも特別障害者手当の対象になることを、積極的に周知すること。
- ⑧特別児童扶養手当の認定について、発達障害がある場合はたとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うという国の基準で行われるよう徹底すること。
- ⑨自立支援医療の受給者証と自己負担額上限管理表のサイズを小さくし、使いやすくすること。

(3) サービス基盤整備の推進、運営の充実

- ①報酬改定の影響で、大幅な減収になった放課後等デイサービスは、存続の危機に見舞われている。深刻な状況を現場が訴える中、都は、都型放課後等デイサービス事業を開始したが、子どもの豊かな放課後を保障するためには、質を維持・向上できる抜本的な支援の拡充が必要である。また、補助要件は支援の質の向上の観点からの確でないものが少なくないため、事業の内容について、実態に合った改善を図ること。
- ②放課後等デイサービスについて、徒歩や公共交通機関の利用による送迎を行った場合の加算を行うこと。
- ③放課後等デイサービス、就労継続支援A型、グループホームなどに関する営利企業の参入やコンサルタント、フランチャイズの実態について調査し、適切な支援が行われるよう対策を取るとともに、国とも連携して質の向上のために必要な制度の改善を進めること。
- ④相談支援や事業所のバックアップ、緊急時の受け入れ、人材育成等を行う地域生活支援拠点を早期に全ての区市町村に設置するため、事業費を含めた財政支援を行うこと。地域生活支援拠点を面的に実施する場合の緊急ショートステイへの財政支援を行うこと。
- ⑤通所施設や短期入所等の整備に対する特別助成を拡充すること。都有地活用を進めるとともに、定期借地権の一時金に対する補助や国有地、民有地の借地料補助の対象を拡大し、補助基準額、補助率の引き上げなど拡充すること。用地取得費の補助や貸付制度を実施すること。
- ⑥障害者（児）施設整備助成について、重度障害者に対応した場合の加算を新設すること。
- ⑦障害者日中活動系サービス推進事業は要件の緩和、金額の引き上げなど拡充すること。
- ⑧グループホームの整備費補助を拡充すること。重度の身体障害者を受け入れるための設備のための加算を拡充すること。また、重度障害者グループホームの整備目標を新たに設定すること。
- ⑨都営住宅のグループホームとしての活用を広げること。
- ⑩医療連携型グループホームが増えるように、計画を持ち、補助率の引き上げなど支援を拡充すること。
- ⑪障害者グループホーム体制強化支援事業の補助額を引き上げ、申請・報告書類の簡略化を進めるとともに、

交付時期を早めること。

- ⑫地域生活支援型入所施設の整備を進めること。地域の実情に応じて複数設置を進めること。
- ⑬緊急入所できる短期入所を増やすこと。
- ⑭単独型の短期入所を増やせるよう、都独自の加算を行うこと。
- ⑮通所施設や短期入所、グループホーム、入所施設等の運営費への支援を拡充し、看護師を含めて職員の増員を進めること。グループホーム、短期入所の都加算の見直しの影響を調査し、グループホームの実質月額制を復活するなど充実すること。夜間の体制を強化するため都が支援すること。
- ⑯都独自の通過型グループホームの制度と都加算制度を来年度以降も維持すること。
- ⑰グループホーム地域ネットワーク事業の実施を広げること。また、運営法人が専任で高い専門性と力量を持った担当者を配置できるようにすること。
- ⑱児童発達支援センターを各区市町村に一つは整備する目標を早期に達成するとともに、複数設置を進めること。
- ⑲障害者入所施設、グループホームにおける高齢化・重度化対応のための施設改修・改築費への支援を行うこと。
- ⑳入所施設の利用者が入院した場合に行う支援への評価を拡充すること。
- ㉑強度行動障害児者を受け入れる事業所を増やすため、研修の拡充、人件費への助成、施設整備費用の助成など支援を強化すること。
- ㉒作業所の給食費の無償化を実施すること。

(4) 地域生活への支援の充実

- ①サービス等利用計画の報酬に都独自加算を行うこと。特定相談支援事業者、一般相談支援事業者に対し、相談を行ったが利用につながらなかった場合など、国の報酬で対応していない部分への支援を行うこと。
- ②地域における包括的な障害者相談支援体制を構築するため、基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図ること。
- ③相談支援従事者研修については、多くの受講者が受けられるよう多摩地域での講義や演習の開催回数を増やすとともに、専門員の経験年数や熟練度に応じた多彩なプログラムの追加など更なる充実を図ること。
- ④障害のある青年・成人の夕方・休日の居場所の確保や余暇支援について、都の全額補助で支援をすること。放課後等デイサービスの規模に見合った規模で実施されるよう、都として重視して位置づけ、補助を拡充するとともに、公共施設などを利用しやすくすること。
- ⑤障害のある青年・成人期の余暇支援を行っている団体の実態調査を行うこと。
- ⑥東京都自立支援協議会の当事者委員を増やし、課題ごとの専門部会を設置するなど充実すること。
- ⑦日中一時支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、通学などでの移動支援などの区市町村地域生活支援事業を拡充するため区市町村への財政支援を増額し、自治体間格差が生じないようにすること。
- ⑧重度訪問介護等の利用が多い区市町村への支援を都独自に拡充すること。
- ⑨重度訪問介護を2～3時間程度で利用しても事業が成り立つように、加算を行うこと。
- ⑩障害者が単身または家族・介助者と入居できるユニバーサルデザインの都営住宅、車いす用都営住宅、低家賃の公的住宅整備を促進すること。
- ⑪知的障害、発達障害、重度の身体障害など様々な種類の障害者の意思疎通支援について都として研究し、意思疎通支援事業を確立すること。

(5) 就労支援の充実

- ①都庁の障害者雇用率の目標を引き上げ、都、都教委および外郭団体で様々な障害の方たちの雇用を拡大す

ること。

- ②障害のある職員の通勤経費の充実など、合理的配慮を徹底すること。
- ③医療的対応ができる職業訓練施設を都内に増やすこと。
- ④区市町村障害者就労支援センターが登録者の増加の中でもきめ細かい支援ができるよう、単独補助事業にする、人件費単価を引き上げるなどして財政支援を強め、人員配置を拡充すること。
- ⑤雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施区市町村を増やすこと。
- ⑥障害者が10時間未満の短時間で働ける場の確保を積極的に推進すること。
- ⑦就労継続支援B型事業所が抱える課題に対する伴走型支援を行うこと。
- ⑧障害者雇用ビジネスは都として推進しないようにすること。

(6) 知的障害者への支援の充実

- ①知的障害者の本人活動に対する支援を行うこと。
- ②行政の資料について、障害当事者の意見も聞きながらわかりやすい版のものをつくること。
- ③知的障害児の通学や地域での移動の助けになるように、障害者にもわかりやすい案内板や目印の設置を積極的に進めること。

(7) 聴覚障害者への支援の充実

- ①乳幼児期から手話を身につける機会を保障するための事業を実施すること。
- ②24時間対応の意思疎通支援の受付体制を構築すること。
- ③東京都聴覚障害者意思疎通支援事業を拡充し、地域では対応できないケースの個人も対象とすること。
- ④意思疎通支援と相談支援の連携による支援を行う事業を創設すること。
- ⑤手話通訳者の身分保障や待遇の抜本的な改善を進めること。
- ⑥聴覚障害者に対する震災時の支援体制を強化すること。各地域に福祉避難所や「コミュニケーション要支援者支援拠点（仮称）」を整備し、聴覚障害者避難所用キットなどの情報通信機器やSOSカード等の設置・貸し出しを行うとともに、災害時の視覚情報発信の具体的方法を定めること。文字表示のある防災ラジオを普及すること。
- ⑦光警報装置など聴覚障害者むけ火災警報器の普及が進むよう、都として対策を推進すること。都有施設、公共施設をはじめ、多くの人を利用する都市施設への、光警報装置の設置を促進すること。

(8) 中途失聴・難聴者への支援の充実

- ①難聴児の早期支援及び関係機関連携強化検討会、障害者施策推進協議会、福祉のまちづくり推進協議会、障害者差別解消支援地域協議会等に、中途失聴・難聴者を参加させること。
- ②東京都の中途失聴・難聴者対象のコミュニケーション学習支援事業について、多摩地域での手話講習会のクラス増、読話講習会の開催場所の拡大、受講要件の緩和を行うこと。
- ③東京都要約筆記者派遣事業の派遣条件を国のモデル要綱並みに緩和して拡大・充実すること。
- ④要約筆記者養成・研修事業を、講習会での助手の増員、障害当事者を交えた実習など充実すること。現任の要約筆記者への実践講習を行うこと。
- ⑤要約筆記の遠隔利用促進のため、派遣事業体がVPNを導入するための経費を補助すること。
- ⑥人工内耳の電池の購入への助成を行うこと。
- ⑦東京都独自の聴覚障害者情報提供施設の設置も含め、東京都の中途失聴・難聴者に対する相談支援事業の再構築を行うこと。
- ⑧大規模災害時の補聴器の確保・修理・調整、および補聴器用電池、人工内耳用電池の供給などをすみやかに

に行うとともに、被災者の要望に応じて、要約筆記者やピアサポーターをすみやかに派遣できる仕組みづくりを行うこと。避難所等に筆談道具を常備すること。

⑨耳の日（3月3日）に難聴者への相談や一般の方への聞こえの健康に関する普及啓発を行う企画を行うこと。

（9）視覚障害者への支援の充実

- ①視覚障害者日常生活情報点訳等サービス事業について、利用者との懇談会を行い、利用者の声がサービスに反映されるようにすること。また、実施を各区市町村に広げること。
- ②医療費助成、都営住宅など東京都の文書・通知を、点字・大活字・録音物でも発行すること。
- ③点字ブロックの整備および横断歩道へのエスコートゾーンの増設を進めること。点字ブロックは見えやすい色にするよう徹底すること。
- ④音響式信号機の増設を進め、夜間もシグナルエイドやタッチ式スイッチに対応し、音が出るようにすること。
- ⑤鉄道に一日も早く可動式ホーム柵を設置し、視覚障害者の転落事故をなくすこと。
- ⑥エスカレーターへの点字ブロックの誘導を進め、音声による案内をすること。
- ⑦特別養護老人ホームで働く視覚障害者のあんまマッサージ指圧師に対する補助制度を存続し、視覚障害を有するすべてのあんまマッサージ指圧師に対する補助制度に拡充すること。
- ⑧無許可で営業しているマッサージの取り締まりを行うこと。
- ⑨東京都として視覚障害者をヘルスキーパー、図書館の視覚障害者サービス担当職員、盲学校の点字製版や校正・印刷を担当する職員、電話交換手などとして採用し、視覚障害者の就労保障をすすめること。
- ⑩盲導犬をはじめ補助犬給付事業を拡充し、利用促進にむけた支援を強化すること。所得の少ない人への盲導犬の飼育費補助を再開すること。
- ⑪盲導犬が入店拒否をされないよう、障害者補助犬法に沿った対応を徹底すること。
- ⑫視覚障害者が歩行訓練を受けられる事業所を増やすため、財政支援を行うこと。
- ⑬視覚障害者がスマートフォンを使うための講習会を行う団体に対して助成を行うこと。
- ⑭23区内に視覚障害者のための老人ホーム、グループホームを作ること。
- ⑮視覚障害者が利用できる通所施設を増やすこと。
- ⑯読書バリアフリー計画を策定し、総合的な施策の推進を図ること。
- ⑰都心部に盲重複障害の生活拠点として盲重複生活介護施設・短期入所施設、グループホーム等を設置すること。

（10）盲ろう者への支援の充実

- ①盲ろう者への通訳・介助者派遣の契約時間を大幅に増やし、必要なだけ利用できるようにするとともに、事務費の増額、謝金単価の引き上げなど、事業費単価を引き上げること。
- ②通訳・介助者養成研修事業の予算額を引き上げ、実施団体が費用を負担することなく実施できるようにすること。
- ③盲ろう者支援センターの社会参加促進事業でピアサポートを行う盲ろう者に対して謝金を支払うための予算を措置すること。
- ④盲ろう者支援に携わる人材の処遇改善を進められるよう、予算を増額すること。
- ⑤盲ろう者支援センターがより面積の大きい事務所に移転できるよう、予算を増額すること。
- ⑥多摩地域に盲ろう者支援センターを設置すること。
- ⑦区市町村と協力して盲ろう者の訪問支援（アウトリーチ）を進めるため、必要な予算を措置すること。

- ⑧盲ろう者が孤立することなく地域で生活できるよう、盲ろう者むけのグループホームを整備すること。
- ⑨盲ろう者支援センターにおいて、盲ろう児についての相談、訪問支援、ピアサポート、広報・啓発事業、人材育成などを行うための予算を措置すること。

(11) 肢体不自由児者への支援の充実

- ①高齢化や二次障害などにより常時医療ケアが必要になった時も重度身体障害者グループホームが利用できるよう、重度加算へのの上乗せや訪問看護の活用促進などの対策を実施すること。
- ②福祉型の入所施設で必要に応じて訪問診療や訪問看護を受けられるようにすること。
- ③車イス（電動をふくむ）や義足等の補装具が、生活するうえで複数必要な障害者には、制限することなく支給すること。
- ④肢体不自由児に不可欠な補装具を、学校や家庭で過ごす場に応じて必要なだけ作成できるようにするとともに、自己負担を軽減すること。
- ⑤補装具の判定ができる場所を増やし、訪問判定や各地域での判定等を家族等の状況も踏まえて柔軟に都内全域で行うとともに、判定員を増やし、判定の迅速化を図ること。
- ⑥車いすの補助電動装置を補装具として公費で申請できるようにすること。

(12) 重症心身障害児者への支援の充実

- ①重症心身障害児・者通所事業を拡充し、看護師などの職員の増配置を進めること。欠席に対応した加算措置を行っていることは重要であり、出席率の境目で収入の逆転が起きないように基準を見直すこと。
- ②地域施設活用型の通所施設で職員の増配置や送迎バスへの看護師の乗車ができるよう、支援を拡充すること。
- ③都立療育センターの分園への設置などにより、重症心身障害児者が利用できる短期入所事業を増やすこと。
- ④緊急時に短期入所やヘルパーを利用できるよう、24時間対応でコーディネートを行う区市町村への補助を行うこと。
- ⑤重症心身障害児（者）の通所施設と放課後等デイサービスを全ての区市町村に1か所以上、人口や面積に応じて複数箇所設置するため、積極的に取り組むこと。そのためにやむを得ない急な欠席への補償など独自の運営費補助や都立病院の活用を行うこと。
- ⑥重症心身障害児（者）が、在宅での生活を安定して送れるよう、24時間365日対応できる訪問診療所、訪問看護ステーションを整備するとともに、都の訪問看護事業を拡充すること。
- ⑦都心部、東部地域などに都立の療育センターを増設すること。
- ⑧都立府中療育センターは都立直営を堅持し、医師・看護師等の職員配置の充実と専門性の向上を図ること。
- ⑨都立病院の分院の設置などにより、西多摩地域に重症心身障害児（者）の通所事業、短期入所事業、入所事業も兼ね備えた総合医療センターを設置すること。
- ⑩東部療育センターの医師、看護師、保育士を増員すること。
- ⑪都立療育センターにおいて、救急時対応と、緊急一時保護を実施すること。
- ⑫北療育医療センターの機能を拡充する施設整備を行う基本計画を策定すること。
- ⑬各都立療育医療センターに「成人医療移行外来」を設置し、小児科から地域の成人対象の医療機関に移行する際には、きめ細かな情報の提供をし、一定期間両方の診療科を受診し情報を共有した上で、安心して地域医療機関に移行できるようにすること。
- ⑭重度脳性まひ派遣事業を実情に合わせ、通所施設、移動支援などと併給できるようにすること。
- ⑮西多摩療育支援センターの所有地賃付料を無料にすること。

(13) 医療的ケアを必要とする障害児（者）への支援の充実

- ①重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業を拡充し、重症心身障害者に該当しないが医療的ケアを必要とする大人も対象にすること。また、未実施地域で実施が広がるよう支援を強めること。利用できる上限時間を引き上げること。
- ②重症心身障害者（児）通所支援事業の対象を拡大し、医療的ケア児（者）も対象にすること。
- ③児童発達支援センターや放課後等デイサービスでの医療的ケアを必要とする子どもの受け入れを進めるため、看護師の配置への都独自の支援を行うこと。
- ④都立療育センターの短期入所を医療的ケア児者が利用できるようにすること。
- ⑤医療的ケア児（者）を受け入れる短期入所事業所のへの支援を拡充すること。
- ⑥医療的ケア児（者）に対応する訪問看護ステーションへの助成を拡充すること。
- ⑦医療的ケアを必要とする方が身近な地域で日常的に利用できる医療機関を確保できるようにするための対策を講じること。
- ⑧医療的ケアを必要とする大人についても医療的ケア児と同様に重視して総合的な支援を行うこと。

(14) オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有している人）への支援の充実

- ①「オストメイト社会適応訓練事業」への補助を増額するとともに、全事業を都の広報に掲載すること。
- ②オストメイトトイレの整備・普及を促進すること。
- ③オストメイトへの災害時支援対策を強化し、装具の確保体制の整備、避難所へのオストメイト対応ポータブルトイレの設置を進めること。
- ④区市町村のストーマ装具購入費支給額の増額への支援を行うこと。

(15) 喉頭摘出者への支援の充実

- ①喉頭摘出者の発声教室の参加交通費への助成を行うこと。
- ②喉頭摘出者の当事者団体の運営への支援を行うこと。

(16) 吃音者への支援

- ①吃音の専門家の養成をはじめとした診断・治療体制の整備、吃音症の人に対する相談支援体制の整備を進めること。
- ②都立病院の耳鼻咽喉科で、吃音の診断が的確にできる医師を配置すること。
- ③発達障害者支援ハンドブックの吃音を診療する医療機関リストを改定する際は、成人も対象としている機関を明記すること。

(17) 精神障害者への支援の充実

- ①「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう国に求めること。また、都として精神科医療を入院・隔離収容中心から転換し、地域居住への支援を抜本的に強める「こころの健康推進計画（仮称）」をつくること。
- ②すべての都立保健所管内にアウトリーチ事業所を複数個所設置すること。都の精神保健福祉センターで実施している「アウトリーチ支援事業」の対象を広げるとともに、派遣までかかる期間の短縮、期限の撤廃など拡充すること。区市によるアウトリーチの実施を広げること。
- ③365日24時間体制で当事者や家族（介護者）の相談支援を行う「地域こころの健康支援センター」を、都と区市の保健所、精神科診療所、訪問看護ステーションなどを活用して整備すること。
- ④精神科と一般診療科の連携体制整備と一般診療科での精神障害者の受診環境の整備にむけ、二次医療圏ご

との地域連携会議の設置を進めるとともに、地域医療機関等に対し精神保健医療全般にわたる研修を実施すること。精神科と一般診療科が協働して継続的に診療を行う「こころとからだの二人主治医制」を構築すること。

- ⑤身体合併症による救急医療を必要とする精神疾患患者の受け入れへの支援を強化すること。
- ⑥地域における「こころの診療連携拠点病院（仮称）」の整備を行うこと。
- ⑦精神疾患の予防、早期発見・早期支援にむけ、青年期の支援体制を抜本的に強化すること。松沢病院以外の都立病院・公社病院にも早期支援青年期外来「ユースサポートセンター」を開設するとともに、民間病院での開設を支援すること。
- ⑧精神疾患の予防や早期発見を促進するとともに、偏見・差別をなくすため、学校教育等で、児童生徒、教職員、保護者に対する精神保健教育を、抜本的に強化すること。その際、当事者や家族等を積極的に講師とすること。精神疾患に関する啓発パンフレットを中学生に配布すること。
- ⑨障害者週間に、精神障害についての偏見をなくし、正しい理解を得るための講演会、映画会等を実施すること。
- ⑩身近な地域にホステル（地域生活移行支援の宿泊施設）を整備すること。
- ⑪多摩総合精神保健福祉センターの支所を西多摩地域につくること。
- ⑫精神障害者ショートステイの整備を促進するとともに、「アウトリーチ（訪問支援）チーム」と連携した都独自の短期宿泊施設「ショートステイハウス（仮称）」を制度化し、身近な地域で、いつでも利用できるようにすること。中部総合精神保健福祉センターの短期宿泊事業と短期入所事業の定員の拡大と利用手続きの簡素化を行うとともに、多摩総合精神保健福祉センターでの事業を再開すること。
- ⑬グループホーム活用型ショートステイの箇所数を増やすこと。地域移行・地域定着支援事業に都加算を行うこと。
- ⑭滞在型グループホームをより積極的に増やすとともに、通過型グループホームの滞在期限を柔軟に対応するよう区市町村に働きかけること。
- ⑮精神障害分野のショートステイについて、入院中の方や一人暮らしの方も対象にできるよう、柔軟な運用を区市町村に働きかけること。
- ⑯高齢化による身体合併症を伴う精神障害者のため、看護師の配置等を行うグループホームを整備すること。
- ⑰公的保証人制度の整備、家賃補助など精神障害者の賃貸住宅への入居支援を拡充すること。
- ⑱当事者団体、家族会の活動への助成や事務所確保への支援を行うこと。
- ⑲夜間・休日などの精神障害者の相談支援体制を拡充強化すること。家族・介護者支援の専門人材である「家族支援ワーカー（仮称）」を都独自に制度化し、養成に踏み出すこと。
- ⑳身体障害者、知的障害者と同様に、JR、私鉄、高速道路の半額割引の早期実現を図ること。病状悪化の緊急時の通院の際にはタクシークーポン券を支給すること。
- ㉑入院者訪問支援事業を実施すること。
- ㉒都内の精神科病院での身体拘束の実態を調査し、身体拘束の縮減を進めること。
- ㉓精神科病院における虐待通報窓口を設置するとともに、虐待防止のための精神科病院の職員向けの研修を行うこと。
- ㉔精神科病院で患者の人権に配慮した処遇がされるよう、予算措置と指導の強化を行うこと。
- ㉕精神障害者の家族が距離を置くために一時宿泊できる場所の確保を進めること。
- ㉖維持透析を必要とする身体合併症患者が入院している精神科病院から透析を実施する医療機関に通院できるようにするため、付き添いのための人件費への補助等を行うこと。また、維持透析を必要とする精神科患者への対応のため、都立病院が積極的な役割を果たすこと。
- ㉗精神疾患の早期発見・早期対応を促進するとともに、精神障害者が安心して生活できる体制を整備するた

め、各区市町村が「心のサポーター養成研修」を実施できるよう区市町村職員向け研修を実施すること。
⑳災害時に被災病院から入院患者を受け入れる「災害拠点精神科病院」「災害拠点精神科連携病院」について、自家発電設備等の整備にかかる費用を補助するなど、支援を拡充すること。

(18) てんかんのある人への支援の充実

- ①専門医療機関による医療情報提供や各領域の専門相談窓口との連携、体制づくりをすすめる、てんかんのある人やその家族が安心して相談できるてんかんネットワークを構築すること。
- ②てんかんに対する正しい知識と理解を定着させるための啓発・研修事業を実施すること。養護教諭に対するてんかんについての研修会を行うこと。
- ③教育現場において、「てんかんの生活管理指導表」を作成すること。
- ④大規模災害時の福祉避難所において、てんかんなど慢性疾患のある人が適切に支援を受けられるようにすること。災害時に抗てんかん薬等が確実に供給されるようにすること。

(19) 発達障害児者への支援の充実

- ①児童育成手当（障害手当）を、発達障害を含む精神障害者にも支給すること。
- ②都の発達障害者支援センターを多摩地域にも整備するとともに、身近な地域における相談支援体制整備を進めるため区市町村への支援を行うこと。
- ③発達障害児者への愛の手帳の交付については、知能指数だけで判断せず、柔軟に判断すること。
- ④福祉のまちづくり推進協議会や子ども・若者支援協議会に発達障害の関係者を加えること。
- ⑤自閉症など発達障害を持つ成人を診られる病院を増やし、特に都立病院で積極的に対応すること。大塚病院で15歳以上の患者も受け入れること。
- ⑥世界自閉症啓発デー（4月2日）での発達障害に関する普及啓発を強化すること。
- ⑦都内の交通機関や公共施設などで、主に自閉症で感覚過敏がある方への合理的配慮として音声や照明を低減する「クワイエットアワー」の取り組みを広げること。

(20) 高次脳機能障害者への支援の充実

- ①高次脳機能障害者の実態調査を行うこと。
- ②高次脳機能障害者のリハビリテーション施設を増やすなど、専門的リハビリテーション体制の充実を図ること。
- ③子どもの高次脳機能障害の早期発見、教育との連携などを推進すること。

(21) 失語症者への支援の充実

- ①役所や病院などに行く際に個人に対して派遣できる失語症の意思疎通支援者の派遣が東京都の全ての地域で行われるよう、区市町村と協議を行って体制を構築すること。当事者や専門家が関わって推進できるようにすること。身体障害者手帳所持者以外の方も派遣の対象とすること。
- ②失語症者向け意思疎通支援者養成事業は希望者全員が受講できるようにすること。
- ③失語症意思疎通支援者証を発行すること。
- ④失語症者が十分なリハビリテーションを受けられるよう、自立訓練（機能訓練）や生活介護施設でのリハビリテーション専門職の配置を促進するなど地域でリハビリテーションを受けられる体制整備を進めること。
- ⑤失語症の人と家族の相談支援、失語症の人へのリハビリテーションの提供、本人や家族のピアカウンセリングの提供等を行う「失語症センター（仮称）」を地域ごとに設置すること。

⑥都の障害者施策に関係する審議会等の委員に失語症の関係者を加えること。

2 3 難病患者等への支援の充実

(1) 難病対策の充実

- ①東京都難病ピア相談室の相談等を行う職員数を増やし、患者会による講演会・相談会、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業のピアカウンセリング、啓発活動のためのイベント開催や動画配信を実施できるよう、予算を措置すること。
- ②多摩難病相談・支援室を拡充し、多摩地域の難病相談・支援センターにすること。
- ③特別区の地域での難病当事者を含めた「難病対策地域協議会」の設置を早急に促進すること。
- ④入院時の食事療養費、生活療養費、対象患者からからはずされた「軽症」者の自己負担への支援、収入が減少した場合の支払い能力に応じた自己負担上限額の設定など、難病患者の医療費の自己負担に対して、都として支援を行うこと。都独自に支援をする難病を広げるとともに、新法の施行以前と同水準の支援を行うこと。臨床調査個人票の自己負担分への助成を行うこと。
- ⑤都立神経病院を難病の総合病院として拡充するにあたっては、職員体制を充実し、急変などで在宅生活が困難になった際の受け入れなどの在宅療養支援、相談支援、リハビリテーションなど機能を拡充すること。都立神経病院で、筋痛性脳脊髄炎の患者を診ることのできる体制を確保すること。
- ⑥小児慢性特定疾患対策予算を増額し、患者・家族への相談支援、情報提供、助言、関係機関との連絡調整、自立支援員の育成などの事業を拡充・強化すること。当事者や医療、福祉、教育などの関係者が参加する小児慢性疾病児童等地域支援協議会を設置し、小児難病患者への総合的な支援を推進すること。
- ⑦20歳以降の小児慢性特定疾患患者への医療費助成を実施するとともに、小児難病の診療科と成人の診療科の連携を進め、移行期医療の充実を図ること。連携体制を作って成人になった患者を受け入れた医療機関への助成を行うこと。小児難病患者の成人への移行についての実態調査を行うこと。
- ⑧小児慢性特定疾病医療費助成を受けるために必要な「医療意見書」にかかる費用への助成を行うこと。
- ⑨都として患者・家族団体の育成・支援を行うこと。
- ⑩各病院に難病専門医を適正に配置し、患者増に見合う専門医療窓口および施設の拡充を行うなど、都立病院機構における難病医療を拡充すること。
- ⑪線維筋痛症、脳脊髄液減少症、筋痛性脳脊髄炎などについて、診断・治療できる医療機関の整備、医療費負担軽減などの支援策を講じること。
- ⑫難病患者に都営交通や民営バス、東京メトロ、多摩都市モノレール、ゆりかもめなどの無料パスを交付すること。タクシーチケットの配布または料金の割引制度をつくること。
- ⑬未だ障害者福祉の対象外となっている難病患者について、都として独自に障害者福祉を提供すること。
- ⑭在宅難病患者医療機器貸与・整備事業を継続すること。
- ⑮難病の治療法の研究を推進すること。国の制度改正により医療費助成の対象から外れた患者に対しても、原因究明と治療法確立のためのデータ追跡を国の医療費助成対象者と同様に行うこと。
- ⑯在宅難病患者訪問診療事業は介護度や手帳の等級が低い人でも必要があれば対象にすること。
- ⑰難病患者在宅レスパイト事業の対象者を人工呼吸器使用者以外にも広げること。
- ⑱重度の難病患者が外出する際、訪問看護師による付き添いができるようにすること。
- ⑲病気で強い足の痛みや筋力低下を伴う方に駐車禁止除外者標章を交付するとともに、タクシー券を配布すること。

⑳神経筋障害領域の認定理学療法士の養成を促進するとともに、地域リハビリテーション支援センターへの配置を進めること。

㉑特定医療費（指定難病）受給者証のサイズや素材を見直し、常時持ち歩くことに耐えうるものにする事。

㉒コミュニケーションが困難な重度の難病患者の入院時のコミュニケーション支援の介護ヘルパーの付き添いができる制度を検討すること。

（2）難病患者の就労支援の充実

①区市町村が行う障害者就労支援事業等での難病患者への相談に対する支援を強化すること。

②難病患者の就労促進のための助成金を拡充すること。

③難病患者の就労支援に関する実態調査を行うこと。

（3）ALSなど神経難病患者への支援の充実

①在宅難病患者一時入院事業を拡充し、指定病院、および病床数を増やすこと。

（4）肝炎患者への支援の充実

①肝硬変、肝がん患者への医療費助成を拡充し、外来も含めすべての医療費を対象とすること。

②B型肝炎予防接種を無料で受けられるようにすること。

③肝炎ウイルス検査の受検実態を明らかにし、受検率向上に役立てること。

④肝炎の重症化予防推進事業の周知を強化し、利用を増やすこと。

⑤40歳以上の肝がん検診を全都的に実施すること。

⑥「肝臓週間」と「日本肝炎デー」を中心に、肝炎についての普及啓発を強化すること。

⑦肝炎についてのピア相談事業を行うこと。

（5）腎臓病患者への支援の充実

①慢性腎臓病（CKD）の予防対策を強化すること。

②慢性腎臓病（CKD）に起因する心血管系疾患や人工透析患者の心筋梗塞や脳血管疾患等の病状急変に備えて、人工透析可能な救急医療体制をさらに強化すること。

③高齢化が進む透析患者が入院できる療養病床の確保を促進するとともに、透析施設と介護施設の連携体制を整備し、透析患者が入居可能な介護施設を増やすこと。

④介護職に対する腎臓病患者の介護に関する研修を強化すること。

⑤要介護の透析患者への移送助成を行うこと。

⑥臓器提供の経験を有し地域の拠点となる施設が経験のない施設を支援することにより、臓器提供が可能な医療機関を増やすこと。

⑦東京腎臓病協議会が行う臓器移植の推進普及キャンペーンへの助成を行うこと。

⑧改訂した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき、医療機関や区市町村との連携強化、広域連携の推進、アルファ化米の確実な提供、広域連携の推進など、総合的な災害対策を構築・強化すること。

⑨「腎臓病を考える都民のつどい」の広報を積極的に行うとともに、実施費用への助成を行うこと。

⑩腎臓の再生医療の研究を推進すること。

（6）リウマチ・膠原病患者への支援の充実

①高額なリウマチ治療薬を使用しているリウマチ患者への医療費助成を行うこと。

②リウマチ患者の特性に合った支援を行える介護事業所を増やすこと。

(7) パーキンソン病患者への支援の充実

- ①投薬が開始されたパーキンソン病患者（国制度の対象外の患者）を都独自に難病医療費助成の対象にすること。

(8) 呼吸器患者への支援の充実

- ①在宅酸素濃縮装置の電気代助成を行うとともに、在宅酸素療養患者の医療費負担を軽減すること。
- ②呼吸器リハビリテーションの普及・研修を進めるとともに、在宅酸素療養患者の医療・福祉が連携した地域ケア支援体制を整備すること。
- ③酸素対応可能な特別養護老人ホーム、老人保健施設等を整備するため支援を行い、それらの施設でのショートステイ、デイサービスの実施を広げること。
- ④在宅酸素療養患者の災害・停電時の支援対策を強化すること。
- ⑤東京都清瀬喜望園は都立施設として存続させること。

(9) ファブリー病患者への支援

- ①通学・通勤・通院可能なファブリー病患者に対し、在宅ERT（酸素補充療法）を可能にすること。
- ②ファブリー病の早期発見・早期治療のための手立てのオプションスクリーニングの見直しを啓発を講じること。

(10) オスラー病患者への支援

- ①東京都として止血剤を十分な量確保し、低負担で入手できるようにすること。

〈7〉 福祉を支える基盤を強化し、地域福祉を拡充する

<h3>2.4 支援・配慮を必要とする方や福祉施設・事業者等に対する物価高騰とコロナへの対応</h3>

(1) 支援・配慮を必要とする方への対応

- ①障害者、透析患者、妊婦などが新型コロナウイルスに感染した場合に、必要な配慮を受けながら入院や宿泊療養をできるよう万全の体制を整えること。
- ②要介護や要支援の高齢者、障害者、子どもなどのケアをする方が新型コロナウイルスに感染した場合の本人の受け入れ先の確保が都内全ての地域で保障されるよう、都として責任を持って取り組むこと。

(2) 福祉施設・事業者等に対する対応

- ①物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響による利用率の減少などで経営危機に陥っている福祉施設・事業所に対し、経営支援のための助成を行うこと。
- ②各種の福祉や医療の施設整備、大規模改修などの補助金の単価を物価高騰を踏まえて引き上げるとともに、

物価スライドや賃金スライドの制度を導入すること。

- ③福祉施設が新型コロナウイルス感染症対策を行うための備品購入費などへの支援を継続して行うこと。
- ④福祉施設において感染症対策のための研修・訓練を適切に実施できるよう支援を行うこと。

25 福祉施設等の整備にむけた所有地等の活用促進

(1) 所有地、国有地、民有地等の活用促進

- ①所有地貸付料の減額率90%の制度について、さらなる減額や対象の拡大など拡充すること。多摩地域を含め都内どこでも適用されるように減額を拡大、または無償化すること。保証金は廃止すること。売却の場合も福祉目的であれば減額すること。
- ②国有地・民有地を所有地として購入し、福祉施設整備のために無償または低額で貸し出すこと。
- ③都営住宅・公社住宅の建て替えにともない10年間で創出するとしていた30ヘクタールの用地について、福祉目的での活用を早急に進めること。
- ④各種福祉施設に対して行っている定期借地権の一時金への補助を拡充すること。
- ⑤国有地、民有地の借地料への助成は5年間の期限を廃止または延長するとともに、補助基準額や補助率を引き上げること。
- ⑥民有地を認可保育園以外の福祉施設のために貸し出す際も固定資産税の減免など優遇措置を行うとともに、市町村が固定資産税を減免した際の財政支援制度をつくること。
- ⑦老朽化にともない建て替え時期を迎えている特別養護老人ホームや障害者（児）入所施設などの福祉施設の建て替えを促進するため、所有地、国有地を活用した一時移転用施設（備品付）のさらなる整備をはじめ、支援を拡充すること。一時移転用施設は無償または低額で貸し付けること。また、一時移転用施設を整備する区市町村への補助を行うこと。
- ⑧認可保育園など福祉施設の建設をまちづくりの基本に位置づけ、無秩序な開発を抑制するとともに、一定規模の住宅・マンション開発の際に認可保育園を含む公共施設の用地確保を求めるなど、開発事業者に対する社会的責任を果たさせること。

26 福祉・医療人材への支援

(1) 福祉人材の処遇改善、確保・定着対策の拡充

- ①すべての福祉人材の処遇改善のため、賃金を引き上げるなど、都独自の補助を拡充すること。また職員配置の改善を進めること。
- ②民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算をはじめ、抜本的に改善・拡充・増額すること。努力・実績加算の要件緩和と単価の引き上げを実施すること。
- ③保育士、看護師、介護職員などの民間職業紹介事業者の実態調査を行い、手数料の規制強化を国に求めるなど必要な対策を行うこと。
- ④福祉人材センターが積極的に活用されるよう、拡充すること。
- ⑤介護職員宿舎借り上げ支援事業、障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ事業は、災害対応の要件をさらに緩

和または撤廃すること。また、戸数の上限や、1戸あたり4年までという要件は撤廃すること。介護職員宿舎借り上げ支援事業は、看護師も対象にするとともに、地域密着型サービスの場合の区市町村への補助率を10分の10にすること。

- ⑥職員の宿舎借り上げ支援の補助対象となる福祉施設の種類をさらに広げるとともに、補助率を引き上げること。
- ⑦各分野の職員宿舎借り上げ事業について、対象となる職員を拡大し、家賃の高い地域では単価を引き上げること。
- ⑧都が行う福祉や医療に関する研修は、十分な定員を確保し、必要とする人が受けられるようにすること。
- ⑨福祉施設職員の奨学金返済への支援を高齢者介護分野、障害者支援分野以外にも広げること。
- ⑩介護や医療現場におけるハラスメント問題への対策のため、実態把握、研修教材の開発や、同行訪問に国報酬がつかない場合の独自の支援などの対策を行うこと。医療従事者に対する相談窓口の設置、研修、対策マニュアルの作成等を行うこと。
- ⑪複数の小規模介護事業者が連携して実施する、人材交流・合同採用・共同活用等の協働化に関する先進的な取組を支援し、取組の成果を検証すること。
- ⑫介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格更新に係る法定研修の費用負担軽減策を講じること

27 ケアラー支援、地域福祉等の推進、地域包括ケアの整備

(1) 地域福祉の充実

- ①住民の地域福祉活動を支援する「地域福祉コーディネーター」の配置への支援を行い、配置を促進すること。
- ②地域に密着した家事援助、配食・食事、移送など、きめ細かいサービスを提供している「住民参加型在宅福祉サービス活動」への支援を拡充すること。各区市町村が「住民参加型在宅福祉サービス活動」への支援を行う際の共通指針を策定すること。寄付・提供された食材を保管する倉庫の資料などへ補助を行う事。
- ③住民参加による非営利の地域福祉活動に対し、都営住宅・公社住宅、都立学校の空き教室、都有施設、都有地等を、無償または低額で提供し、地域福祉支援拠点の整備を推進すること。
- ④コミュニティカフェ、コミュニティレストランなどの取り組みが広がるよう、都として事業者や区市町村を支援すること。
- ⑤福祉施設や医療機関等と連携して「福祉農園」の取り組みを進めること。

(2) ケアラー支援の推進

- ①高齢者介護、身体・知的・精神などの障害者のケア、難病患者などの看病、病児や障害児の療育など、さまざまなケアを行っているケアラーの量的調査とニーズ調査を行い、必要な対策を構築すること。
- ②ヤングケアラー支援マニュアルにもとづき、ヤングケアラー・コーディネーターの配置や、ケアラー支援の構築をすすめること。
- ③ヤングケアラー支援条例を制定するため、当事者や元ヤングケアラー、支援団体が参加する検討会を設置すること。また、当事者や元ヤングケアラーの声を直接聞くとともに、都内のヤングケアラーの実態調査を行うこと。
- ④ヤングケアラーについて、自治体・教育・福祉・医療等のヤングケアラーの関係者がヤングケアラーについて深く認識できるよう、理解促進を図ること。相談支援を拡充するとともに、当事者が相談してもいいんだと思えるよう、子どもにヤングケアラーの問題について知る機会を保障すること。

- ⑤ヤングケアラー向けのイベントを行うこと。
- ⑥介護離職を防ぐため、介護休暇の日数増、有給化を国に求めるとともに、中小企業で実施できるよう、都として財政支援を行うこと。
- ⑦ケアラーの状態のアセスメントを行い、支援を構築する仕組みをつくること。
- ⑧ケアラー支援条例を制定するため、ケアラーの当事者が参加する検討会を設置すること。

(3) ひきこもり等への支援の充実

- ①ひきこもり支援は、当事者や家族の意見をきめ細かく施策に反映すること。
- ②ひきこもりへの差別や偏見をなくし、理解を広げるための広報を強化すること。
- ③ひきこもり当事者の居場所への支援を拡充し、多様な居場所が確保されるようにすること。
- ④ひきこもりの当事者団体、家族会の運営費や活動の場の確保等への支援を行うこと。
- ⑤各区市町村のひきこもりの相談窓口を改めて明確化し、きめ細かい支援が可能となるよう相談支援員の常勤配置の強化と専門性を持った支援員の育成を進めること。
- ⑥ひきこもりの方へのアウトリーチ支援を拡充し、継続した支援ができるようにすること。
- ⑦ひきこもり支援について当事者団体や家族会が参加する地域連携のネットワークづくりが区市町村で進むよう、支援を強化すること。
- ⑧ひきこもり相談窓口の周知を全ての区市町村で行うとともに、当事者団体、家族会を含めた、地域でまたは広域的に利用可能な社会資源を広報すること。

(4) 福祉サービス利用者支援の充実

- ①認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の福祉サービス利用を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を拡充できるよう予算を増額すること。
- ②営利企業などによる福祉事業に対する指導検査体制を、抜本的に強化すること。

(5) 区市町村包括補助の拡充と改善

- ①5つの「福祉保健区市町村包括補助事業」を増額・拡充すること。また、区市町村が使いやすいように改善すること。
- ②包括補助に再構築された補助事業が、従来の個別補助の水準・内容から後退しないようにすること。

28 ユニバーサルデザインの推進、福祉機器の利用促進

(1) 福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの推進

- ①ソフト、ハード両面でユニバーサルデザインを推進するための全庁的体制を確立するとともに、「東京都ユニバーサルデザイン推進計画」をつくること。
- ②都と事業者等による「ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置すること。
- ③公共性の高い施設のエレベーターはストレッチャーを乗せられる十分な大きさになるよう新たな基準を検討すること。
- ④障害者、高齢者、妊産婦などが利用できるトイレを増やすとともに、当事者の意見を反映して改善を進めること。一般トイレのバリアフリー化を進めること。
- ⑤東京メトロの構内を含め、トイレへのユニバーサルシートの設置を広げること。

⑥都庁前駅のエレベーターの出口から東京都議会棟の入り口までの間に雨よけの屋根をつけること。

(2) 磁気ループ（ヒアリングループ）の普及促進・「聞こえのバリアフリー」の推進

- ①「聞こえのバリアフリー」を福祉のまちづくりに位置づけるとともに、都営地下鉄等で「聞こえのバリアフリー推進モデル事業（仮称）」を実施すること。「聞こえのバリアフリー」に取り組む区市町村、事業者、団体等を支援すること。
- ②都として「耳マーク」の十分な活用・普及推進を図ること。
- ③都有施設、都営交通の車両・ホーム・駅窓口などへの「磁気ループ」の設置をすすめること。また設置されていることがわかるよう、「ヒアリングループマーク」などを表示すること。
- ④公共交通機関での遅延などの情報提供が音声だけでなく文字情報でも行われるようにすること。
- ⑤東京都が発信する動画には正確な字幕をつけること。
- ⑥美術館や博物館などの公共施設で映写されているビデオには字幕を付けること。
- ⑦案内設備にインターホンを設置する場合は、聞こえにくい方でも連絡できるよう、代替手段を設けること。

(3) 補聴器の適切な普及のしくみづくりと利用促進

- ①高齢者を含めた難聴者で補装具費支給制度の対象とならない方への補聴器購入助成制度を個別の補助として実施して補助率の引き上げ、対象年齢の拡大など拡充し、都内全区市町村が実施できるようにすること。
- ②難聴の早期発見・早期対応のため、聴力の健診を行う区市町村への補助を行うこと。
- ③島しょ部における聞こえについての専門的な診断や、補聴器の購入、調整の実施の機会の確保を図るための対策を行うこと。
- ④補装具費支給制度の対象とならない難聴児がイヤーマールドのみを購入する場合の助成や補聴器の修理代への助成を行うこと。
- ⑤認定補聴器技能者、難聴者団体等による「補聴器相談」を支援すること。身近なところで相談できるよう、「まちかど補聴器相談」を関係団体や区市町村と協力して実施すること。
- ⑥補聴器相談医、認定補聴器技能者、認定補聴器専門店の制度の普及啓発を図ること。補聴器相談医のいる診療所、および認定補聴器専門店が都内にふえるよう支援すること。
- ⑦集団補聴システム「Rodger」に対応した補聴器・補助具への補助がどの地域でも受けられるようにすること。

(4) 福祉機器の利用促進

- ①「福祉のまちづくり研究所」、または「福祉機器開発・普及センター（テクノエイドセンター）」を設置し、介護機器や福祉用具、在宅医療機器の研究、開発、普及、利用者の相談支援などを実施すること。
- ②都の産業技術センター、心身障害者福祉センター、都立病院機構、東京都立大学と、民間事業者、国立・私立大学などによる「産学公連携」や「医工連携」を推進し、コミュニケーション支援や、「聞こえのバリアフリー」にむけた新しい福祉医療機器や技術の開発、普及を進めること。
- ③公共施設等でのコミュニケーション機器の設置、UDトークの導入を進め、取り組む区市町村の支援を行うこと。
- ④ロボット介護機器、福祉用具の開発、普及にむけた支援を拡充すること。
- ⑤支援の質の向上につながる福祉施設のICT化への支援を充実すること。
- ⑥ユニバーサルコミュニケーションに関する最新の技術を活用し、区市町村における情報バリアフリーの取り組みを推進すること。
- ⑦情報保障機器を都の窓口を設置し、使用状況等を開発メーカー等へフィードバックすることにより、障害者に対応した機器の開発・普及促進を支援すること。

〈8〉給食費・学費無償、どの子ども大切に教育のために

29 公立学校の給食・授業料の無償化、学費負担軽減の拡充

(1) 学校給食費の無償化

①都立学校の給食費を無償にするとともに、区市町村立学校の給食費無償化に全額補助を行うこと。

(2) 都立高校の授業料無償化

①都立高校の授業料無償化の所得制限を撤廃し、全員を無償とすること。

②奨学給付金制度は、都道府県民税および区市町村民税の所得割が非課税世帯の第1子の給付額を第2子と同額にするとともに、支給時期を早めること。所得制限を引き上げること。資格があるのに受給できない生徒がないよう、手続きのわかりやすい周知、簡略化と申請期間の延長をすすめること。

③都独自の給付型奨学金制度は、支給額及び所得制限を引き上げること。

30 英語スピーキングテストの中止、少人数学級実現、子どもの意見の尊重

(1) 中学校英語スピーキングテストの中止

①中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J、ESAT-J YEAR1、2）は中止し、都立高校入試活用は行わないこと。

②区市町村が独自に行なっているALT等の人的配置に格差が生じないよう、各自治体の課題に応じた柔軟な支援を行うこと。

(2) 30人学級・少人数学級の実現・学力向上

①35人学級を都として小学校6年生以上にも前倒し実施し、早期に小中学校の全学年にひろげること。さらに小中高等学校の20人程度学級を計画的に実施すること。

②中学1年生の35人学級は、現在20人としている学級編製の最低人数をなくすこと。

③小学校の英語、音楽、図工、家庭科、理科などの専科教員の配置と配置基準の拡充をはかること。

④少人数指導加配は年度ごとの申請方式をやめ、全校配置とすること。算数・数学・英語の「東京方式習熟度別指導ガイドライン」の実施を条件とせず、学校の判断を尊重し、1学級2展開やチーム・ティーチングなども認めること。

⑤小中学校の都独自の体力テストの実施と公表は廃止すること。

⑥学校の芸術鑑賞や体験を支援する「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を拡充すること。

⑦都立高校の「教育ダッシュボード」は、生徒のデリケートな情報を収集・利活用することになり、安易に本格実施・拡大しないこと。

(3) 一人ひとりを大切にする教育と子どもの意見の尊重

- ①子どもたちの行動を細かく統一する「〇〇スタンダード」などといわれる指導や、学校生活の過密なスケジュールなどの実態を調査し、ゆとりある学校生活の方向性を示すこと。
- ②都立高校の校則見直しは、子どもの権利条約、こども基本条例を生かし、生徒主体で行うこと。また、校則の変更方についても示すこと。人権にかかわる規定等については都教委がイニシアチブを発揮して改善すること。
- ③児童・生徒に対する主権者教育を充実させること。都立高校の「人間と社会」の必修化をやめること。
- ④日本の侵略戦争を美化する日本史教材「江戸から東京へ」の作成・配布は中止すること。
- ⑤小中学校など学校教育で、精神保健、心の健康に関する学習を行うなど正しい知識・情報の普及を図ること。

(4) 子どもの人権を尊重したセクシュアリティ教育（包括的性教育）を

- ①ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づくセクシュアリティ教育を学校現場でも取り入れ、課題ごとに発達に応じて学ぶことができるように都として支援すること。
- ②性教育は子どもたちの実態に即した学校現場の判断を尊重すること。
- ③正確な情報を子どもたちに伝え、性暴力から守るために、人権の視点や、科学的な知識に基づいた「生命の安全教育」実施すること。痴漢も位置付けること。学校の相談体制の充実と教員の研修を早期に進めること。
- ④「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」は、被害を認識するまでに時間がかかることを踏まえ、過去の被害にも対応するとともに、LINEなど子ども世代に身近な手段で相談できるようにすること。
- ⑤性暴力から子どもたちを守るために、SARC東京が配布しているNaNa（ナナ）カードを小学生以上の子どもたち全員に配布すること。
- ⑥妊娠した生徒が学業を継続できるような支援を行うこと。
- ⑦多様な性について理解を促進するため、SOGI・LGBTについて学ぶ機会を充実すること。
- ⑧義務教育および高等学校で、デートDV防止教育を実施すること。
- ⑨学校での生理休暇や生理中の体育の対応について、ガイドラインをつくること。その際、現場の実態を調査し、こども基本条例の立場で、児童生徒の声を聞きながら検討すること。

3 1 教職員確保と長時間労働解消・専門性の尊重

(1) 教職員の確保

- ①年度当初から教員不足が生じることのないよう、都教委の責任で教員は余裕をもって採用すること。
- ②教員採用試験において、4月からの採用が約束されない期限付き任用名簿登載では教員は確保できないため、合格者を増やし、4月から正規雇用すること。
- ③年度途中の産育休に対応する教員が見つからない状況を引き起こさないよう、産休育休代替教員は正規教員で確保し、産育休取得予定者のいる学校に前倒し配置すること。
- ④期限付き任用はやめ、病休や退職などによる年度途中の補充も正規採用すること。
- ⑤教員になった人に対し、奨学金返済の補助制度を作ること。

(2) 教職員の長時間労働解消と専門性の尊重

- ①教員定数及び配置基準を改善し、教員の授業の持ち時数を減らすこと。
- ②すべての公立中学校で持ち時数を都立中学と同じ 18 時間とすること。複数学年の授業を担当する場合については特に配慮すること。小学校の上限を 20 時間とすること。そのために専科教員等の配置を充実すること。
- ③学校現場における働き方は、1 人ひとりの仕事が所定労働時間内で終わるようにすることが基本であることを明確にし、月の残業時間が 45 時間以内にする目標を早期に達成すること。
- ④教員に残業代を支払うように給特法の廃止を国に求めること。
- ⑤区市町村と連携し、学校に、標準時数を過度に上回るような年間授業時数の確保や、土曜授業などを求めないこと。
- ⑥スクール・サポート・スタッフや副校長を補佐する職員は、すべての学校に配置し、スクール・サポート・スタッフの複数配置校を増やすこと。時給を引き上げ、長期安定雇用ができるようにすること。
- ⑦講師や産育休代替教員は、学校に採させるのではなく、都教委が採して配置すること。そのための体制を拡充すること。
- ⑧「負担の大きい校務を担う教員の時数軽減」のとりくみは、すべての学校を対象に実施すること。
- ⑨事務処理や私費会計処理、報告文書作成等の業務の大幅な削減、簡略化、ICT化をおこなうなど教員の負担を減らし、子どもと向き合う時間を保障すること。都教委が学校に報告を求めている調査の削減は、進捗状況を定期的に公表すること。
- ⑩勤務（在校）時間の把握と管理を効率的に行えるよう区市町村を支援すること。
- ⑪教職員の勤務実態、在職死などを調査すること。
- ⑫教員の通勤時間の上限は 120 分から 90 分に短縮すること。
- ⑬職員会議を伝達の間だとするのはやめ、教職員が子どもたちや学校の教育方針について話し合えるようにすること。
- ⑭「職の階層化」や「画一的な目標」が、ハラスメントや息苦しさを生む要因になっていることを直視し、自由で創造性が発揮できる学校職場づくりにとりくむこと。
- ⑮教員の階層化と主幹、主任制度、人事考課制度は見直すこと。
- ⑯教職員が自主的に行う研修や研究会を支援すること。
- ⑰学校を法的側面から支援する「スクール・ロイヤー」の区市町村設置を支援すること。

(3) 教員の増員と配置の改善

- ①国の基準を上回る大規模校には副校長を複数配置すること。特別支援学級設置校や教育困難校にも副校長を複数配置し負担軽減をはかること。
- ②養護教諭の未配置校をなくすとともに、大規模校（小学校は生徒数 851 人以上、中学校は 801 人以上）や、中高一貫校など必要な学校には複数配置すること。大規模校でなくても不登校や特別支援教育への対応のため順次複数配置とすること。
- ③小学校の 14、15、16 学級校、中学校の 15、16、17 学級校の教員配置定数を増やすこと。
- ④小学校の英語専科教員を全校に配置するとともに、他の教科の専科教員の配置も増やすこと。
- ⑤養護教諭・栄養教諭や栄養職員・学校司書の病気休暇・休職や勤務軽減には、同一職種による代替制度を確立すること。夜間中学校、定時制高校に養護教諭を配置・増員すること。
- ⑥都立高校の中途退学対応の少人数展開実施校や帰国生徒、外国人生徒受け入れ校、障害をもつ生徒が在籍する学校、不登校経験者の多い学校などへの教員の加配を実施、充実すること。

(4) 学校職員の増員と配置の改善

- ①小中学校事務の共同実施と事務職員の削減、非常勤化は行わず、拡充すること。事務職員の欠員はただちに解消するとともに、就学援助加配や大規模加配の対象となる学校には国基準どおり2人配置すること。
- ②東京教育支援機構に、学校経営支援センターで行なっている都立学校の事務を移行する場合は、センターの職員は各学校に戻すこと。
- ③学校事務職員の病気休職、産休・育休などには正規職員による代替制度を確立すること。少なくとも産休・育休代替職員は臨時職員対応ではなく臨時的任用職員とすること。
- ④都立高校の全定併置30学級以上校の学校事務職員定数を1名増員し、専門学科の事務の補正も1名増員すること。
- ⑤高校就学支援金制度にかかわる学校事務と給食費無償化に係る事務の負担を軽減するとともに、都立高校事務職員の定数全体を底上げすること。
- ⑥実習助手の削減と非常勤化および用務員の削減と民間委託を中止し、正規職員を採用・配置すること。

(5) 教職員の待遇、健康、福利厚生の改善

- ①小中学校教職員の婦人科検診はどの自治体の学校で働いていても職場健診の対象とするように区市町村に働きかけるとともに、財政支援を行うなど充実を図ること。
- ②総合的な健康管理対策を講じるとともに、メンタルヘルスと職場復帰にむけての支援を充実すること。
- ③学校現場におけるパワーハラスメントの実態調査を踏まえ、学校職場に即した防止指針などを定め、管理職研修を強化するとともに、学校経営支援センター（都立の場合）などではなく、第三者機関による相談窓口を設置すること。
- ④セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの実態を調査し、対策を講じること。
- ⑤育児休暇をとりやすい職場環境を整備するとともに、育児休暇の所得保障、子どもの看護休暇の対象年齢と日数の拡大、介護休暇の期間の延長、所得保障、代替保障などを実施、改善すること。
- ⑥労働安全衛生法にもとづく区市町村の総括安全衛生委員会や、各学校の労働安全衛生委員会の設置、健康管理体制の整備、産業医の配置などに努めること。また各学校に男女別の休憩室や更衣室を整備すること。
- ⑦定年退職後の働き方として、従来通り希望者は非常勤教員として採用すること。

(6) 講師やスクールカウンセラーなど学校で働く会計年度職員の処遇の改善

- ①講師やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、副校長を補佐する職員、学校司書、学校介護職員などの会計年度職員が時間外労働をした場合は、実態どおりに残業代を支払うこと。
- ②時間講師の報酬単価を引き上げ、勤務時間に給食指導や学級活動、自立活動など教科以外の時間、授業準備、成績評価、打合せなどの時間も含めること。
- ③1年契約で更新は4回までとか、3月末近くにならないと4月以降の勤務が決まらないという不安定な働き方でなく、無期雇用し、経験年数に応じた昇給や手当の支給を行うこと。
- ④どの自治体の学校に勤務しても有給休暇、育児休暇、病気休暇、介護休暇等が保障されないことのないようにすること。特に勤務の特殊性から勤務時間が短い職種については、勤務形態に合った制度を設けて保障すること。
- ⑤講師やスクールカウンセラーなどの複数校を兼務する会計年度職員が、1校で週20時間にならないことを理由に社会保険に入れない状況を改善すること。

3 2 小中学校の教育条件の充実

(1) 学習環境の改善

- ①体育館へのエアコン設置への補助は、補助率を3分の2に戻し実施期間を延長すること。特別教室の補助も継続すること。
- ②特別教室と給食室に加え、教育相談室や管理諸室など児童生徒、教職員の使うすべての施設を補助の対象とし、普通教室も含めた更新や400万円以下の工事にも補助すること。
- ③トイレの洋式化とだれでもトイレの設置が早急にできるように、補助期間を延長・拡充すること。
- ④校舎・体育館の改築・改修、教室増築、バリアフリー化への補助制度を創設すること。少人数学級のための教室をはじめとする学校施設の確保のための特別補助を行うこと。
- ⑤帰宅困難生徒および教職員のための備蓄や避難所運営機材や蓄電池など、災害時に役立つ施設設備の整備への支援を行うこと。

(2) 学校図書館の充実

- ①学校図書館を活用した学校教育の充実を系統的に推進する計画を策定し、学校現場や区市町村教育委員会を支援する学校図書館活動支援センターなどを都立図書館と連携して創設すること。
- ②学校図書館法改正の主旨を受け、都として小中学校の図書室に専任の学校司書の正規配置をすすめること。区市町村の学校司書への人件費補助を行うこと。
- ③蔵書を充実できるよう財政支援すること。

(3) 食育・学校給食の充実

- ①多摩地域で外部調理委託の選択式の給食となっている自治体が全員給食を実現し、東京都全域で小中学校給食の自校調理の完全給食を推進するために、多摩地域をはじめとする区市町村に補助を行うこと。
- ②栄養教諭の任用を拡大し、食育を直接指導するリーダーとして1校1名の配置を計画的にすすめること。
- ③全国最低水準となっている栄養教諭の配置を抜本的に引き上げること。希望するすべての栄養職員を栄養教諭に移行させるとともに、栄養教諭の受験資格（在籍6年以上、58歳未満）をなくすなど改善すること。
- ④栄養教諭の業務内容を周知し、異動も無理のない範囲になるようにするなど、やりがいをもって本来の業務に専念できるよう、労働環境を改善すること。
- ⑤学校給食での食物アレルギー対策のための人員配置、施設の改善をすすめること。
- ⑥学校給食の牛乳パックのリサイクル処理は、子どもたちの給食や昼休みの時間が短くなったり、教員の業務も増すなど大きな負担になっている。都立中学校（中等教育学校前期課程）と同様に破碎洗浄処理機の導入等の支援を行うこと。

(4) 部活動の充実

- ①教員が付き添わなくても部活動ができるよう、外部指導員体制を大幅に充実すること。地域移行については、保護者の費用負担は導入せず、子どもの意見を聞き政策を実施すること。
- ②外部指導員の部活動指導者講習会の参加を促進するとともに、研修内容の充実をはかること。
- ③中学校の部活動の休養日の設定を促進・徹底し、生徒の多様な経験の充実や教職員の負担軽減をはかること。
- ④休日の部活動指導の教員特殊勤務手当を引き下げず、増額するとともに、教職員の平日または休日の部活

動指導時間に対する手当を時間単位で支給すること。

3 3 都立高校の教育条件の充実

(1) 希望するすべての子どもたちの高校進学への保障

- ①少人数学級への対応を見越し、生徒増には既設校の学級増でなく学校新增設で対応すること。学級増をする場合は、教育環境が低下しないよう学校の意向をふまえた対応をすること。
- ②全日制高校の計画進学率は、実態に合わせて引き下げるのではなく、東京都として進学への保障ができるように、通える、通いたくなる学校づくりに努めること。高校就学計画の策定と具体化にあたっては、生徒や都民のニーズを調査し、通学距離や経済的な条件なども考慮した内容とすること。
- ③通信制高校のサポート校の実態を調査し、15歳から18歳の子どもたちの教育保障のあり方を検討すること。
- ④20人程度学級を基本とする学級規模の縮小計画を策定・実施すること。
- ⑤都立高校生の食生活の実態を調査するとともに、給食（昼食）の実施を検討すること。

(2) 学習環境の改善

- ①老朽化した全館空調方式の空調は、改修、更新すること。特にすでに故障や不具合のある学校の空調は早急に実施すること。
- ②トイレの洋式化の目標を100%に引き上げ、早急に全校への対応を行うとともに、全校にだれでもトイレを設置すること。
- ③特別教室や武道場、準備室、会議室など生徒と教職員の使うすべての施設へのエアコン設置を、達成期限を定めて実施すること。非常用電源の設置とあわせて整備をすること。
- ④ICT教育の環境確保のため、校内無線LAN環境の改善を行い、研修を拡充し、外部支援者の常駐化などを行うこと。
- ⑤エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化をすすめること。障害者差別解消条例の理念に則して、バリアフリー設備の必要な生徒が在籍または入学希望している学校は、ただちに対応すること。
- ⑥保健室に、相談スペースを設置できるだけの十分な面積を確保するとともに、施設設備などの環境充実、緊急時に他の教員と連携がとりやすい位置の改善をはかり、化学物質過敏症対策をおこなうこと。
- ⑦老朽校舎の改築・補修を促進すること。網戸のない窓には網戸を設置すること。学校から要望のある改修には迅速に対応すること。
- ⑧帰宅困難者等の受け入れに必要な備蓄を、学校の立地に応じて拡充すること。
- ⑨校庭、グラウンドにおける夜間照明の確保など、夜間の活動の条件整備をすすめること。
- ⑩学校のZEB化を急ぐこと。断熱や太陽光発電の設置など着実に設置を進め、グリーンカーテンや屋上緑化、校庭芝生化を進めること。照明のLED化を促進すること。

(3) 定時制、通信制高校の振興

- ①立川高校の夜間定時制の募集停止をやめ、小山台高校の今日的意義を重視し、存続させること。
- ②夜間定時制高校の広報を強化し、入学を希望する生徒全員を受け入れること。
- ③一人ひとりに手厚い援助を行えるよう定時制生徒の暮らし、仕事、勉学条件などの実態調査を行うこと。
- ④自立支援チーム（ユースソーシャルワーカー、ユースアドバイザー）の人数と学校派遣回数を増やすこと。

- ⑤どの定時制高校の生徒にも質の高い給食を保障できるよう、自校調理方式に戻すこと。栄養士は正規職員で配置すること。
- ⑥給食費、教科書代、修学旅行費の補助制度を拡充し生徒全員を対象にすること。給食は無償化すること。
- ⑦定時制、通信制の生徒の始業時間前の居場所となる専用教室やフリースペース、また部室など部活動のための施設を確保、充実すること。

(4) 学校図書館の充実

- ①学校図書館を活用した学校教育の充実を系統的に推進する計画を策定し、学校現場や区市町村教育委員会を支援する学校図書館活動支援センターなどを都立図書館と連携して創設すること。
- ②学校図書館法改正の主旨を受け、学校司書は会計年度職員でなく正規雇用を基本とすること。現在働いている会計年度職員に配慮しつつ、正規職員の新規採用を行うこと。
- ③学校司書が専門性を生かし、教員と直接対等に連携し、教育を支援できるよう、委託契約の学校は、都教委の直接雇用に移行すること。
- ④学校図書館の図書購入費を抜本的に増額できるよう、学校運営の予算を増額すること。

(5) 学校運営予算の増額

- ①都立高校の自立経営予算を増額すること。「特色化」と予算の重点支援方式をやめ、部活動の用具購入費や引率などの費用を増額できるよう、どの学校にも必要な予算を配分すること。
- ②島しょの高校の教員の出張費や島外の生徒の受け入れのための予算を増額すること。
- ③部活動の充実のための外部指導体制がとれるよう人材の確保を支援し予算を拡充すること。外部指導員の部活動指導者講習会への参加を促進するとともに、研修内容を充実すること。
- ④運動部、文化部の生徒の関東大会や全国大会の遠征費用（交通費、宿泊費）は実費を全額支給すること。

(6) 就職支援・職業教育の充実

- ①社会保険労務士、弁護士などとも協力し、高校生が法教育や、労働者の権利を学べるようにすること。労働者の権利を啓発するわかりやすいポスターやパンフレットなどを作成、配布すること。教員も研修で学べるようにすること。
- ②ポケット労働法を配布し、働いている高校生の労働相談体制を確立すること。
- ③中小企業の果たしている役割をPRし、中小企業への就職を支援すること。

34 いじめ、不登校・中途退学、日本語教育への対応と支援の充実

(1) いじめ問題の解決や子どもの権利を重視した学校運営

- ①いじめ問題の解決にあたっては、児童生徒の人権を守る立場を明確にして、お互いに尊重し合える学校環境をつくること。子どもたちの自主性を育てる教育のなかで、解決を図ること。臨床心理士や弁護士など外部からの協力も受けながら、当事者に寄り添う体制をつくること。
- ②弁護士会などの協力を得て、憲法や子どもの権利条約にもとづく人権教育を各学校で行えるよう、都として財政支援すること。
- ③いじめ重大事態の調査や再調査にあたっては、専門性、公平・中立性が担保された人選であることや調査結果の提供を行うことなどを被害児童生徒、保護者に説明し理解を得ながら進めることを区市町村に周知

し、理解を深める研修等を実施すること。

(2) 不登校、中途退学対策の充実

- ①不登校対応の教員加配を充実し、学校での居場所づくりや子どもたちへのきめ細かい対応ができるようにすること。校内別室指導を行う中学校に、教員を加配するとともに学習環境の整備費補助を行うこと。
- ②不登校となっている子どもの居場所として、学校内の別室や保健室や図書室、学童クラブなど幅広く受け入れられるように都として校内別室指導員の配置を拡大すること。
- ③不登校対応の巡回教員の配置は、不登校対応の教員加配を減らすことなく行うこと。
- ④スクールソーシャルワーカーの待遇改善と機能強化を行なうこと。
- ⑤養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーなどの専門職の配置を拡充すること。
- ⑥都立高校で自立支援チームによる進路未決定のまま中途退学、卒業した生徒などへの相談体制をさらに充実すること。
- ⑦フリースクールに通う子どもへの費用の補助（調査協力金）を継続するとともに、調査結果についてとりまとめを受け、関係団体などとも協議して必要な支援を行うこと。
- ⑧不登校対策として取り組む、仮想空間を活用した新たな児童・生徒支援「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」については、当事者や保護者の声もよく聞いて検証すること。
- ⑨区市町村の教育支援センターなどでの子どもに寄り添った支援や発達障害についての専門性を向上させること。
- ⑩あらたな不登校をうまないために、子どもを追い詰めるような学校のあり方を改善すること。学校現場の課題について、実態調査や検証を行い、子どもたちが通いたくなるような学校づくりに努めること。
- ⑪特別支援学校で不登校となっている子どもの実態を把握すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実

- ①小中学校の日本語学級の学級定員を改善するとともに、原則としてすべての自治体に小中学校に対応する日本語学級を設置すること。学齢超過でも昼間の中学校での受け入れを柔軟に対応すること。また、日本語の能力に応じた教育課程を必要な学校において実施するとともに、実績を調査・公表すること。
- ②東京教育支援機構やNPO等と連携し、日本語指導ができる教員や講師などを確保し、必要な学校に配置・派遣すること。
- ③都立高校での「特別の教育課程」の開始に向けて都教委が行った調査結果を踏まえ、「特別の教育課程」に限らず、学校の必要とする教員の加配を行い、研修体制を充実させること。
- ④日本語指導が必要な都立高校新入生を対象に、長期休暇や土日に日本語講座を実施すること。
- ⑤日本語指導が必要で、都立・私立高校に進学を希望する外国人の人数を把握し公表すること。
- ⑥都立高校の在京外国人生徒対象の募集人員と募集校を増やすこと。その際、少なくとも10校以上、都内どこに住んでいても通学できるよう配置すること。さまざまな入試難易度の学校や、三部制を含む定時制高校などにも設置すること。
- ⑦在京外国人入試制度を中学校の教員に周知し、適切な進路指導ができるようにすること。
- ⑧在京外国人入試の問題は英語、数学を中心にしたものにする、面接・作文は日本語のみにする。取り下げ・再提出をできるようにする、在京枠以外の受験における一次（前期）・二次（後期）検査についても、英語、数学を中心に科目数を減らす、時間延長するなど関係者の意見も聞いて改善すること。
- ⑨在京外国人入試への資格確認については、手続きを簡略化すること。
- ⑩在京外国生徒対象枠をもつ都立高校や外国につながる生徒を受け入れている都立高校に、小中学校の日本語学級の教員配置基準と同等の教諭および通訳などを配置すること。

(4) 夜間中学・通信制中学の充実

- ①多摩地域の東部、南部、特別区の北西部に公立夜間中学（中学校夜間課程）を新設しバランスの良い配置とすること。
- ②8校全校に都教委の責任で専任で週5日勤務の養護教諭を配置すること。
- ③不登校を経験している生徒の増加に対応し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを8校全校に配置するとともに、派遣日数を拡大すること。
- ④信頼できる必要な情報の入手が困難な夜間中学生に、母語できめ細かな相談や指導をするための専門員を派遣できるようにすること。入学面接時に「母国での義務教育未終了証明書提出」を求める等の対応をしないこと。
- ⑤8校全校において生徒の年齢を問わず就学援助が実施されるようにすること。
- ⑥区立の通信教育課程は、存続させるだけでなく別科生も広く受け入れて、専任教諭2名を配置するなど、中学校通信教育が十分機能を発揮できるようにすること。
- ⑦夜間中学、通信制中学の広報を東京都提供のテレビ、ラジオ、ポスター等で行うなど拡充し、義務教育を十分に受けられなかった人に届くようにすること。

35 小中高等学校における特別支援教育の充実

(1) 小中学校の特別支援学級（通級）、特別支援教室の充実

- ①教員不足が特別支援教室・学級にしわ寄せされないよう、小中学校全体の教員確保を確実に行うこと。教員が欠員となった場合は、特別支援教室にも講師を配置すること。
- ②特別支援教室は、大幅に増加している発達障害児が必要な教育を受けられるように、在籍年限を原則1年、最大2年と示したガイドラインを訂正し、2年以上いられること、機械的な対応しないことを区市町村・各学校に徹底すること。
- ③発達障害児の増加に見合った教員配置を行い、現行の児童・生徒10人に1人の教員配置に戻すこと。個別の学習と同時に小集団活動も重視し、必要に応じて拠点校や他校に通級しての集団形成も保障すること。通常学級内での指導も認めること。
- ④特別支援教室は年度途中に対象児童が大幅に増加しており、それを見越した教員配置増を行うこと。年度途中での教員増員を行うこと。
- ⑤不登校になっている発達障害の児童生徒への特別支援教育を行うこと。
- ⑥発達障害等の専門知識のある教員の育成や研修を充実し、また区市町村の研修への財政支援を行うこと。
- ⑦小中学校を支援する都立特別支援学校にはセンター的機能のための教員を増員すること。
- ⑧発達障害、臨床心理士等の専門家および巡回指導等に当たる専門職員の常勤配置をすすめ、財政支援を行うこと。
- ⑨特別支援教室に必要な施設設備の整備、教材の確保への財政支援を充実すること。

(2) 小中学校の特別支援学級（固定）の充実

- ①大規模な特別支援学級（固定）を早急に解消するため、区市町村と協力し設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設を行い、必要な児童・生徒がすぐに入れるようにすること。
- ②小学校の大規模学級の教育条件を改善するために、4学級以上は学級数+2人の教員配置とすること。小学校3学級以上、中学校4学級以上の学級には、療育と専門教育を保証するため時間講師を6時間以上配置す

ること。

- ③中学校では特別支援免許所持者の配置をさらに増やすとともに、教科のバランスのとれた配置を行うこと。
- ④発達障害に対応した固定の特別支援学級を増設するとともに、教員定数を拡充し、年度途中に児童・生徒数が増えた場合は、学級増と教員の配置を行うこと。
- ⑤弱視学級や中学校難聴学級など、設置数の少ない通級指導学級については、児童生徒の必要性に合った通級ができるよう、全都的な視野にたって柔軟に対応すること。

(3) 区市町村のインクルーシブ教育への支援の強化

- ①各学校で合理的配慮を十分行えるよう、人的、財政的支援を行うこと。
- ②特別支援学校と同様に、専任の特別支援教育コーディネーターを小中学校に加配で配置すること。配置するまでの間は、特別支援教育コーディネーターにあてられる教員の持ち時数を軽減し、講師を配置すること。
- ③特別支援学級・通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どものための支援員、介助員、看護師の配置に財政支援をすること。医療的ケア児を含めた通学保障を充実すること。
- ④中学校卒業後の進路について、知的障害特別支援学校の普通科に加え、就業技術科、職能開発科や、定時制・通信制高校、また高等専修学校など選択肢が増えていることを踏まえ、適切な進路指導を実施できるように支援すること。
- ⑤発達障害児等の児童生徒に対して、保育園・幼稚園等から早期かつ継続した指導・支援の充実をはかる「インクルーシブ教育システム推進事業」を進める専門職員を、区市町村の要請に応じて配置すること。

(4) 都立学校等における特別支援教育の充実

- ①人工呼吸器管理が必要な生徒が都立高校で学ぶことができるよう常勤看護師を配置すること。
- ②都立高校における在籍校での通級指導は、加配も含めた教員配置を十分に行い、必要な生徒が必要な時間数を受けられるようにすること。
- ③各学校で合理的配慮が十分できるよう、必要な人的、財政的措置を行うこと。
- ④高校入試での合理的配慮の内容と申請手続きについて、生徒、保護者、学校に周知すること。
- ⑤コミュニケーションアシスト講座は継続、充実すること。
- ⑥支援を必要とする生徒の多い学校に、特別支援教育を担当する教員を専任で配置すること。
- ⑦長期入院し、病弱児の病院内分教室に通学していた子どもが学びの空白が生じないよう、単位の取得やなど、分教室と連携を進めること。

〈9〉 私学教育の振興と支援の強化

36 私立学校の授業料無償化、学費負担軽減の拡充

(1) 私立高校の授業料無償化、学費負担軽減

- ①私立高校生の授業料無償化は、所得制限を撤廃すること。
- ②入学金や施設費その他の学校納付金も含めて無償にすること。
- ③奨学給付金制度は、都道府県民税および区市町村民税の所得割が非課税世帯の第1子の給付額を第2子と同額にするとともに、モデル世帯で年収270万円未満という所得制限を引き上げ、支給時期を早めること。
- ④授業料の無償化（国の高校就学支援金と都の授業料補助（特別奨学金））は、各家庭が授業料をいったん納入しなくても済むように、学校を支援すること。
- ⑤受給できない生徒が生じないよう、手続きの分かりやすい周知と簡略化をいっそうすすめ、事務費への支援を行うこと。

(2) 小中学校を含む私立学校の給食費負担軽減、学費負担軽減の拡充

- ①私立小中学校、特別支援学校の給食や昼食、弁当の費用を支給すること。
- ②各私立学校で実施する授業料減免制度は、実施校を増やし対象児童・生徒も拡大できるよう、補助率を上げること。家計急変の場合の補助率は10分の10を継続するとともに、経常費補助とは別枠で補助すること。
- ③年間10万円の授業料の補助は、私立中学生に加えて私立小学校も対象にするとともに、所得制限を緩和し金額を増額すること。
- ④私立および国立小中学生も就学援助の対象とするよう、区市町村を支援すること。
- ⑤育英資金の貸し付け単価を増額し、併給禁止の緩和、第2保証人制度の廃止など制度の拡充を行うこと。制度の周知を強めること。

(3) 幼稚園の教育費負担の軽減

- ①私立幼稚園の入園料補助制度を新設すること。
- ②幼児教育無償化の上限額を都内私立幼稚園の年間納付額に見合う水準に引き上げるよう国に求めること。
- ③幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚部なども幼児教育無償化の対象とするよう国に働きかけること。
- ④都独自の私立幼稚園保護者負担軽減事業費補助を拡充し、施設設備費なども補助の対象とすること。
- ⑤都独自の事業で適用となる幼児教育無償化施設は、従来の幼稚園類似施設だけでなく幼児教育施設や外国人学校の幼稚部なども対象とすること。

37 私学助成の充実と公私間格差の解消

(1) 私学助成の充実と公私間格差の解消

- ①私立学校教育の充実ならびに公私格差解消のため、私立学校経常費補助を拡充強化すること。
- ②私立小学校経常費補助の教職員割補助単価を増額するなどし、少なくとも全国平均水準以上の補助となるようにすること。
- ③公立学校の学級編制の標準の引き下げに対応した教育環境の確保に必要な助成の拡充をすること。
- ④30人学級など少人数学級を実施している学校への特別補助を実施すること。
- ⑤私立幼稚園経常費補助の教職員給与の算定基礎を引き上げ、少なくとも保育士と同等の処遇改善となるようにすること。
- ⑥無償化などの減免制度や、学校評価など管理的業務量の増加に見合った補助の引き上げを行うこと。
- ⑦私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、経常費補助の用途制限を特別支援学校の特性に合わせて緩和すること。
- ⑧発達障害をふくめ障害児が1名以上在籍している小、中、高等学校、専修学校に補助を行うこと。
- ⑨スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などを配置するための補助を創設・増額すること。

(2) 施設設備等への補助

- ①私立学校の体育館のエアコン設置への財政支援については、リースによる設置も補助対象とするとともに、電気代や点検・補修費などのランニングコストについても補助を行うこと。
- ②障害者差別解消条例の理念を実現する立場から、私立学校の施設のバリアフリー化に補助を行うこと。
- ③私立学校・幼稚園の耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ早期に終了させること。ブロック塀や非構造部材の耐震化への補助を拡充すること。
- ④私立学校の老朽校舎の改築、改修および施設整備に関する融資を増額し、対象の拡大を行うこと。特に私立特別支援学校については改築、改修、賃借料について特別支援学校の特性を考慮した支援をおこなうこと。
- ⑤発災時に児童生徒等の安全を確保するため、防災備蓄物資の更新に対応した購入費補助については、水や食糧に加え、宿泊のための備品や、防災機能の強化、保護者との緊急連絡等のために必要な物資が購入できるようにするなど、柔軟な制度とすること。
- ⑥緊急地震速報受信システムと校内放送設備との連動化工事等への補助制度を新設すること。
- ⑦緑化や省エネ設備やエアコンの長寿命化のためのフロンガス対策などへの補助を拡充すること。
- ⑧通学時の安全確保に要する人件費やバス等の維持費、登下校確認メールシステムなどへの支援を行うこと。
- ⑨私立小学校の大型アスレチック遊具など教育的遊具の新設、改築への補助制度を創設すること。
- ⑩私立学校のトイレへの生理用品の配備への財政支援を行うこと。
- ⑪私立幼稚園、認定こども園、特別支援学校、小学校、中学校の送迎バスへの安全装置や置き去り防止機器等の設置については、設置するだけでなく研修や職員が子どもの命を守るという意識をしっかりと持てるようにすること。乗務員については、法的基準をつくり、人件費も十分支援すること。

(3) 教職員の増員、教育水準の維持向上

- ①私立学校に労働契約法の無期転換ルールの趣旨を徹底し、法律の趣旨に反する雇い止めを行わないよう改めて徹底すること。私立学校教職員の雇用形態の実態調査を行い、正規雇用促進の誘導措置をとること。

- ② ICTを専門に教える教員、専科教員、特別支援教育支援員などを確保、増員するための支援を行うこと。
- ③教職員の多忙化を緩和・解消するための教員増員への支援を行うこと。年休取得のための教員の配置や産育休代替教員確保への支援を行うこと。
- ④ ICT環境整備のための補助は、環境整備等に関する助言や研修の実施に要する経費を補助対象に追加すること。また、中学校も都の「新入生端末整備費助成事業」の助成対象事業とすること。
- ⑤生徒および教職員の海外派遣制度は、燃料費高騰や円安に対応した金額に増額し、小学校教員も対象とすること。
- ⑥教職員の研修、研究事業の充実のための助成を拡充すること。自校研修、ICT研修や小規模な研修などニーズに合わせた研修を支援すること。
- ⑦区市町村のホームページから私立特別支援学校の存在を知ることができるよう、支援すること。
- ⑧私立小学校内の学童保育や放課後活動に財政支援を行うこと。
- ⑨いじめ重大事態の調査については、専門性、公平・中立性が担保された人選であることや調査結果の提供を行うことなどを被害児童生徒、保護者に説明し理解を得ながら進めることを学校に周知し、理解を深める研修等を実施すること。東京都のいじめ問題調査委員会による再調査についても周知すること。
- ⑩私立学校における指導死について、生徒の立場にたった東京都の適切な対応、指導のあり方を検討すること。

(4) 私立幼稚園等の振興

- ①私立幼稚園教育振興事業費補助は3分の1助成に増額するとともに、特に教職員の処遇改善をはかること。
- ②少人数学級にしている園への特別補助を実施すること。
- ③特別な配慮を必要とする幼児にきめ細かく対応するために、私立幼稚園特別支援教育事業費補助を拡充すること。
- ④ティーム保育、満3歳児保育、未就園児にたいする子育て支援への支援を拡充すること。
- ⑤幼稚園の預かり保育推進補助を拡充すること。
- ⑥幼児教育無償化で保育の質に影響が生じないように、認定こども園に対する補助を充実すること。

(5) 私立専修学校・各種学校の振興

- ①国の高等教育の修学支援新制度を横出しし、都独自に所得基準の引き上げと対象分野の拡大を行うこと。
- ②授業料減免を行う学校への国の補助に、都独自の加算を行うこと。
- ③私立専修学校（専門課程）への経常費補助（教育振興費補助）を行うこと。
- ④私立専修学校の職業実践専門課程推進補助は学生1人あたり5千円から2万円に増額すること。第三者評価実施校には加算すること。
- ⑤私立専修学校教育振興費補助（高等課程対象）の補助対象経費を私立高校と同様の扱いとし、増額すること。
- ⑥私立専修学校特別支援教育事業費補助を増額し、支給対象を拡大すること。
- ⑦私立専修学校の教育環境整備費を拡充すること。留学生を受け入れる日本語学校（各種学校）にも専修学校と同様の支援を行うこと。
- ⑧耐震化補助を継続し、借用建築物も対象とすること。感染防止のための換気設備の増強への補助を行うこと。
- ⑨専門学校を卒業した留学生の就労とキャリア形成の実態把握に向けた支援を行うこと。
- ⑩専修学校・各種学校に労働契約法の無期転換ルールの趣旨を徹底し、法律の趣旨に反する雇い止めを行わないよう改めて徹底すること。職員の雇用形態の実態調査を行い、正規雇用促進の誘導措置をとること。

(6) 朝鮮学校に対する運営費補助

- ①朝鮮学校に対する私立外国人学校教育運営費補助をただちに再開すること。

〈10〉 特別支援教育を充実し、すべての子どもたちに教育の保障を

38 特別支援学校の教育条件の充実

(1) 特別支援学校の教育条件の充実

- ①国が示した特別支援学校の「設置基準」を満たしていない既存校は早急に解消を目指すこと。
- ②「検討中」のままになっている「特別支援教育推進計画（第2期）第2次実施計画」における施設整備計画を早急に策定、公表すること。
- ③小規模な特別支援学校を公有地や公有地などの土地を確保し抜本的に増設すること。すべての障害種の学校について学級数分の普通教室を確保するとともに、特別教室の転用を解消し、運動施設などもふくめた教育環境の整備を行うこと。
- ④重複障害や、強度行動障害のある子どもが全員在籍できるように重度・重複学級を大幅に増設すること。
- ⑤子どもたちひとり一人と向き合う時間を確保するためにも、学校での安全を確保するためにも、教員を増配置すること。少なくとも国の標準より少ない教員定数を改善し、国の標準以上に配置すること。
- ⑥公立小中学校に設置されている「スクール・サポート・スタッフ」を配置すること。
- ⑦複数の障害種の併置されている学校では、2校分の人的配置、予算配置、施設設備の整備を行うこと。大規模併置校の養護教諭や栄養職員、事務職員などの配置を充実させること。保健室や職員室、特別教室、図書室などは共用せず、障害種ごとに確保すること。
- ⑧青島特別支援学校の八丈島分教室に続き、大島など他の島への分教室についても設置を検討すること。
- ⑨小児総合医療センターには18歳までの病弱児が長期入院しているため、武蔵台特別支援学校病弱児分教室に高等部を設置すること。
- ⑩小児総合医療センターに入院する高校生が、希望に応じてオンラインを活用した授業配信と単位認定を受けられるよう支援すること。

(2) 教育水準の向上

- ①小学部の教員配置基準を改善すること。
- ②進路指導、生徒指導、教育相談担当の教員を増配置すること。
- ③特別支援教育コーディネーターは、センター的機能をもつすべての学校に専任で配置すること。
- ④訪問学級に在籍するすべての子どもの授業時間を増やし、それに見合う教職員配置を行うこと。またスクーリング等に必要な就学奨励事業の予算を拡充すること。
- ⑤スクールカウンセラーは早期に全校配置を進めること。また聴覚障害部門は手話の使えるスクールカウンセラーを配置すること。ユースソーシャルワーカーについても活用できる体制を整えること。
- ⑥学校介護職員の勤務日数を増やし長期間継続して働ける賃金を保障すること。障害児のケアのできる職員を採用すること。
- ⑦知的障害特別支援学校高等部の就業技術科の学級編制基準は、1クラス8名の標準法の基準に改善すること。
- ⑧障害の特性や学習形態に応じたICT機器の活用促進と外部専門家の配置、常に最新の機器への更新を図る

など、情報教育の充実を図ること。タブレット機器は児童・生徒全員分を備えるとともに、小中学部でもICT機器購入経費を就学奨励費の対象とすること。障害特性に応じた補助器具も導入すること。

- ⑨児童生徒の状況に応じた早期からの性教育（包括的性教育）を保障すること。
- ⑩都立特別支援学校10校で未設置となっている図書室を整備するとともに、全校が蔵書基準を満たすよう蔵書を充実させること。図書室に正規の司書を配置すること。
- ⑪都立図書館の学校図書館支援を強化し、都立特別支援学校の読書活動の相談に乗り、読書活動に役立つまとまった点数の図書の貸し出しを行うこと。そのための司書の配置を増やすこと。

（3）就学奨励費の充実・保護者負担の軽減

- ①高等部生の1人1台端末は、保護者負担が生じないようにすること。就学奨励費の対象とする場合は、他の教材費に影響が出ないように、都独自に支給額を増額すること。家庭のWi-Fi設備や通信費も負担が生じないようにすること。
- ②どの学部の子どもの児童・生徒にたいしても、タブレット等の端末だけでなく、端末を使えるようにするための障害に合わせた補助的な機器も支給すること。
- ③デジタル教科書は保護者負担とはしないこと。国に無償化を求めること。
- ④事情により福祉タクシーで通学することを余儀なくされている児童・生徒に対しても通学費を支給すること。
- ⑤校外学習や宿泊行事に保護者の付き添いが必要な場合の交通費や宿泊費は、すべての保護者に対して全額を支給すること。

（4）スクールバスの増車など通学の保障と安全対策

- ①子ども同士が隣り合わせだと落ち着かなくなる子どもたちがいるため、スクールバスを増車し、間隔を取って座れるようにすること。
- ②通学時間の短縮や車いすでの通学保障のため、スクールバスの増車や小型車両の導入を図ること。すべての障害種の学校で1時間以上のコースをなくすこと。必要な児童生徒が全員乗れるよう配車すること。バス停は自宅からの距離が遠くならないように配慮すること。
- ③医療的ケアの必要とする児童・生徒の通学を保障するために、医ケア車両に乗車する看護師の確保・研修を確実にすること。新しい医療機器を利用している児童・生徒が医ケア車両を利用できるようにすること。
- ④高等部のスクールバスは、生徒、保護者の状況に応じ、必要とするすべての生徒が利用できるように充実すること。
- ⑤バス内での安全確保のため、都教委として配置基準を決めて障害を理解し専門的対応のできる添乗員を配置すること。同性介助ができるよう添乗員は、男性と女性を配置すること。置き去り防止対策として、安全装置を設置すること。
- ⑥バスの乗務員、添乗員の研修は都教委または学校経営支援センターが責任を持って行うこと。
- ⑦JR西八王子駅のホームドア設置を1日も早く行うよう、都教委からJRに要請すること。

（5）施設設備の改善

- ①エアコンが故障し、スポットクーラー等の応急処置をしている学校は、早急にエアコンを修繕すること。
- ②学校施設の雨漏り対策や危険箇所の修繕を早急に行い、老朽化した施設設備の改修、更新、改築を行うこと。
- ③段差解消や通路幅の確保、スロープの設置などが不十分な部分を改善し、災害避難経路を確保すること。
- ④トイレの洋式化を確実にすすめるとともに、全校にだれでもトイレ、洗浄機付き便座、温水シャワーを設けること。
- ⑤プールを計画的に温水プールにするとともに、小中高、それぞれの子どもの身長に合わせたものを用意する

こと。屋外プールには日除けシート等の設置、また視覚障害のある生徒の網膜保護のための遮光設備を設置すること。

⑥全校を福祉避難所や防災拠点として施設、設備を整備し、区市町村との連携を強めること。

(6) 適正な就学の保障と就学前教育の充実

①通学の困難さからろう学校への進学をあきらめることのないよう、学校内に児童発達支援所や放課後デイサービスを設置したり、送迎サービスを実施するなどの支援を行うこと。また、身近な地域にろう学校の分教室を設置すること。

②障害の早期発見と0歳からの教育を充実させるため、視覚障害、聴覚障害特別支援学校の乳幼児期の教育を制度化し、専任の教員を配置、充実すること。

③盲学校、ろう学校の幼稚部の学級編制基準（1学級7名）を5名に改善すること。

④特別支援学校の病弱教育部門の存在を周知するとともに、転入学手続きを迅速かつ丁寧に行うこと。

⑤「病気による長期欠席」をしている児童・生徒の実態を調査し、教育保障の方策を検討すること。

⑥病弱教育部門および病院入院児の就学前教育を、制度化すること。

⑦子どもの障害、発達に応じて適正な就学をすすめるために、各学校に教育相談室を設置すること。

(7) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の強化

①看護師は常勤（正規雇用）を基本とし、学校規模や必要とする児童・生徒数にあわせて増配置すること。

②盲学校、ろう学校、知的障害特別支援学校の医療的ケアと看護師配置を充実すること。

③人工呼吸器を使用しているも保護者が付き添わなくてもよい体制を早期に整備するため、それに見合った十分な体制を確保すること。

④看護師ができるケアを医学の進歩などに合ったものにするため、医療的ケアの実施要綱を見直すこと。都教委が行う研修や指導医による実技研修などを充実すること。

⑤都立看護学校での特別支援学校等での医療的ケアについての教育を充実させること。

⑥校外宿泊行事等への引率教員定数基準を改善するとともに、医療ケアの対応ができる医療関係者の同行を実現し、保護者が付き添わなくてもいいようにすること。

⑦寄宿舍にも緊急時に備えた医療・看護体制を確立すること。

(8) 寄宿舍の充実

①「特別支援学校施設整備指針」に基づき、入舎基準に教育的意義での入舎を追加すること。

②寄宿舍の入舎の条件は、通学時間60分以上の場合とすること。また教育的理由や家族での介助が困難などの家庭事情を幅広く認め、より多くの子どもが入舎できるようにすること。

③入舎希望者が、必要な泊数入舎できるよう、都独自に指導員の配置基準を作成すること。そのために各校の状況をよくききとり、寄宿舍指導員と看護師を増員すること。とりわけ八王子盲学校の寄宿舍は異なる障害への対応や土日の開舎に見合う指導員を増配置すること。

④寄宿舍指導員の新規採用は、各校の実態を踏まえ、継続して実施し、都内の寄宿舍にも配置すること。採用試験の時期を教員採用試験の後にして受験しやすくすること。

⑤通学、帰省にかかる費用は児童・生徒、保護者（介助者）ともに全額を支給すること。島しょからの児童・生徒の始業式前日からの宿泊を可能にするるとともに、肢体不自由の場合は介助者は2人まで認めること。

⑥土日に宿泊する島しょからの児童・生徒の食費（朝食、夕食）が就学奨励費では不足しているため、就学奨励費の食費の上限額を引き上げること。また、島しょ生に限らず高等部の食費の限度額が幼小中学部より低い状況を改善するため、高等部の限度額を引き上げること。

- ⑦光明特別支援学校の肢体不自由部門の児童・生徒の入舎は島しょ生に限定せず、通学困難な生徒が必要な泊数で入舎できるようにすること。
- ⑧ろう学校の児童・生徒が寄宿舎に入舎できる条件整備と周知を行うこと。
- ⑨寄宿舎が設置されていない学校のホームページにも寄宿舎の案内を載せるなど、どの学区の児童生徒でも、寄宿舎へ入舎する必要がある場合は転校して入舎できることを周知すること。
- ⑩すべての寄宿舎において、施設設備の更新や改善、エアコンの取り替え、網戸の設置・交換、畳替えなどを図ること。葛飾盲学校寄宿舎は、大規模改修を行い、中庭も整備すること。

(9) 学校給食の充実

- ①異なる障害種の大規模併置校や肢体不自由特別支援学校、寄宿舎のある学校には、アレルギー対応食および形態別食等の安全のため、正規の栄養士の複数配置を行うこと。
- ②校種にかかわらず特別支援学校でペースト食等を食べる子どもに対して、成長に見合った給食を提供できるよう、体制や環境を整備すること。胃ろう食注入では、より安全に円滑に注入できるよう固形化補助食品の利用を認めること。

3 9 障害児・生徒の放課後、進路、卒後対策の充実

(1) 放課後活動の充実

- ①放課後デイサービスの送迎車両への子どもたちの受け渡しは、安全と感染防止に配慮した環境を確保すること。学校と放課後デイサービス事業者との意見交換を実施すること。
- ②小中学校で実施されている放課後子どもプラン等への障害児の受け入れを促進するため、人員配置などへの補助や人材の育成を行うこと。
- ③特別支援学校内で、部活動を充実するとともに、放課後活動や放課後子どもプラン事業を実施すること。
- ④病弱児も対象とした社会教育を、身近な地域で充実すること。

(2) 進路、卒後対策の充実

- ①時短勤務やテレワークなどの働き方を希望する障害者や重度の障害者が長期間継続して働けるような新しい働き方を提案し、東京都主導で雇用を創出すること。
- ②個々のニーズに合った進路選択と移行支援が十分できるよう、進路指導担当教諭は国基準どおりに配置し支援体制の充実をはかること。
- ③知的障害特別支援学校に職業教育の専攻科を設置するなど、高校卒業後の教育を充実すること。
- ④視覚障害の生徒が卒業後も学べる、あんま、鍼、灸の卒後研修センターを設置すること。
- ⑤専修学校や大学等の高等教育に進学を希望する生徒への支援を強めること。
- ⑥週5日の通所先の確保、短期入所受け入れ施設の充実などのため、財政支援を強化すること。
- ⑦社会人の余暇活動を支援制度に位置付け、放課後等デイサービスと同等のサービスを提供できるようにすること。
- ⑧長期就労継続と職場の合理的配慮等の条件整備のため、卒業後1年以上経過した後も、都教委として就労先の訪問や地域の就労支援機関との調整を行い、円滑な移行をすすめること。

- ⑨一般企業への就職者の増加に対応し、社会保険労務士などと協力して労働法や年金制度など労働者の権利を学べるようにすること。労働者の権利を啓発するわかりやすいポスターやパンフレットなどを作成、配布すること。また、高校生を消費者被害から守るため、学校での消費者教育を充実させること。
- ⑩ジョブコーチ制度に視覚障害者の長期的な歩行訓練を取り入れるなど、障害にあった支援を拡充すること。
- ⑪肢体不自由者の障害の特性に応じた新たな基準で入学できる職業能力開発校やコースを設置すること。
- ⑫障害者雇用について企業への理解・啓発を強化するなど、都庁全体での障害者就労対策を推進すること。介助者制度の導入など、障害があっても安心して働けるよう職場環境の整備を働きかけること。
- ⑬東京都や都教育委員会をはじめとする公的機関での雇用を拡大すること。知的、精神障害者の特性が活かせる選考と職種を設け、正規雇用を増やすこと。通勤などに介助者が必要な障害者も応募できることを周知し、介助者が同行する場合の財政等の支援を行うこと。
- ⑭教育庁サポートオフィスの障害者雇用を拡大するとともに、視覚障害者も対象とすること。チャレンジ雇用は身体障害者も対象とし、経験を積めるようにすること。フレックスタイムや短時間勤務など柔軟な勤務形態とすること。
- ⑮都教育委員会の障害者の法定雇用率を達成すること。

〈11〉 若者・学生への総合的な支援、社会教育を強化する

40 子ども・若者・学生への支援の充実

(1) 青少年行政に対する基本姿勢の転換

- ①青少年施策はおとなの都合ではなく、こども基本条例もふまえ、当事者の意見を聞き、真剣に受け止め、施策に反映すること。子ども・若者の都政への参画の場を作ること。
- ②都として子ども議会や若者議会など、子ども施策について、当事者である子どもが自ら議論し、政策提案できる場をつくること。その際、予算を伴うものについて、一定の枠を確保して実施できるようにすること。また青少年問題協議会に若者の委員枠を設けること。
- ③子ども・若者自身が自主的に取り組む活動に、場所の提供や財政的支援を行うこと。
- ④若者・学生、大学を専管する組織を設置し、総合的な施策の拡充・強化を進めること。また、各局が連携して、若者施策を推進すること。
- ⑤青少年施策を治安対策と切り離すこと。

(2) 「子供・若者計画」のバージョンアップと施策の拡充

- ①物価高騰や孤独・孤立対策など、子ども・若者の実態調査を行うなど、現状を踏まえ、計画をバージョンアップすること。青少年問題協議会でも議論すること。
- ②計画の進行管理を行い、到達状況を毎年度明らかにすること。
- ③区市町村における「子ども・若者計画」の具体化と支援協議会が確立されるよう積極的に支援すること。

(3) 若者・学生への支援の充実

- ①物価高騰の影響もあり、比較的賃金が高い深夜・徹夜バイトが広がっている。困窮する学生などへの緊急支援を実施すること。
- ②東京都出身の大学生、専門学校生等への返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。
- ③若者への家賃助成制度を創設すること。借り上げ都営住宅制度を活用した「若者むけ都営住宅」など、低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備・提供すること。
- ④若者・学生の力を活用した団地再生、商店街振興、まちづくりなどの取り組みを進めること。
- ⑤学生をふくめた若者の悩み相談事業「若ナビα」を普及するとともに、多摩地域にも設置すること。直接、気軽に立ち寄れる相談窓口やスペース（居場所）を設置すること。相談への対応を各行政機関と連携して行うこと。

(4) 大学と東京都の連携の推進

- ①大学が学生の経済事情や暮らしの相談を行えるようキャンパスソーシャルワーカーなど専門支援員の設置支援をすること。
- ②大学と東京都の連携を推進するとともに、定例懇談会などで大学や学生の状況や要求を共有し、支援策を強化すること。
- ③キャンパス内性暴力を根絶するために、大学と連携し取り組みを進めること。

(5) 子ども・若者の居場所づくりの推進

- ①都として、子ども・若者の居場所と交流の拠点をつくり、調査・研究・実践を行うこと。
- ②中学生・高校生むけ児童館の整備をはじめとする中高生の居場所づくりを進め、NPO法人などの自主的活動を支援すること。
- ③スポーツライミングやスケートボード、BMXなど新しいスポーツについても利用者の声を聞き、身近な場所に施設の整備を進めること。
- ④東京スポーツ文化館（BumB）、高尾の森わくわくビレッジは、青少年施設としての機能を拡充し、料金の負担軽減をはかること。PFIをやめ直営に戻すこと。
- ⑤関係機関と連携してユースワーカーの養成や研修に取り組むこと。また認証制度について検討すること。

4 1 東京都立大学などの教育・研究条件の充実

(1) 教育・研究を支える基盤的経費の十分な保障と条件整備

- ①高騰する電気料金へ支援を行うこと。
- ②円安と物価高騰を踏まえ、図書購入費用や国際学会などに参加するための旅費を増額すること。
- ③東京都公立大学法人が設置・運営する、東京都立大学、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校への運営費交付金は減額せず、増額すること。
- ④基礎研究費を増やし、研究費の増額を図ること。
- ⑤教員の研究時間を確保するために支援スタッフを充実させること。
- ⑥特任教員へ研究費を支給すること。臨時職員は有期雇用を繰り返すのではなく、無期転換や常勤雇用とすること。
- ⑦教員が教育・研究に打ち込める環境を確立するために、大学・学校による学部体制や人事制度の改善・運用

の自主性など大学の自治を保障すること。

- ⑧企業の成長を研究の目的にするなど、東京都が求める経済競争に勝つための研究を大学に押し付けることはやめ、大学の自由な研究を保障すること高度国際金融人材や高度専門職業人育成などは見直すこと。
- ⑨図書館業務の委託をやめ、直営に戻すこと。そのための司書職員を確保すること。
- ⑩職員等のための保育園を学内に整備すること。各キャンパスにも広げること。保育料の負担軽減を行うこと。
- ⑪障害のある学生の積極的な受け入れや、多様性に配慮した施設整備ができるよう予算を十分に確保すること。
- ⑫入学式や卒業式ができるような大講堂の設置や、施設のひび割れ、雨漏りなどの修繕など都として大学と協議し、適切な支援を行うこと。
- ⑬火災によって支障が出ている教育・研究環境を早急に改善すること。

(2) 学生・生徒に対する支援

- ①都立大学、産業技術大学院大学、都立高専の授業料減免制度の拡充（授業料実質無償化）については、所得制限を設けず、都外出身者をふくめたすべての学生・院生に対する完全無償化を実現すること。
- ②都立大学、産業技術大学院大学、都立高専の入学金を廃止すること。
- ③物価高騰などの影響を受けている学生に生活支援を行うこと。学食等の割引支援を行うこと。
- ④食堂や生協の事業継続のため光熱水費の支援などを行うこと。
- ⑤生活が厳しい学生の経済的な相談を行うキャンパスソーシャルワーカーを配置すること。また、学生の様々な悩みに寄り添う心理カウンセラーの相談体制を拡充すること。
- ⑥学生・院生の留学や海外研修への支援を拡充すること。

4 2 社会教育・生涯学習の充実

(1) 都立図書館の充実

- ①都民の教育や研究、知る権利を保障できるよう、サービス提供方法を工夫すること。
- ②資料購入費の大幅増額と書庫の増設を行い、資料収集を充実すること。1タイトル2点購入に戻すこと。
- ③司書の新規採用を大幅に増やし、レファレンスを来館、非来館でも使いやすく充実させること。レファレンスの活用方法をわかりやすく周知すること。
- ④区市町村立図書館を通じての協力貸出しについては、個人への貸し出しを継続・拡充し、区市町村に周知徹底すること。協力車の運行回数を増やし、区市町村立図書館との連携と支援をいっそう強化すること。
- ⑤都立図書館長は専任で配置すること。
- ⑥対面音訳サービス、オンライン音訳サービスなど障害者の生活に不可欠なサービスを充実すること。視覚障害者サービスを周知するための利用者懇談会やサービスを知る会を実施すること。多摩図書館に視覚障害者（点字使用者）の職員を配置すること。
- ⑦東京空襲の資料を収集し、館内やホームページ上に特集コーナーをつくること。
- ⑧多摩図書館の子ども図書、青少年エリアをさらに充実させること。

(2) 教養講座の拡充

- ①障害者の教養講座を継続・充実するとともに、講師選定など、参加者が主体的に参画できる教養講座に拡充すること。
- ②「晴眼者とともに学ぶ視覚障害者教養講座」は、講師料の予算を増額すること。2011年度以前のように、

毎月1回開催に戻すこと。当事者の講師選定の自主性を尊重すること。

(3) 文化財等の保護

- ①埋蔵文化財センターの技術継承を図るため、継続的に正規職員を採用し、増員・育成すること。
- ②外苑のイチョウ並木の名勝指定に積極的にとりくむこと。神宮外苑地区全体を文化財指定し、その歴史、文化、緑地を維持発展させること。
- ③高輪築堤は、文化財保護として現地保存すること。
- ④文化財の保護は現地保存を重視し、積極的な役割を果たすこと。文化財保護より開発行為を優先したり、観光資源などに活用できる文化財のみを重視したりしないよう、十分に留意すること。
- ⑤史跡、文化財、文化遺産の管理、保護予算及び、文化財や歴史・自然環境などの記録映画製作予算を大幅に増額し、郷土芸能や伝統工芸に対する助成金を増額するとともに、後継者育成にも適用すること。

〈12〉 人権尊重・都民活動の推進

4 3 人権を守る施策の推進

(1) 人権尊重条例に基づく人権施策の推進

- ①人権施策の推進にあたっては、憲法の人権保障の理念を明確にし、都の人権尊重条例に基づき、貧困対策や女性差別、性的指向・性自認を理由とする差別をなくす取り組みなどを強化すること。人種、宗教、政治、性別、その他の理由にもとづく国や個人に対する差別をなくす人権施策を推進すること。
- ②パートナーシップ制度の内容について、利用者の意見を聞いて充実・改善をすすめること。とくに、知事が自ら区市町村・経済団体・医療機関・不動産業界など関係機関に出向いて理解や協力を求め、連携を強めること。企業等での具体化を働きかけること。子どもへの施策を強化し、制度名を「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とすること。
- ③WHOが性同一性障害を「精神障害」の分類から除外したことを受け「性別不合」としたことなど、この間の人権の認識の変化・発展を踏まえ「東京都人権施策推進指針」の全面改定を行うこと。
- ④特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチやヘイトクライムを許さない都の立場を明確にし、強力に発信し、啓発に努めること。
- ⑤関東大震災時に起きた朝鮮人虐殺を二度と繰り返さない立場を明確にし、朝鮮人犠牲者追悼式典へ知事の追悼文送付を再開すること。
- ⑥人権尊重条例を理解し生かしていくために、全職員の研修を実施すること。

(2) 性的指向・性自認（SOGI）を理由とする差別解消や支援の推進

- ①第2期性自認・性的指向に関する基本計画の期間は5年間となるため、中間での見直しの実施と、当事者参加の検討会をつくり、計画の進行状況を把握し毎年公表すること。

- ②性的指向・性自認（SOG I）に対する正しい知識の普及、差別や人権侵害が起こらないよう施策を推進すること。
- ③セクシュアルマイノリティ当事者を理解し、支援のために行動するアライについて理解を広げ、アライを増やしていくために、アライマークの普及啓発を行うこと。
- ④パートナーシップ制度にふさわしく、都の事務事業や制度を見直し、改善を図ること。
- ⑤LGBTQ や「そうかもしれない」若者の居場所の常設も含め継続を図ること。多様な世代が参加できる場の提供も行うこと。区市町村の居場所や交流のとりくみを都として紹介すること。
- ⑥性別不合に関する医療を実施できる医療機関の整備を進めること。
- ⑦東京都も後援するセクシュアルマイノリティに関する情報発信を行うホスピタリティ施設を設置し、多様性に関する様々なイベントやコンテンツの提供を行う「プライドハウス東京レガシー」への支援を行うこと。
- ⑧教育現場で児童・生徒に対しセクシュアルマイノリティや性的指向・性自認（SOG I）に対する理解促進を図るよう、学びの場を設けるよう支援すること。教員への研修を拡充すること。
- ⑨就職や雇用でセクシュアルマイノリティ当事者が不当に差別されることのないよう啓発事業を拡充すること。

（3）犯罪被害者等への支援強化・拡充

- ①支援に当たっては日本国憲法における基本的人権の尊重の理念に基づき行うこと。
- ②犯罪被害者等の心身の発達に応じた支援を行うこと。
- ③犯罪被害者の実態調査では、痴漢被害や性暴力の二次被害について、より詳しく把握できるようにすること。
- ④転居費用等の支援額を増額するとともに、対象要件についても柔軟に対応すること。
- ⑤弁護士会が実施している法律相談への補助を増額すること。

（4）インターネット、SNS等による人権侵害への対策の強化

- ①インターネット、SNS等による罵倒、侮辱、自殺等の教唆などを許さない姿勢を明確にし、広報・啓発に努めること。

（5）同和偏重を改め、人権施策の総合的推進

- ①同和行政を完全に終結させるとともに人権相談を拡充させること。都が発行している「採用と人権」などの各種冊子の「同和をはじめとする」との記述は人権課題に軽重をつけることになるため削除すること。
- ②同和问题専門相談事業は廃止し、人権総合相談窓口として都が直営で相談事業を行うこと。

4 4 ジェンダー平等・男女平等参画の抜本的強化

（1）ジェンダー平等・男女平等参画の推進

- ①ジェンダーの視点を、あらゆる政策や施策の基本にすえる「ジェンダー主流化」や、男女別賃金格差をはじめとしたジェンダーギャップを「見える化」し事実に基づいて格差をなくしていくための「ジェンダー統計」を都政に位置づけ、実践すること。
- ②ジェンダー平等を都のあらゆる分野で貫くために、「ジェンダー平等推進局」をつくること。
- ③男女平等参画審議会を常設化し、男女平等参画推進総合計画の進捗状況の点検、建議や知事への意見具申を行えるようにすること。

- ④情報誌の発行、講座やシンポジウムの開催など、男女平等参画の普及啓発事業を拡大・強化すること。
- ⑤学校におけるジェンダー平等・男女平等教育を推進すること。
- ⑥シングル女性の困難や貧困について、実態調査や研究、支援を行うこと。
- ⑦あらゆる分野でのハラスメントについて、国と連携して実態調査を行い、それぞれの分野に対応した相談・支援体制をつくること。ハラスメントは許さないという立場で、積極的な啓発を行うこと。
- ⑧国連女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を国に求めること。
- ⑨選択的夫婦別姓制度の法制化、結婚の自由をすべての人に保障（同性婚を含む）するよう国に求めること。

（2）ウィメンズプラザ等の拡充

- ①東京におけるジェンダー平等にかかわる課題を掘り起こし、研究や啓発、対策をすすめること。
- ②女性団体の自主活動や自主研究への支援を拡充すること。LGBTQにかかわる活動を支援すること。
- ③ウィメンズプラザを利用する団体の希望に応じ、子どもを預かる保育士を配置し、無料で利用できるようにすること。
- ④ウィメンズプラザの相談担当職員（女性相談員）の体制を拡充し、処遇を改善すること。
- ⑤相談者が希望する場合は、具体的な支援に確実につながるよう、関係機関に事例を引き継ぐなどの対応をすること。

（3）政策・意思決定への参画などの推進

- ①都の審議会、行政委員会、防災会議などへの女性の参加機会を増やし、あて職も含めてすべての審議会等で40%以上にすること。
- ②東京都および都の政策連携団体や事業協力団体などで働く女性の幹部・管理職への登用機会を増やすこと。
- ③民間事業者における管理職の女性割合を増やすための支援、ポジティブアクションの実施などを、積極的に働きかけること。自治会や町会などへの女性の参画について啓発を行うこと。

（4）働く場でのジェンダー平等の推進

- ①男女賃金格差の是正の取り組みを強化すること。各企業の男女別平均給与の公表、介護や保育など女性が多く働くケア労働の賃金引き上げ、非正規雇用の正規化・均等待遇と労働条件の改善をすすめること。
- ②事業主に対する男女雇用機会均等法の内容の徹底、指導のいっそうの強化にとりくむこと。
- ③「間接差別」の是正、妊娠出産への不利益的取り扱いの是正すること。男性も女性も家事や育児・介護などの家族的責任を担えるよう、労働時間の短縮をはじめ働き方の見直しや意識変革と法令の周知のため、事業主などに積極的に働きかけること。
- ④女性も男性も育児休業制度を利用できるように、中小企業への代替要員確保のための支援を充実すること。
- ⑤自営業の女性（家族従事者）の労働が正当に評価されるよう支援すること。所得税法56条の廃止を国に求めること。
- ⑥ハラスメントの加害者に、使用者や上司、職場の労働者だけでなく、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーランスを含め、啓発や相談対応を強化すること。
- ⑦「就活セクハラ」やお茶くみやメガネ禁止、パンプスやミニスカートの制服など女性のみを対象とした職場の規則の実態を調査し、解消に向けた啓発を行うこと。相談体制を充実させること。

（5）リプロダクティブヘルス&ライツと包括的性教育の推進

- ①リプロダクティブヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を重視し、子どもも大人も科学的な「包括的性教育」を学ぶことができるようにすること。

- ②避妊や人工妊娠中絶、近年増加している梅毒など性感染症の予防について、科学的な知識とスキルを身につけられるように、情報提供や効果的な啓発を行うこと。また、緊急避妊薬にアクセスしやすくするためのとりくみを行うこと。
- ③公立私立学校や、公共施設、駅などのトイレへの生理用品の配備をすすめること。
- ④更年期に現れる女性特有の症状について、科学的な情報を提供するとともに、啓発や相談体制を充実すること。
- ⑤東京都ユースヘルスケア推進事業の対面相談の頻度を増やすこと。

(6) 「痴漢・盗撮ゼロ」に向けた対策の強化

- ①痴漢・盗撮ゼロの東京をめざし、関係機関や鉄道会社とさらなる連携を深め、電車・駅での対策強化を行うこと。また、第三者が行動することの重要性を広げ、アクティブ・バイスタンダーを増やすとりくみを行うこと。
- ②シェルターとなる女性専用車両について導入路線や時間の拡大、理解促進などにとりくむこと。
- ③痴漢や盗撮などの性暴力の被害防止・救済に関して啓発・周知すべき内容や方法を、女性の意見もとりいれてさらに工夫すること。
- ④加害根絶のための啓発を行うこと。都の再犯防止計画に再犯防止プログラムを位置づけ、加害者を専門治療に繋げる対策をとること。

(7) 「女性支援新法」への対応

- ①「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画策定は女性の福祉の増進、人権の尊重、男女平等などが位置づけられたことを踏まえたものにする。施策を見直し、予算や体制も拡充すること。
- ②基本計画の策定にあたっては、パブリックコメントに加え、当事者から声を聞くこと。また、性の多様性について配慮すること。

(8) 若年女性への支援

- ①「若年被害女性等支援事業」は、都が責任を持つ立場から改めて見直すこと。都として困難を抱える女性に対して公が責任をもって対応するために必要なことを明らかにし、改善につなげること。
- ②若年女性等向けシェアハウス等の社会資源を増やすこと。
- ③18歳前後の女性が、児童福祉、女性福祉の制度の中で本人の状況に応じて最も適したものを利用できるように、総合的な支援を行う仕組みを構築すること。
- ④女性支援において、若年女性の特性に対応した支援のあり方を検討すること。
- ⑤女性相談センターの一時保護所における「外出の制限」や「スマホなどの通信機器の使用禁止」のルールさらなる見直しを検討すること。
- ⑥自立援助ホームを増設すること。
- ⑦AV出演強要やJKビジネス被害の実態調査や啓発をすすめること。

(9) 女性相談センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の充実

- ①女性相談センターを拡充し、女性相談支援員等の正規雇用化など体制強化と処遇改善を進めること。
- ②区市町村の女性相談支援員の正規化・専任化など体制強化と処遇改善を進めるため、区市への支援を行うこと。
- ③女性相談センターの一時保護所に入らずに女性自立支援施設に入所できるしくみを本格運用し、積極的に活用すること。女性自立支援施設をさらに利用しやすくするため、説明に当たっては、安心して利用できると

いう気持ちを持てるようにしたり、生活をイメージできるよう事前の見学や体験入所を積極的に行うこと。

- ④産前・産後母子支援事業を女性自立支援施設において実施すること。
- ⑤女性自立支援施設に入る子どもへの支援について、子どもを権利の主体として尊重する立場で充実し、施設の充実や通学の支援を行うこと。
- ⑥女性自立支援施設のサービス推進費補助を抜本的に拡充すること。
- ⑦女性自立支援施設の利用者の居室の個室化を進めるため、建物設備・修繕費補助の予算を充実すること。
- ⑧女性自立支援施設の職員の処遇改善のための補助を充実すること。
- ⑨一時保護や女性自立支援施設への入所に際して、加害者追跡遮断が必要なDV被害者支援と中長期の困難な問題を抱える女性への支援等が同じ施設内で実施されることの問題点を整理し、加害者追跡遮断期の安全な施設を独立して設置する検討を行うなど、施設や支援のあり方を検討すること。

(10) ドメスティックバイオレンス（DV）対策の拡充

- ①東京都女性相談センターの体制を強化して、相談対応する日数や時間帯を広げること。
- ②多摩地域をはじめ、区市町村に配偶者暴力相談支援センターを設置するために支援すること。
- ③DV被害者の同行支援事業を拡充すること。
- ④DV対応の一時保護所を大幅に増設するとともに、職員配置を増やすこと。民間シェルターに対し運営費補助などの支援を拡充すること。
- ⑤DV被害者とその児童の一時保護後の生活再建に対する支援（ピアカウンセリング、自助グループホーム活動、就労準備講座など）を実施する民間団体への支援を行うこと。
- ⑥男女ともに加害者更生をはかるための調査研究と対策の強化をはかること。
- ⑦区市町村のDVやデートDVの被害防止の啓発事業に財政支援をすること。
- ⑧被害者保護と加害者更生を強めるため、DV防止法を改正を国に求めること。

(11) 性暴力被害者への支援

- ①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを多摩地域をはじめとする都内各地に増設すること。都立病院などと連携し、病院拠点型のセンターを設置すること。そのための検討会を設置すること。
- ②性犯罪・性暴力被害に関するSNS相談窓口をつくること。
- ③ワンストップ支援センターの支援員の待遇改善や体制強化をすること。
- ④都内医療機関との連携を強化すること。
- ⑤ワンストップ支援センターの支援をさらに長期的な支援につなげる「性暴力被害者回復支援センター」を設立すること。
- ⑥「性暴力被害者回復支援センター」を設立すること。
- ⑦医療・福祉関係者等が、性暴力についての専門性を身に着けるための支援をすること。SANE（性暴力被害者支援看護職）の養成、配置をすすめること。
- ⑧何が被害かわからない、相談に応じてもらえないと思えないという若年層の特徴をふまえて、ワンストップ支援センターの周知を強化すること。性暴力救援ダイアルを周知するチラシやパンフレットを、各学校で生徒全員に配布すること。
- ⑨学齢期の子どもへの性暴力被害対応として、学校での相談体制の充実と、教員の研修を早期に進めること。
- ⑩性暴力を許さない社会的合意形成のための意識啓発を充実すること。

4 5 多文化共生社会・地域活動や自主的な活動の推進

(1) 多文化共生社会の推進

- ①在住外国人を支援する NPO法人などの団体が行う事業への助成を拡充すること。
- ②日本語教育の推進に関する法律にもとづく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定するとともに、そのなかに学校教育や学齢期の子どもへの施策を位置づけること。
- ③同法第 28 条に規定される「日本語教育の推進に関する審議会等」を設置すること。
- ④区市町村が日本語教育に取り組むための体制づくりを支援し、経費への補助を拡充すること。
- ⑤区市町村や国際交流協会が実施する地域の日本語教育の活動の経費への補助を拡充すること。
- ⑥多文化共生に関する団体や区市町村が課題を共有するネットワークを構築すること。
- ⑦外国人相談に携わる相談員が必要とする情報を集約し、共有できるシステムを作ること。
- ⑧外国人向け防災普及啓発動画の制作を拡充すること。

(2) 地域活動・自主的な活動の推進

- ①自治会・町会の活動の発展と加入促進のため、プロボノ事業をいっそう周知することをはじめ、都の支援を強めること。
- ②NPO法人や自主的な活動をする都民団体が、公共施設を備品も含めて無料・低額で利用できるように支援すること。
- ③町会・自治会会館の耐震化が進むよう、都として支援すること。
- ④「関東大震災100年 町会・自治会防災力強化助成」は2024年度も継続して実施すること（小池知事の写真掲載を除く）。
- ⑤町会・自治会とマンション住民がつながりをつくりながら防災訓練ができるように支援すること。
- ⑥地域で暮らす外国人と町会・自治会が交流する「地域の底力事業助成」の「多文化共生社会づくりにつながる活動」の助成率を継続すること。

〈13〉住宅・地域交通など生活基盤の整備を進める

4 6 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換

(1) 物価高騰の影響で住まいを失わないために

- ①「TOKYOチャレンジネット」の住宅支援の対象と規模を思い切って広げ、民間アパート、ビジネスホテル等と共に都営住宅の空き住戸等を積極的に活用するなど、離職者・失業者、ホームレスへの低家賃住宅の

確保と提供を行うこと。

- ②住居確保給付金は支給期間の制限をなくし、支給上限額を引き上げるなど拡充を国に求め、都として上乘せすること。

(2) 安価で人間らしく暮らせる居住の保障、都営住宅の新規建設再開を

- ①SDGsのアジェンダ2030及びハビタットⅢの合意に基づき、全ての都民に、適切な環境と広さがあり、安価な住宅に住むことができる権利を保障すること。この立場を都の住宅基本条例、マスタープランに明記すること。住宅政策本部を住宅局に格上げし、住宅建設事務所の拡充・増員を進めること。
- ②高齢者が安心して生活できる住まいのあり方について調査・検討を行うこと。
- ③都営住宅の新規建設を再開し、大量建設を進めること。建て替え時に戸数を増やすこと。
- ④借り上げによる都営住宅整備を促進し、家賃負担に苦しむ全ての都民に供給すること。とりわけ、UR住宅や公社住宅、都民住宅などの居住者対象に団地内の空き家の借り上げなどにより都営住宅の供給を行うこと。
- ⑤都民の住宅事情を明らかにするため「東京都住宅白書」を発行すること。

(3) 家賃補助制度実現、セーフティネット住宅制度の改善

- ①住宅に困窮している低所得者、若者、単身女性、子育て世帯、高齢者、障害者等に対して、都として直接補助する家賃助成を実施すること。
- ②セーフティネット住宅制度の家賃低廉化補助について都も負担し、自治体の負担を軽減すること。公社住宅の活用を広げること。
- ③都の支援を強化し、早期に全区市町村に居住支援協議会を設立すること。
- ④居住支援法人への支援を拡充し、指定を受ける法人を大幅に増やすこと。

(4) 住宅をめぐる貧困ビジネスへの規制強化を

- ①「シェアハウス」、脱法ハウス、追い出し屋など住宅をめぐる貧困ビジネスの実態を調査し、適切な規制を図ること。

(5) 都営住宅の入居資格、整備基準等の改善

- ①都営住宅の入居収入基準を、最低でも元の月収20万円に戻し、23万円台まで引き上げること。
- ②「使用承継」の基準を改善し、一親等までの承継を認めること。少なくとも収入が著しく低額な同居者については追い出さず、承継を認めるよう検討すること。また、現在の使用承継の例外許可条件のなかの「病弱者」の認定について、都立病院だけでなく、かかりつけ医の診断書も認めること。
- ③空き住戸を学生や若者単身者向けとして活用し、若者の住宅困窮に対応すること。大学連携を広げ、若い世代の入居と自治会活動への参加を進める施策を拡充すること。
- ④家賃の全額免除制度を復活すること。特別免除制度は元に戻し、新たに原爆被爆者を減免対象に加えること。
- ⑤都営住宅の単身高齢化を進める原因の大きな一つになっている型別供給制度を見直すこと。
- ⑥都営住宅の面積基準は「誘導居住面積水準」まで引き上げること。単身者の住戸は、介護者や訪問した家族が寝泊まりできることなどを一つの基準として設計すること。

(6) 都営住宅の管理・運営の改善

- ①都営住宅管理は、公共性を重視する立場を堅持し、営利企業を指定管理者には指定しないこと。
- ②建て替え計画は、少なくとも2年前に住民に説明し、計画の一方的なおしつけはしないこと。移転には十分な時間を保障するとともに、引っ越し費用を引き上げ、事前に支給すること。また、不要な家財道具を住棟

の解体といっしょに処分することを認めること。

- ③長期の空き住戸を放置せず、すみやかに公募にかけ、募集戸数を増やすこと。事業用についても建て替え計画を精査し、過大な空き住戸をもたないこと。
- ④期限付き入居制度は廃止すること。若年世帯入居枠を交通不便地域に限定せず、毎月募集枠を増やすこと。
- ⑤減免申請手続きが困難な高齢者等には、自動的に減免が受けられるようにすること。収入調査にあたって同意書の提出を強制しないこと。非課税となっている障害者基礎年金を減免の際、収入としないこと。
- ⑥都営住宅の建て替え、大規模団地再生計画、住宅設備改善などは、住民の意向を十分尊重して進めること。エレベーターの基数を減らすなど従前居住水準を低下させるようなことは行わないこと。建て替え後も住み続けられるよう、家賃軽減措置を拡充すること。団地の長寿命化を進めること。
- ⑦孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、高齢者の見守り支援を強化すること。巡回管理人を増員してきめ細やかな相談に応じられるようにすること。
- ⑧本人設置の給湯器・風呂釜・浴槽については、公費負担による取り換え・更新を早期に実現完了すること。畳取替えの公費負担など修繕負担区分を見直し、居住者負担を軽減すること。計画修繕の完全実施、階段手すりへの点字表記の設置などのバリアフリー化を進めること。
- ⑨すべての都営住宅へのエレベーター設置を早期に完了させること。予算を大幅に引き上げるとともに、階段室型住棟で設置を促進するために、研究を進めること。戸開走行防止装置の未設置を解消すること。
- ⑩自治会の負担軽減のためにも、共益費の代理徴収や草刈り等の代行費用の軽減をはかること。自治会の意見を聞く場をもうけ、出された意見を施策に生かすこと。
- ⑪窓口センターの受け付けを増員すること。また、夜間緊急対応体制を強化すること。
- ⑫並存店舗付き住棟の建て替えは、店舗所有者の納得と合意の上ですすめること。給水管の修繕は都の責任と負担で行うこと。

(7) 都営住宅の省エネ・再エネ化の推進

- ①既存の都営住宅への太陽光パネル設置の計画を抜本的に拡充し、推進すること。
- ②共用部分の電灯のLED化を早期に完了し、全ての住戸の電灯のLED化を進めること。
- ③建て替えはゼロエミ住宅水準の断熱・省エネ性能を確保すること。既存住棟についても、多摩産材を利用した内窓の設置など断熱化を研究し、進めること。

(8) 住宅供給公社住宅の増設・拡充

- ①定款にふさわしく、勤労世帯の生活の安定や社会福祉の増進に寄与する応能性を重視した住宅整備を進めること。住宅確保要配慮者が入居できる住戸の整備を抜本的に強化すること。
- ②一般賃貸住宅の家賃の設定は、「応能負担」を基本とした制度に改めること。継続家賃が、同水準の住戸の募集家賃を上回る状態が生まれた場合は速やかに是正し、家賃負担を軽減すること。居住者代表も参加する「賃貸住宅管理問題調査会」を早急に開催すること。
- ③ひとり親、障害者、高齢者等の低所得世帯に対する新たな「家賃1割減額制度」を創設すること。
- ④再整備・建て替えにあたっては、計画を早期に提示し、居住者の合意を前提とすること。建て替え後も従前居住者が住み続けられるよう、家賃の減額制度を抜本的に拡充すること。高齢者むけ施設や保育園の整備を進めること。建て替え時に55歳以下だった家族でも、世帯主の死亡後も家賃減額措置が継続されるよう検討すること。
- ⑤期限付き入居は廃止すること。階層変更と同一団地内の住み替え制度は、期限付き入居への契約変更としないこと。
- ⑥既存住宅のバリアフリー化、駐車・駐輪場、集会所等の増設など住環境整備を進めるため、営繕工事促進の

ための都補助金を復活させること。階段室型住棟へのエレベーター設置を進めること。浴室や洗面所、トイレなどのカビ防止対策として建て替え時以外でも換気扇設置や塗装工事を実施すること。

- ⑦ガス台の換気扇設置等の修繕の負担区分をさらに見直し、居住者の負担軽減を図ること。
- ⑧自治会と連携した高齢者見守りサポート制度や IOT を利用した高齢者見守りサービスを推進・拡充すること。
- ⑨LED化計画を前倒しし、断熱・太陽光パネル設置など省エネ・再エネ化を推進すること。

(9) 区市町村への支援の拡充

- ①区市町村による公営住宅等の整備への支援を強化し、用地費助成を実施するとともに都有地の提供を促進すること。

(10) マンション対策の拡充

- ①全てのマンションについて、防災対策を含め現状調査を行うこと。都として「マンション白書」を定期発行すること。
- ②マンション条例の運用にあたっては管理組合代表等区分所有者の要望や意見を生かせるよう努めること。
- ③都は第三者管理を押し付けず、マンション管理組合が自主的に管理できるよう育成支援を進めること。大規模改修・改築や建て替え、耐震診断・補強、劣化診断、バリアフリー化、省エネ化、アスベストの除去等、建物の健全な維持・管理や、防災訓練の定期化や備蓄などにとりくめるよう、都の財政支援を拡充し、訪問や技術的助言などを継続・強化すること。区市町村が、マンション管理組合を自治会・町会と同等に扱うよう働きかけること。
- ④建築基準法で一定規模以上のマンションに義務づけられている建物や設備の定期報告制度に基づく「定期診断」に対して、公的補助を行うこと。
- ⑤貯水槽の検査・清掃に助成するとともに、マンションの水道直結給水化への支援を拡充すること。
- ⑥ゴミ置き場用の土地、管理室、集会場、機械室、管理組合法人の保有する固定資産については、その公共性にふさわしく、固定資産税を減免すること。

(11) 民間賃貸住宅居住者への支援の拡充

- ①外国人、独身者、障害者、高齢者、ひとり親世帯、性的マイノリティなどへの居住差別をなくし、だれもが安心して賃貸住宅を借りられるよう、公的な保証制度を確立すること。高齢者住宅財団の「家賃債務保証制度」や東京都防災・建築まちづくりセンターが行っている「あんしん居住制度」加入者への保証料助成などによる入居者支援を行うこと。
- ②家賃保証会社や賃貸物件管理会社について、事実上の入居審査や賃借人・保証人に対する不当な取り立て、追い出しなどが行われないよう調査し、悪質な業者については指導を強化するなど、不法行為の取り締り対策を講じること。家賃保証会社の法的規制の強化を国に求めること。
- ③賃貸住宅紛争防止条例の周知徹底と賃貸住宅トラブル防止ガイドラインの普及を図ること。

(12) 戸建て住宅への支援の拡充

- ①住宅リフォーム助成を都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を実施すること。
- ②耐震化、不燃化を行った住宅への固定資産税、都市計画税の減免制度を継続・拡充すること。多摩地域の住宅でも固定資産税・都市計画税が減免されるよう、都として市町村への支援を行うこと。

(13) 空き家対策・空き家活用の推進

- ①都独自に民間賃貸住宅を含む空き家についての実態調査を行うこと。
- ②空き家利活用等区市町村支援事業など区市町村への支援について、都の補助割合や補助上限額を引き上げるなど、さらに使い勝手のよい制度に拡充すること。
- ③老朽化で防災上やむをえない等の場合には空き家除却後の固定資産税の軽減を行うこと。

47 「移動権」「交通権」を保障する交通政策、交通バリアフリーの推進

(1) 総合的な地域交通政策の推進

- ①すべての都民の「移動権」「交通権」を保障する立場に立ち、都として「地域交通基本計画」をつくり、計画的に地域交通整備を進めること。区市町村による「地域交通計画」の策定、および具体化に対し支援を拡充すること。
- ②駅やバス停からの距離だけでなく、高低差を考慮するなど、高齢者をはじめ都民の生活実態をふまえて、交通不便地域に対する移動支援対策を進めること。
- ③都営交通無料乗車証、精神障害者都営交通乗車証の適用を都営以外のバス、東京メトロ、多摩都市モノレール、ゆりかもめ等にも広げること。
- ④渋滞解消を進めるとともに、既存の道路ネットワークを有効に活用するため、公共交通への乗り換え促進、都心部への乗り入れ規制などの交通需要マネジメント（TDM）、最新のインターネット技術を活用して効率的な信号制御などを行うことで渋滞解消等を図る高度道路交通システム（ITS）の導入を促進すること。
- ⑤自動運転については、安全を最優先して研究・検討を進めること。電動キックボードは危険性が高く、ヘルメットの着用義務化など安全を重視すること。

(2) バス、鉄道など公共交通の整備

- ①路線バス運転手の深刻な人員不足の打開のため、運転手採用の改善や労働条件の改善に努めること。資格の取得・技能の育成を独自に行うなど、運転手育成に努めること。
- ②バス路線の維持・拡大にむけた支援を強化すること。
- ③バス専用レーンやバス優先信号帯の設置などの整備を促進すること。
- ④ノンステップバス・フルフラットバスなど、乗り降りしやすいバスの導入を民間もふくめて促進すること。
- ⑤タクシーを少子高齢社会に対応する公共交通のひとつとして位置づけ、高齢者、子育て世帯、障害者等のタクシー利用を支援すること。だれでも乗り降りしやすいタクシーの整備を促進すること。
- ⑥区部周辺部の環状方向、多摩南北方向、八王子・町田、多摩西部地域への公共交通の整備を進めること。都営大江戸線の延伸について具体化を進めること。その際、乗降客の増加を理由とした地域開発を強要しないこと。鉄道の敷設に伴う道路整備や駅舎・駅周辺の整備については、住民参加で理解と納得を得ながら進めること。
- ⑦新空港線は建設を中止すること。

(3) コミュニティバス・デマンド交通への支援の拡充

- ①都として総合的な交通政策を定め、コミュニティバス、デマンド交通を位置づけるとともに、支援を抜本的に拡充すること。運行費補助の年限を撤廃もしくは延長し、地域公共交通事業として補助制度を立ち上げ、運行維持を支援する制度に拡充すること。デマンド交通の補助についても拡充すること。

- ②車両購入費補助について、「1路線当たり1回かぎり」「単年度での補助対象路線は1路線」「既存路線の車両増に対する補助は行わない」などの要件を緩和し、拡充すること。
- ③運行費、車両購入費、調査・検討費の補助基本額、および補助率を引き上げること。バス停の施設整備費も補助対象にすること。
- ④既存バス停や鉄道駅から半径200m以遠の地域を走行すること等の「交通空白地域」の要件を緩和し、2区3区のコミュニティバスも、補助を受けることができるようにすること。
- ⑤都バスによるコミュニティバス事業を推進し、拡大すること。

(4) 自転車の活用促進と安全走行の環境改善

- ①自転車専用道の整備を促進し、大幅に延長すること。歩道、自転車レーン、車道の3つの道路分離と併設を促進し、自転車ナビレーンの路面表示を拡充すること。自転車推奨ルートネットワークを系統的に拡大すること。
- ②都として、区市町村が実施する自転車シェアリングを積極的に支援し、区市町村や民間事業者による駐輪場等の整備を促進するため、所有地の無償・低額での貸し出し、財政支援を行うこと。
- ③自転車利用者・自転車を使用する個人事業主がルール・マナーを学び、身につけるための普及・啓発活動を都と区市町村、学校、事業所、自転車販売業者などと連携して行い、自転車による事故防止対策を強化すること。

(5) 駅・ホームの改善、鉄道の安全対策の推進

- ①都内すべての駅への、可動式ホーム柵（ホームドア）、点字ブロックや列車の接近を知らせる装置などの設置を進めること。障害者が多く利用する駅や要望が強い駅には優先的に設置すること。
- ②踏切の安全対策を強化すること。
- ③「開かずの踏切」の解消にむけた対策として、鉄道の高架化、複々線化、地下化への支援を強化し、地元負担の軽減を図ること。立体化方式の選択にあたっては、騒音・日影などの環境及び立ち退き軒数、地元住民要望などについて調査し、その内容を公表し、住民合意を尊重すること。高架下の利用については、地元の商業関係者、住民などとの丁寧な協議を行い、理解や合意のもと進めること。

(6) 都営交通の充実

- ①公共交通の役割に鑑み、安全で安定的な運行につとめること。
- ②電気代高騰と利用者減を理由に、都民の貴重な足である都バス運行路線の廃止、運行本数の削減をしないこと。都バス路線開設の要望に、積極的にこたえること。併せて、料金の値上げはしないこと。
- ③都バス停留所での接近表示、上屋・ベンチの整備を促進し、都民サービスの向上に努めること。また、シグナルエイド対応のバス停を都として増やすこと。
- ④視覚障害者もエスカレーターを利用できるよう、誘導ブロックの敷設、音声案内など整備を拡充すること。
- ⑤誰もが必要な情報を得られるように、駅や車両内での情報提供は多様な方法で行うこと。
- ⑥乗換駅や利用者の多い出入り口等への2ルート目のエレベーター、エスカレーター設置を促進すること。
また、泉岳寺駅のエスカレーター・エレベーター設置は前倒しすること。
- ⑦すべての駅で、トイレの洋式化を完了するよう急ぐこと。
- ⑧清潔で使いやすいトイレへの改修を進めるとともに、バリアフリートイレには大型ベッドの設置を促進すること。バリアフリートイレ内の大型ベッドの設置の有無を駅の構内図などに表示すること。
- ⑨都営地下鉄の全路線・全編成に、朝のラッシュ時間以外も含めて女性専用車両を導入すること。
- ⑩深刻な被害をもたらす痴漢・盗撮行為をなくすため、実態調査を行い、対策を強化すること。痴漢被害の駅

での申告数を把握すること。

- ⑪痴漢・盗撮発生時の駅係員の対応について研修を行い、被害者に寄り添う対応を行なえるようにすること。また女性の駅係員を増やすこと。
- ⑫都営交通のトイレに生理用品を配備するなど、ジェンダーの視点の対策を抜本的に強化すること。また、男性トイレにも汚物入れを置くこと。
- ⑬日暮里・舎人ライナーの安全性の向上に努め、各駅に駅係員を配置すること。また、混雑解消の取り組みを進めること。
- ⑭都バスの運転手は、養成型の採用を増やし、増員すること。
- ⑮事業協力団体である、はとバスの職員の給与引き上げなどの待遇改善のため、委託料の引き上げをすすめること。政策連携団体である、東京都営交通協力会などの業務委託先の職員の給与引き上げなどの待遇改善のため、委託料の引き上げをすすめること。
- ⑯都営地下鉄の駅務の民間委託を中止するとともに、駅員の増員を行うこと。また、保線業務などについても直営を基本とすること。
- ⑰子どもの運賃ゼロなど、都営交通の料金の引き下げを進めること。
- ⑱浸水想定域にある都営地下鉄の駅に地下で接続しているビルの所有者・管理者と連携して、早期に出入口の止水対策を完了させること。
- ⑲駅、車両、バス停留所の照明のLED化、地上駅、バス営業所等への太陽光発電の導入など、省エネ・再エネの導入促進を強化すること。
- ⑳都営バスにEVバスの導入を抜本的にすすめ、水素バスの導入を拡大しないこと。
- ㉑交通局として、2030年までに温室効果ガスの排出を2000年比で50%削減するカーボンハーフの目標を掲げること。

(7) 交通安全対策等の推進

- ①信号機の設置を促進するとともに、すべての信号機を音響式とすること。とりわけ音響式信号機の設置要望が出されている箇所には、早急に設置できるようにすること。また、信号機の非常用電源装置の設置を進めること。歩車分離式信号を増設し、交差点での事故防止対策を強化すること。視覚障害者向けのスマートフォンアプリに対応した信号機器の導入にあたっては、当事者の意見を十分に反映すること。
- ②高齢運転者の事故を防止するため、道路上の危険箇所を点検し、交差点改良や間違いにくい標識、道路構造など交通環境の改善に努めること。
- ③免許更新時の高齢者講習等、高齢運転者の増加に相応した講習場所及び人員の増配置を行うこと。また、保健師の配置を増やし、作業療法士も配置すること。
- ④地域福祉、在宅医療・看護・介護を推進するため、在宅医療、訪問看護、助産師、ヘルパー派遣、地域福祉団体等による配食サービスなどの車両に対し、「駐車禁止等除外標章」の適用を拡大すること。
- ⑤電動キックボードの利用のあり方について都民参加で検討し、事故防止を徹底すること。

4 8 都民の人権を尊重した防犯対策の推進

(1) 都民の安全・安心を確保するための警察官の現場体制の強化

- ①都民の安全・安心を確保するため、地域の必要性や要望を考慮して計画的に交番を設置し、警察官の常駐化を進めること。

- ②警視庁の予算や人員配置を、警備・公安中心から、刑事・防犯中心に切り替え、地域の安全・安心を守る交番やパトロールなど現場体制を抜本的に強化すること。
- ③性暴力被害者の二次的被害を防ぐため、すべての警察官に人権尊重を重視した教育、研修を徹底すること。被害者が望む性別の警察官が対応できるよう体制をとること。
- ④女性警察官も働きやすい職場にするために、すべての警察署に、女性用の休憩室及びシャワー室を整備すること。また、すべての交番に女性用トイレ、女性用休憩室を設置すること。

(2) 青少年・子ども・女性を守る取り組みの強化

- ①「ト一横」に集まる青少年をはじめ、困難を抱える子ども・若者の実態調査を行なうこと。一人ひとりに寄り添った支援を行なうための相談体制の強化と、相談がなくても利用できる居場所をつくること。
- ②第2次再犯防止推進計画では、痴漢・盗撮などの性犯罪・性暴力についての対策を位置付け、加害者に対する性犯罪再発防止プログラムを取り入れること。東京都再犯防止推進協議会に専門家を入れること。
- ③再犯防止のため、就労・住居の確保などの支援について、国と区市町村、民間団体等との連携を強化し、保護司の増員をはかること。
- ④インターネット、SNS等を利用した性犯罪等から青少年を守るため、SNS等の十分な知識を得る施策を強化・推進すること。闇バイトなど犯罪につながる危険な書き込みに対する対策の強化を行うこと。相談窓口や支援団体等の連絡先を周知徹底すること。
- ⑤都立学校への警備職員の配置など、学校の安全に万全を期すこと。区市町村立学校での警備員配置や、学童保育や放課後対策の子どもの付き添い・見送りなどの防犯対策に支援を行うこと。
- ⑥外国人が特殊詐欺に巻き込まれないよう、啓発リーフレットを作成すること。

49 上下水道事業の充実

(1) 命に直結するライフラインとしての役割について

- ①訪問による水道料金徴収の催告の業務をただちに再開し、安易な給水停止は行わないこと。また、利用者が困窮している場合は、必ず自治体の福祉につなぐこと。
- ②給水停止までのサイクルの短縮を行なわないこと。
- ③上下水道の減免制度の対象を拡大すること。また、社会福祉施設の対象をわかりやすく示し、都内事業者に周知すること。
- ④支払い猶予期間を終了してもなお、支払い困窮な方に対して減免を含めた相談に応じること。

(2) 上下水道事業のあり方について

- ①技能継承ができるよう人材確保・育成を系統的に進め、政策連携団体等への業務移行や包括委託、民間委託の拡大は行わず、直営を堅持すること。政策連携団体社員の処遇改善を行うこと。
- ②政策連携団体の自主事業の拡大で、水ビジネスにするような事業展開は行わないこと。
- ③水道局・下水道局職員の過重労働を是正し、残業時間を抜本的に減らすとともに技能継承のため、少なくとも条例定数に定められた職員数を確保すること。

(3) 上水道の充実

- ①水道管、水道施設、浄水場などの老朽化対策と耐震化・浸水対策、液状化対策を促進すること。

- ②水道道路の耐震継ぎ手化のとりくみを確実にすすめること。
- ③台風、大雪などの悪天候の場合には、水道メーターの検針業務は不可とし、検針員の安全を確保するよう、業務委託会社への指導を徹底し、営業所によって格差のないようにすること。
- ④スマートメーターの導入の計画等について、検針の委託会社だけでなく、検針員にも丁寧に見通しをもって説明する機会を定期的につくること。

(4) 下水道の充実

- ①浸水対策計画に、多摩の流域下水道幹線の整備を計画に位置付けること。
- ②浸水対策にかかわる市町村下水道事業強靱化都費補助の対象を拡充し、継続すること。
- ③下水管、下水施設など巨大台風、集中豪雨に備えて、老朽化対策・耐震化・液状化対策を促進し、災害用マンホールを増やすこと。
- ④水再生センターに自家発電設備の設置を促進すること。
- ⑤気候変動による高潮などの耐水化の対策をレベルアップすること。
- ⑥豪雨時のマンホール蓋の飛散や浮上の防止のため、飛散防止型マンホール蓋や浮上防止型マンホール蓋への更新をすすめること。
- ⑦合流式下水道の改善を急ぐこと、分流式地域の雨水管の整備を急ぐこと。
- ⑧老朽化した小規模管きよの再構築を急ぐこと。市町村の公共下水道の管きよ整備への補助率(2.5%)を引き上げること。
- ⑨流域下水道の雨天時侵入水対策を市町村と協力して推進すること。一時貯留施設を下水道局として整備すること。
- ⑩流域下水道処理事業にともなう都の負担率を引き上げること。
- ⑪流域下水道への編入が位置づけられた三鷹市に技術的支援、財政的支援をおこなうこと。
- ⑫単独公共下水道事業として実施する整備に対する補助についても助成制度の充実を図ること。
- ⑬町村地域における公共下水道の整備促進のため、維持管理・環境保全推進のための財政支援を行うこと。

(5) 上下水道施設での省エネルギー・再生可能エネルギーの促進

- ①上下水道施設で省エネ化をすすめるとともに、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電、小型風力発電、下水熱などの再生可能エネルギーの活用を促進すること。
- ②水道局として、2050年までのゼロエミッション実現に向けて目標を引き上げること。

〈14〉 消費者行政、卸売市場を充実する

50 消費者行政の充実

(1) インターネット取引やキャッシュレス決済の急増への対応

- ① インターネット取引やキャッシュレス決済が急拡大していることや、サブスクリプション型サービスの増加、契約のグローバル化等に対応した啓発や相談体制を充実させること。
- ② インターネット取引の特徴や注意点について、広報活動を強化すること。
- ③ インターネット取引やインターネット広告、アフェリエイト広告について、監視体制を強化すること。国や業界団体とも連携して、適切な表示方法や内容、表示責任について明確にしていくこと。
- ④ 特定商取引法が事業者に義務付ける契約書面交付の電子化は、判断が不十分な状態での契約が容易になる、消費者被害に周囲が気づきにくくなるなどの課題があり、消費者保護の観点からの見直しを国に求めるとともに、対策を強化すること。
- ⑤ オンラインで完結する借家契約の実態調査と悪質な事業者への指導を行うこと。

(2) 成年年齢引き下げへの対応と消費者教育の充実

- ① 成年年齢引き下げにともない、高校生、若者の消費者被害の拡大防止対策と相談窓口の周知を強化すること。SNSの活用など若者の目につきやすい啓発を充実すること。
- ② 統一協会の若年層へ被害が明らかになっているため、高校生、大学生、若者へ、注意喚起をする講座、啓発を実施すること。
- ③ 消費生活総合センターの消費者教育コーディネーターの人員を増やし、活動の拡大や、学校へのPRの促進、学校のニーズに合わせたプログラムの充実を図ること。各区市町村でも消費者教育コーディネーターを配置できるよう育成と研修を実施すること。
- ④ 高校、大学などととも、小中学校においても年齢に合わせた消費者教育を推進すること。併せて保護者への啓発も強化すること。
- ⑤ 町会や地域包括支援センター、子育て支援センター、学校や大学生協、企業などライフステージに合わせたさまざまな機関、事業者や市民団体などの協力を得て、情報が届くように工夫すること。
- ⑥ 障害特性に合わせた教材を作成し、消費者被害から守る手立てを構築、強化すること。
- ⑦ 外国人向けの消費者トラブル解決のための情報提供や相談を充実すること。
- ⑧ 都、都民、企業等がエシカル消費についての発信や行動を起こすキャンペーンを実施すること。
- ⑨ SDGsの推進とエシカル消費、企業の社会的責任についての普及啓発をすすめること。
- ⑩ 食品ロスに対する消費者への意識啓発を行うこと。生活文化局、環境局、産業労働局、福祉保健局など関連部署と連携し、事業者の食品ロス削減の現状を調査し研修会を行うなど総合的に推進すること。

(3) 消費者センターの充実、区市町村との連携・支援

- ① 東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ、情報の収集と提供、調査、

研究、学習、交流などの機能をいっそう充実させること。

- ②消費生活相談員の専門性を正當に評価し、思い切った待遇改善を行うとともに、希望があれば 正規雇用にする。消費生活相談員の研修を充実すること。
- ③東京都消費生活総合センターの来所・電話相談は日曜日も開設すること。平日の相談時間を延長し、相談員を増員すること。
- ④地方消費者行政強化交付金は増額し10分の10補助とするとともに、メニューを自治体の裁量で活用できる自由度の高いものに改善することを国に要請すること。
- ⑤東京都消費生活総合センターのセンターオブセンターとしての機能を強化し、区市町村の消費者行政を支援すること。
- ⑥多摩消費生活センターは、多摩地域の市町村と連携を密にし、移転の際にも消費者、消費者団体と協力、相談しながら機能強化を図ること西多摩地域などの広域連携を支援すること。商品検査体制を充実すること。
- ⑦都と区市町村の消費者行政担当者および相談員の研修と人材育成、情報交流を充実すること。
- ⑧1人勤務体制の消費生活相談員の研修機会の充実および、消費者行政担当職員の研修カリキュラムを充実すること。

(4) 事業者対策・被害救済の強化

- ①新型コロナウイルス感染拡大による消費者の不安や情報不足につけこんだ悪質商法に対する注意喚起と相談の充実、消費者被害防止対策を講じること。
- ②全国霊感商法対策弁護団や、被害者団体とも連携し、宗教二世、マインドコントロール下で苦しむ方々の救済のため、消費生活相談員など各相談員に対し、研修を実施すること。若ナビαや教育庁の子どもの相談窓口、子ども家庭支援センターなど子ども・若者の相談窓口とも連携し、宗教二世の相談に対応すること。
- ③事業者が法令を遵守した適正な取引、表示等を行えるよう、講習会や情報提供を強化すること。
- ④SNS上の違反が疑われる広告について、弁護士による法的な知見に基づく不当表示の探知を行い、指導、措置命令につなげることで表示適正化を促進すること。
- ⑤集団的消費者被害回復訴訟制度の周知と啓発をはかること。
- ⑥特定適格消費者団体への情報提供を強化し、訴訟費用を支援すること。

(5) 東京都消費者月間事業の充実・発展と消費者団体への支援強化

- ①「東京都消費者月間」を消費者団体との共同で充実・発展させるとともに、予算を大幅に拡充すること。区市町村が実施している消費者啓発の行事を支援すること。
- ②消費者啓発に関する消費者団体との共同事業を継続すること。
- ③コロナ禍でも活動が継続・充実できるよう、日常的なリモート会議の経費などへの支援を行うこと。
- ④消費者団体の自主性を尊重しながら、消費者団体の世代交代や事業継続を支援し、出前講座も充実させ、活動の担い手を育成すること。

(6) 食品の安全性の確保

- ①ゲノム編集食品について、国に表示義務を求めるとともに、都条例の必要な改正や都民の理解促進、リスクコミュニケーションをはかること。
- ②遺伝子組み換え食品の表示義務対象食品を拡大するとともに、消費者が正しい知識を持てるような取り組みを強化すること。
- ③外食・中食産業事業者へ原材料の原産地表示の徹底を要請すること。
- ④HACCPによる衛生管理の義務化に伴い、定着への相談会、専門員の派遣など、支援を行うこと。

(7) 公衆浴場の確保と充実のために

- ①公衆浴場振興条例を制定し、利用機会の確保と事業の活性化と継承への支援を強化すること。また、公衆浴場の振興に関する計画を策定すること。
- ②物価高騰に伴う燃料費補助制度を2024年度も継続し、補助額を拡充すること。
- ③浴場活性化委員会でも議論されてきた公衆浴場の公共の役割を評価し、経営の継続と安定化をはかるため、改築、改修など浴場更新を支援すること。現在おこなっている利子補給の本人負担利率を1%から大幅に引き下げること。
- ④公衆浴場地域交流拠点事業を拡充し、個々の公衆浴場の魅力向上を支援すること。
- ⑤公衆浴場組合の実施するさまざまな創意工夫を凝らした利用促進PR事業への補助を拡大すること。
- ⑥公衆浴場・銭湯を江戸・東京の庶民文化と位置づけて保存、継承するとともに、観光施策やスポーツイベント等とも連携した支援を行うこと。
- ⑦公衆浴場の普及と親子のふれあい促進のため「都民無料入浴の日」をつくり、補助を行うこと。都民の入浴機会をさらに進めるため、好評だった「銭湯1010クーポン」は、来年度も継続し、紙ベースでも配布すること。また、補助額を拡充すること。その他、「無料入浴デー」「半額入浴デー」などの取り組みを支援すること。
- ⑧子どもたちが、浴場のマナーを学び、利用機会を増やす取り組みを行うこと。
- ⑨銭湯の減少により居住自治体以外の銭湯を利用している都民が、敬老入浴などのサービスを受けられるよう、広域自治体として区市町村と協力して手だてをとること。
- ⑩生活保護世帯入浴券助成の枚数を拡充すること。対象を低所得世帯にも拡大すること。
- ⑪公衆浴場耐震化促進支援事業および健康増進型公衆浴場改築支援事業を拡充すること。
- ⑫燃料の都市ガスへの転換のための補助、既存ガス設備などの更新、コジェネレーション設備の設置、太陽光発電の導入、照明のLED化などへの補助を拡充し、更新も補助の対象とすること。
- ⑬公衆浴場がキャッシュレス決済を導入する際の費用を補助すること。

5 1 卸売市場の充実

(1) 卸売市場の充実

- ①仲卸業者など中小零細業者の経営支援と相談を拡充すること。
- ②市場の使用料は値上げせず、減免制度を作ること。
- ③公設中央卸売市場は都の直営を堅持すること。公平で公正な取引を維持促進すること。
- ④市場の「活性化」を理由にした統廃合は行わないこと。
- ⑤市場の老朽化対策を早急に進めるとともに、女性用トイレやだれでもトイレの増設、バリアフリー化を進めること。
- ⑥事業者の事務所や店舗照明のLED化への支援や省エネ型のグリーン冷媒設備への更新補助などを拡充すること。
- ⑦各市場が、島しょ地域の農林水産物などを特産物として扱われるよう支援を拡充すること。
- ⑧豊洲市場用地の地下水の汚染状況調査と地下水位の測定結果を引き続き公表すること。
- ⑨地下水管理システムの維持管理費は一般会計から支出すること。
- ⑩地方卸売市場が継続できるよう支援を拡充すること。
- ⑪市場祭りの開催、小中学校の見学会、生鮮食品の見分け方などの料理教室など都民に開かれた市場づくりを

拡充すること。

⑫市場内の安全対策を強化すること。

〈15〉 都民誰もが享受できるスポーツ・文化の振興

5 2 都民スポーツ・障害者スポーツの本格的な振興

(1) 「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しめる環境・条件の整備

- ①都民のスポーツする権利を位置づけたスポーツ振興条例を制定し、だれもがスポーツを楽しめる条件や環境を整備すること。
- ②競技スポーツの振興のために、競技スポーツを体験する独自の企画、アスリートによる直接指導のスポーツ教室の具体化によって、競技スポーツに親しむ機会を増やすこと。
- ③ストリートスポーツについては、身近な場所の確保、施設の整備、イベントなどの普及活動への支援などを行うこと。

(2) スポーツ団体、区市町村への支援

- ①東京都民のスポーツの振興に関わる全てのスポーツ団体への支援制度をつくること。
- ②競技団体組織基盤強化支援事業を継続し、都体協加盟団体だけでなく必要な団体には支援を行うこと。
- ③2020年度から実施している「都民参加事業」と「シニアスポーツ振興事業」の補助制度は、届け出のあるなしに関わらず、都内でスポーツ活動している団体や個人インストラクターも制度が使えるようにすること。
- ④身近なスポーツ施設・設備の整備促進のために、区市町村のスポーツ施設整備の補助を大幅に拡充すること。
- ⑤区市町村や団体が開催するスポーツ大会やスポーツ教室などへの助成を拡充すること。

(3) 都立スポーツ施設の充実

- ①2023年8月に行われた東京体育館など都立スポーツ施設のアマチュアスポーツ利用料金の値上げ率が3倍から4倍と大きく、市民スポーツの萎縮を招きかねないことから利用料金はもとに戻すこと。また、減額を直ちに実施すること。
- ②都民が広域的に利用できる都立スポーツ施設を増設し、全国最低水準の人口当たりの公共スポーツ施設数を改善すること。
- ③東京2020大会の都立新規恒久施設は、料金は、新しい施設であっても既存施設と同様の都民が利用しやすい額に設定とすること。予約は興行より都民利用を優先すること。
- ④アクアティクスセンターのプールの利用料金は、閉館した辰巳国際水泳場と同様に1日600円とすること。
- ⑤有明アーバンスポーツパークの利用料金は、民間類似施設を基準とするのではなく、都立施設にふさわしく都民誰もが利用できる低廉な料金とすること。

- ⑥有明アリーナのメインアリーナ、サブアリーナの都民スポーツ利用を増やすこと。
- ⑦武蔵野の森総合スポーツプラザに備えるスポーツ用具とその保管倉庫は、都民スポーツに十分な量を確保すること。メインアリーナの照明を競技に支障をきたさないように改善すること。プールには、大会時にタイムの自動計測ができるよう、プリンティングタイマーを設置すること。
- ⑧駒沢オリンピック公園にプールを整備すること。
- ⑨都立公園のスポーツ施設は、後援事業も利用料金が減免となるようにすること。
- ⑩都立スポーツ施設にユニバーサルコミュニケーション機器を設置すること。

(4) デフリンピックの成功

- ①デフリンピックの開催を支援し、また理解促進・啓発を行うこと。
- ②デフリンピックの機運醸成につながる取り組みをおこなう区市町村の補助率を引き上げること
- ③デフリンピックに向けたアクセシビリティ設備を整備すること。
- ④デフリンピック開催を契機としてユニバーサルコミュニケーションを促進するため、関係局や事業者等と連携し、デジタル技術を用いた実証やPRを実施すること。
- ⑤デフリンピックの盛り上げや大会後のデフスポーツ振興にむけて、大会全体を通して日本人選手が活躍する姿を発信できるよう選手発掘プログラム・活動支援プログラムを実施すること。

(5) 障害者スポーツの振興

- ①東京都障害者スポーツセンターの新型コロナウイルス感染防止を理由にした過度な利用制限（2023年5月以降にも実施）をやめること。団体利用枠に申し込みがない場合は個人利用に切り替える、団体の利用面積が小さい場合は個人利用と併用にする、「教室」終了後は教室枠の個人利用を認める、「相談」はどうしても必要な場合以外は個人利用と併用にするなど、利用者が幅広い時間帯に気軽に利用できる運営をすること。
- ②コロナ禍にスポーツから離れてしまった方が再開できるような広報やきっかけづくりを行うこと。
- ③どんな障害でも楽しめるスポーツの普及、啓発、場の確保、人材の育成などの支援を強化すること。
- ④屋外施設やプールも備えた障害者スポーツセンターを増設し、か所数を増やすこと。
- ⑤都立特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点とする都立学校活用促進事業の実施校を拡大するとともに、体育館の床の補強や、プールの温水化、用具や備品の整備をおこない、人的支援を強化すること。
- ⑥障害者スポーツセンター以外の都立スポーツ施設でも、アクセシビリティを改善し、指導員を配置するなど積極的に障害者のスポーツ環境を整えること。
- ⑦多摩障害者スポーツセンターを、災害時の福祉避難所にする。
- ⑧障害者スポーツ大会の順位やタイムなどの記録は、ホームページに公表し（本人に意向確認の上）、入賞者を讃えるとともに、出場を目指す人の目標がわかるようにすること。
- ⑨自宅や使い慣れた施設等で身体を動かせる「バーチャルスポーツ」を活用した運動メニュー集や解説動画を作成し、障害者スポーツ実施を促進すること。
- ⑩競技用車いす・義足を用いた基本的動作になれる機会を設けられるパラスポーツ次世代ホープ発掘事業を実施すること。

(6) 障害者スポーツにとりくむ団体、区市町村への支援

- ①障害者団体が東京で開催する競技大会やスポーツ事業への財政支援を実施、拡充すること。
- ②福祉施設等に指導者を派遣し、障害者の運動やスポーツ実施を支援すること。地域のスポーツ人材と福祉分野等の関係づくりを促進すること。

- ③障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、区市町村の施設整備やバリアフリー化への補助を大幅に拡充するとともに、区市町村の指導員の養成や専門的人材の配置、新しい競技種目の開発などを推進すること。
- ④クラブチームなどの障害者スポーツ団体が、施設利用時に毎回スポーツ用具等を持ち込まなくてもすむよう、すべての都立施設に用具置き場を確保すること。区市町村施設の用具置き場確保への支援を行うこと。

(7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の検証

- ①東京2020大会・テスト大会の計画立案業務での談合疑惑について、組織委員会の元理事による汚職事件も含め、新たな調査をおこない、個人の責任、違法性について第三者機関による徹底調査・検証を行うこと。
- ②吉村元財務局長が談合に直接関与し、主体的な役割を果たしていたのではないかという、新たな疑惑が明るみに出たもと、都の幹部職員が談合を指示した疑惑について、新たな調査をすること。

5 3 芸術文化振興の抜本的強化

(1) 芸術文化の振興

- ①都内を拠点に活動するオーケストラや劇団、舞踊団体等に対し、練習場、事務所などの提供や、家賃や人件運営費、人件費など固定費の支援を行うこと。
- ②アーティストの創作場所や発表の場所を提供する事業を拡大し、場所数を増やすこと。
- ③中小の芸術文化団体による、新たな芸術文化の創造・発信を支援するため、公演にかかる経費の一部を助成すること。
- ④世界陸上・デフリンピックに向けた文化活動として、幅広い団体の公演や展覧会に助成すること。
- ⑤アーツカウンシル東京の助成事業は、幅広い分野の芸術家や団体、都民が参加できるようにすること。事業の透明性を確保すること。
- ⑥音楽、演劇、美術などの活動に必要な設備をもち、都民団体が低料金で利用できる公共施設を増やすこと。
- ⑦民間のホールや劇場に固定資産税の減免などの支援を行うこと。
- ⑧芸術文化活動の広報や多言語化、障害者対応などへの支援をおこなうこと。
- ⑨障害者が芸術文化活動を行う機会を支援すること。
- ⑩演劇を通じて地域や学校で人と人とのつながりをつくるワークショップを支援すること。
- ⑪都民が気軽に芸術に親しめるよう、子どもや若者、低所得者への鑑賞費補助事業を実施すること。
- ⑫東京都交響楽団の運営費補助を増額すること。楽員、職員の処遇を改善すること。
- ⑬芸術文化の振興にあたっては、憲法21条の表現の自由を守り尊重すること。

(2) 都立文化施設の充実

- ①都立美術館・博物館の大学生以下の観覧料は無料、22歳以上の若者も半額や無料とすること。
- ②若者が都立文化施設で芸術に親しむための「ウェルカムユース」は、期間、内容、対象を拡大すること。
- ③都民団体の会場使用については低料金とするなど文化活動を支援すること。
- ④東京都美術館の公募展は、利用団体や来館者との意見交換に努め、申請書類の簡略化や講堂の夜間利用、会場案内方法の改善やベンチなどの休憩場所の充実、負担の少ないごみ処理をはじめとする利便性向上に努めること。登録団体が利用する会議室内の防犯カメラは撤去すること。
- ⑤学芸員など都立文化施設を支える職員は、基本的に正規雇用とし、雇用の安定と育成、増員をはかること。
- ⑥写真美術館、現代美術館、江戸東京博物館、たてもの園の収蔵予算を増額すること。

⑦多摩地域に文化施設を建設すること。

〈16〉 震災、風水害、土砂災害の気候危機をふまえた抜本的対策強化を

5 4 「自己責任」偏重をただし、自治体本来の責任を果たす

(1) 基本姿勢の強化

- ①防災に対する都の「自己責任」偏重の方針を見直し、誰一人取り残すことなく都民の生命、身体、財産を守るといふ自治体本来の責任を果たし、全庁横断的に災害に対応するため「総合防災局」（仮称）を設置し、防災対策に必要な人員の確保をはかること。
- ②震災の被害想定見直しを受け、超高層ビルなどによる高層化、過密化の危険性を直視して対応するとともに、木密地域の耐震化、不燃化など、都民の暮らしに即した震災対策を抜本的に強化すること。
- ③気候危機やヒートアイランド現象のもとで大規模化する集中豪雨をふまえ、地域防災計画風水害編など自ら作成した方針や計画については自治体任せにせず、都として具体化を図ること。
- ④減災目標を充実させ、住宅などの耐震補強や土砂災害防止、出火防止と初期消火対策の拡充など予防対策の抜本的強化を図ること。また、そのための都民負担軽減など講じること。
- ⑤住宅再建、災害ケースマネジメントの適切な実施など、被災者生活支援の恒久的な都独自制度を制定すること。

(2) 防災まちづくり・防災コミュニティへの支援

- ①住民の自主的な防災活動を促進するための支援を強化するため、消防・防災資機材の配備を促進するとともに、都としてアドバイザー派遣や研修への助成・援助を行うこと。
- ②地域の特性に応じた防災空地・防災活動拠点の確保など、防災地区づくりを区市町村と協力して進めること。
- ③災害時支援ボランティアの育成を促進すること。都として災害時のボランティアに財政支援を行うこと。

5 5 避難対策の抜本的強化

(1) 避難対策と情報提供、警告等の的確な発令・伝達の強化を

- ①台風・豪雨災害対策として、自治会・町会や各種の団体が「コミュニティタイムライン」を策定するため財政支援や専門家派遣などを行うこと。
- ②緊急の避難情報を誰一人取り残さず提供できるよう、区市町村と連携しあらゆるメディアを通じて行うこと。「緊急告知ラジオ」や「戸別受信機」の普及の支援を行うこと。
- ③発災時に手話で緊急避難などの情報を提供できるよう体制を整えること。また、各種言語の文字情報などを

活用すること。

- ④都民が的確に河川の水位情報を把握できるよう、都の管理する河川の監視カメラや水位計を増設するとともに、区市町村が行う増設に対しても支援し、河川ごとの上流・中流・下流の水位や映像をホームページ等で情報提供を進めること。

(2) 避難所・防災拠点整備の抜本的な拡充

- ①避難者の尊厳を守る立場から1人あたりの面積、トイレの数などを定めた、避難所の国際基準（スフィア基準）にもとづいて避難所設置運営指針を改善し、避難所の増設・改善に取り組むこと。高齢者や乳幼児、障害者、女性、セクシュアルマイノリティなどに配慮した対策をきめ細やかに行うこと。区市町村への支援を強化すること。
- ②区市町村と連携し、災害時要援護者のため必要な機能・備蓄等を備えた「福祉避難所」を身近な地域ごとに整備し、誘導マニュアルを策定すること。福祉避難所となる福祉施設などに対し、耐震化、備蓄倉庫、自家発電などの整備への財政支援を図ること。避難所にも、福祉職員の配置や、福祉関係のスペースを確保すること。
- ③風水害による浸水被害から避難するため、垂直避難できるよう都有施設を活用するとともに、民間施設の活用も促進すること。広域避難についてあらゆる可能性を追求すること。
- ④災害救助法に定められている避難所運営に係る人員確保の補助基準額の増額を国に求めるとともに、都として上乗せを行うこと。
- ⑤乳幼児やアレルギーを抱えた方、信仰上の理由で食材に規制・制限がある方などのための食料等の確保に対する支援を都として行うこと。
- ⑥プライバシー保護のための間仕切りや段ボール等の簡易ベッド、簡易トイレなどの備品の確保に対して、都として支援を行うこと。避難所でのトイレカー、キッチンカーの導入に対し支援を行うこと。
- ⑦ペットの避難について、区市町村と連携して体制整備を行うこと。
- ⑧避難が長期化した場合を想定し、民間住宅や民間宿泊施設などを都として借り上げるよう事業者と協定を結ぶなど対策を進めること。
- ⑨非常用電源設置補助を災害対策本部が設置される庁舎だけではなく、分庁舎や避難所などにも対象を拡大すること。そのためのEV車等の活用について、ルール作りなどを区市町村と連携して進めること。
- ⑩救出・救助活動の拠点、広域避難場所などのためのオープンスペースとして役立つ都市公園を増やすとともに、防災用トイレや発電機など防災設備の整備を進めること。ヘリコプター活動拠点の整備を進めること。

(3) 災害時の性暴力、DV等の防止と対策の強化

- ①避難所における性暴力を防止するため、各局連携し対策の強化を行うこと。過去の事例や研究に学び、各局、区市町村が連携した防止策の徹底を図ること。またそのための研修や財政支援を行うこと。
- ②避難所の運営に女性や子どもの参加を促進し、性暴力やDV防止の対策を推進すること。
- ③避難所における性暴力やDV防止の啓発・相談支援は、平時はもちろん、発災後早い段階から対応できるようにすること。
- ④直接的な暴力のみならず、義援金や補償金、生活費を渡さないなどの経済的暴力など、あらゆるDVに対し防止の啓発・相談支援を行うこと。

(4) 飲料水・食糧・生活必需品などの備蓄の充実

- ①都民および帰宅困難者のための飲料水、食糧、生活必需品などの備蓄は、一週間分以上は確保し各地域、各家庭にもれなく供給できるよう、都として各方面に働きかけを行うこと。

- ②給水拠点は地形や地域の特性に配慮してきめ細かく配置すること。給水車を抜本的に増やすこと。
- ③中山間地や島しょ地域など、災害時孤立しやすい地域の備蓄を拡充するとともに、発災時に即応できるような体制を強化すること。

(5) 災害時の医療体制の強化

- ①災害拠点病院及び災害拠点連携病院を増やすこと。
- ②災害拠点病院及び災害拠点連携病院の自家発電設備の地上への移転等の水害対策や、容量の増強、燃料確保の強化のため、支援を拡充すること。災害医療支援病院や診療所も含め、医療施設の自家発電機設備整備、蓄電池の整備、古い医療機器のバッテリー内蔵機種への更新、ナースコールなどの非常配電系統への変更等への財政支援を実施すること。
- ③DMATのチーム数を増やし、補助を拡充すること。「東京DMAT」を配置した病院の医師、看護師等を増やし、出動しても医療体制の水準が維持できるようにすること。
- ④都内の病院の耐震化率100%をいち早く達成するため、支援を強化すること。
- ⑤停電が長時間続いた際の自家発電装置のある病院への燃料の供給体制を確保すること。
- ⑥浸水想定区域にある病院を対象として、浸水対策計画の策定に向けた設計コンサルタント等の活用を支援し、浸水対策を促進すること。
- ⑦災害時の感染制御支援チーム（ICAT）を編成すること。
- ⑧災害医療計画策定支援事業については、補助対象を拡充するとともに、特に緊急医療救護所整備事業に対する補助額を拡充すること。

(6) 障害者、高齢者、乳幼児など要配慮者への支援の充実

- ①障害者、難病患者、高齢者などに対する大規模災害時の緊急支援体制の整備を強化すること。関係者・関係団体の要望、意見を十分に聞き、障害、疾患などの特性に応じた支援対策を確立し、十分な訓練を行うこと。
- ②都内すべての医療施設、福祉施設を対象にして、耐震診断や耐震化を目的とした建て替え・耐震補強工事や、情報連絡などの設備整備等に対して財政支援を行うこと。
- ③福祉避難所の整備をすすめるため、施設整備費のみならず、開設に必要な資機材の整備、飲料水や食料等の備蓄に係る経費についても財政措置を講じること。
- ④福祉避難所へ直接避難ができるよう、平時から受け入れ体制を確保すること。
- ⑤一次避難所内への福祉避難室の整備を進めるなどして、災害時要援護者の避難場所を増やすこと。
- ⑥地域の福祉事業者、町会・自治会等と協力し、災害時要支援者の心身の状況や生活実態を反映した個別避難計画の作成を早急に進めるため、区市町村への技術的・財政支援を拡充すること。
- ⑦在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の対象品目にAC/DCインバーターを加えること。また、自家発電装置と蓄電池の両方とも補助を申請できるようにするとともに、経年劣化による買い替えや、医療機器の技術進歩に伴う充電器の増設等も補助の対象にすること。
- ⑧難病以外の在宅人工呼吸器使用者や、人工呼吸器使用者以外で医療的ケアのために電源を必要とする方に対しても、非常用電源が漏れることなく整備できるよう、都として対策を取ること。
- ⑨在宅の人工呼吸器使用患者が水害が予測される際に事前に医療機関や福祉避難所に避難できるようにすること。
- ⑩都立福祉施設の非常用電源の整備を進めるとともに、社会福祉施設に対して、非常用電源等の整備費用の補助を行うこと。

(7) 帰宅困難者対策の強化

- ①大地震が発生した時に「むやみに移動を開始しない」ことが安全確保の原則であることを都民や都内通勤・通学者等に周知すること。都民が安心して、この原則を実行できるよう、企業・学校・幼稚園・保育所などとその家族などとの安否確認・通信手段の確保、食料など必要な物資の備蓄などへの支援を強化すること。
- ②区市町村や民間事業者等との連携のもと、一時受け入れ施設の増設、誘導や帰宅支援の体制など拠点整備を促進すること。

(8) 事業所防災対策の整備と中小企業BCP（事業継続計画）策定への支援の強化

- ①すべての事業所がみずからの事業所防災計画を作成し、実践できるよう、指導・援助を強めること。事業所が、近隣事業者や地域住民等で組織された自主防災組織との間で災害時応援協定を締結し、役割を発揮できるよう支援すること。
- ②すべての事業所がBCPを策定し、それを実行する体制を確立できるよう指導すること。そのための中小企業への支援を具体化し、ひろげること。

(9) 応急仮設住宅の確保

- ①大量に不足すると予測されている応急仮設住宅を確保するために検討を急ぎ、民間賃貸住宅との協定など対策を推進すること。

5 6 激甚化する豪雨・風水害・土砂災害対策の抜本的強化

(1) 集中豪雨の頻発化や台風の大規模化に対応した治水対策の推進

- ①豪雨対策基本方針における区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ対応は、多大な環境負荷を伴うことが多い大規模貯留施設の設置は、地域住民の合意と納得を得て進めること。
- ②ヒートアイランド現象対策にも資する雨水浸透型施設の大規模な設置を都内全域に施すなど、流域対策の目標を10ミリから抜本的に引き上げること。
- ③総合治水の見地から大型開発を抑制するとともに、区市町村と協力し、開発に伴う浸透マスや貯留施設の対策を義務化し、強力に指導すること。
- ④都が行う区市町村への補助制度の対象地域の拡大、補助の条件を撤廃し、浸透型トレンチ管、雨水浸透型舗装などの整備、雨水ますのグレーチング蓋の設置を促進し、都としても整備を進めること。
- ⑤都管理河川の堤防の強度や損傷箇所、土砂の堆積や樹木の繁茂について緊急に詳細調査し、必要な堤防の補強、樹木の伐採や土砂の浚渫に早急に取り組むこと。

(2) 浸水防止対策の強化

- ①排水樋管への排水ポンプ設置についての補助（国2分の1、都2.5%）の都負担分を引き上げること。
- ②移動式排水ポンプ車を増やし、区市にも積極的に情報提供を行い、活用すること。
- ③地下浸水防止対策、避難誘導、情報共有伝達、防災訓練などの地下街の水害対策を関係者と進めること。
- ④地下室、半地下施設の適格性について再検討すること。水害予想地域の地下室、半地下施設の建設を抑制するとともに、既存建築物の対策を強化すること。
- ⑤アンダーパスでの冠水被害を解消するため、現場調査を実施し、冠水時の排水設備や警報装置の設置など安全対策を強化すること。

- ⑥水害の危険地域にある福祉施設や事業所など多数の人が出入りする施設にたいしては、対策の指針（ガイドライン）を都として策定し、周知すること。
- ⑦マンションの電気設備などの浸水対策について支援を行うこと。

（3）土砂災害対策の強化

- ①盛土規制法にもとづき、基礎調査、規制区域の設定、許可基準の設定を急ぐこと。盛土規制条例の策定にあたっては、法の規定を上回るものとし、工事中の報告・点検を確実にを行い、危険な盛土を作らせないとともに、無法な残土ビジネスに歯止めをかけること。
- ②がけ崩れ対策のため、のり面等の補強や擁壁の設置、基礎の強化等に取り組む所有者等に対して都として抜本的な財政的支援や技術的支援、制度の周知徹底を行うこと。
- ③都として残土規制条例を制定し、抜本的な排出抑制および処分規制の枠組みを創設すること。

5 7 震災対策の抜本的強化

（1）木造住宅密集地域の安全化の促進

- ①木造住宅密集地域対策は、幹線道路の整備優先ではなく、地域内の住宅耐震化や不燃化・難燃化のための個別助成制度、防災空地確保・初期消火対策のための支援こそ抜本的に充実・強化すること。
- ②避難路や避難場所の確保を進めるためにも、建て替えや共同化への助成を拡充するとともに、借家人等に対するコミュニティ住宅建設、公共用地の確保を支援すること。
- ③2023年度から始まった空き家や老朽住宅の片づけ、除却に対する財政的支援は周知に力を入れるとともに、上限額を引き上げ、よりインセンティブを高めること。
- ④住民の不安や疑問にこたえ、合意を促進するため、大学などの研究機関やNPOなどの専門家による相談・支援対策を拡充すること。

（2）住宅の耐震化・不燃化の促進

- ①木造住宅耐震化助成の助成額を抜本的に引き上げること。簡易改修助成について検討すること。高齢者や障害者のいる世帯への上乘せ補助を行うこと。1981年から2000年の間に建てられた新耐震基準の家屋について診断予算、改修予算を大幅にふやし、各自治体に制度創設、都補助活用を積極的に呼びかけること。
- ②複数回の震度7の地震でも建物の倒壊を防ぐために有効といわれる制震ダンパーの性能について検証し、補助対象とすること。
- ③安価で居住しながら耐震改修できる工法について都として研究し、普及に努めること。
- ④不燃化助成の対象地域を拡大するとともに、助成の拡充を図ること。部分不燃化への助成を行うこと。
- ⑤感震ブレーカーの設置は配電盤型を基本とし、自治体の裁量に任せて設置を促進し、これを都として補助すること。感震ブレーカーの効果について自治体および都民にたいする啓発活動を強化すること。
- ⑥区市町村と協力し、耐震改修事業を地域経済の振興策、福祉のまちづくりとの連携事業としても位置づけ、中小建設業者の振興、バリアフリー化と結合させて推進すること。

（3）マンション・高層ビルの耐震化の促進

- ①マンションの耐震診断・改修への助成率・上限額を抜本的に引き上げ、改修を行う管理組合の費用軽減を図ること。人命を守る立場から、共用部分やマンションの1階・2階部分の耐震化など、部分改修についても

助成するなど、制度を拡充すること。外壁落下防止などの防災機能向上に対して抜本的な助成制度をつくること。

- ②エレベーターのワイヤーのからまり防止、リスタート運転機能、停電時自動着床装置、P波感知型地震時管制運転装置などの閉じ込め防止装置について、既存マンションもふくめて義務付けを検討し、助成を行うなど、地震対策を強化すること。
- ③感震ブレーカー設置の義務づけ、家具、電気温水器、受水槽、高置水槽などの転倒防止の呼びかけなどをすすめる、必要な支援を行うこと。スプリンクラーや防火扉などの耐震強化を促進すること。
- ④「とどまるマンション」事業の強化を図り、備蓄補助の上限額をマンションの規模に合わせて拡充すること。補助条件を緩和し、門戸を広げるとともにアドバイザーを派遣するなどマンション防災を進める機会とすること。
- ⑤高層ビルの建設事業者に対して、長周期地震動への対策について、報告義務を課すこと。

(4) 都営住宅の耐震化の促進

- ①都営住宅の100%耐震改修はただちに完了すること。改修にあたっては、居住者の住環境保全に配慮した措置をとること。当面の改修が困難な住棟に住む居住者については、希望に応じて近隣の住棟への転居も可能とするなどの対策を行うこと。
- ②建て替え対象住宅も耐震診断を行い、必要な補強を行うこと。

(5) 学校など避難所にもなる公共建築物の耐震化の促進

- ①東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化を早期に完了させること。
- ②公立・私立の小中学校、高校、幼稚園、保育園等の施設耐震化への支援を強め、早期に完了させること。
- ③公立学校の耐震補強工事等に対する補助制度を拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また老朽校舎の改築、改修、増築に補助を行うこと。

(6) 液状化・地盤対策の強化

- ①都として地域ごとの液状化の危険性についてより精度の高い地盤情報を集めるよう努めること。インターネットを利用しない都民にも容易に液状化予測や地盤地質柱状図などを閲覧できるようにすること。
- ②都民が、みずから宅地地盤の診断及び改良工事を行う場合に、必要な技術的援助と費用の助成を行うこと。
- ③宅地や住宅の販売会社に対し、購入予定者への地盤の品質説明、対策工法と費用などについての専門家による説明を義務づけること。

(7) 東部低地帯の浸水を防ぐ堤防・護岸の強化

- ①都が管理する東部地域の河川の堤防・護岸などについて、耐震化を緊急にやりとげること。
- ②国の高規格堤防と一体の「高台まちづくり」の計画は見直すこと。都として「粘り強い堤防」の研究を進めること。
- ③JR、京成線など鉄道橋の必要なかさ上げ工事を急ぐこと。
- ④荒川堤防の「重要水防箇所」の対策を抜本的に強化することを国に求めること。
- ⑤「下水道浸水対策計画2022」で選定された重点地区において、下水道貯留施設の設置なども含め対策を強化すること。

(8) 電気、ガスなどライフラインの耐震化の促進

- ①電柱の倒壊による停電や道路閉塞を防止するため、電力事業者と連携して、電線類の地中化を促進すること。

②東京ガスの経年管や、白ガス管の取り換えをはじめ、設備耐震化の実施状況を点検し、復旧計画の再検証を求めること。

(9) 鉄道・道路など交通の耐震化の促進

- ①道路、鉄道のトンネル、橋梁をはじめとした都市インフラの老朽化対策と耐震化を、緊急に進めること。
- ②停電時に信号滅灯に伴う交通混乱を回避するために、信号機に非常用電源設備の整備を促進すること。
- ③都内で運行する鉄道の耐震化については、震度7を想定し、構造物の補強、土砂崩れ防止、液状化について徹底した調査を行い、対策を講じること。
- ④発災時の安全確認、乗客の避難誘導や情報提供、施設の点検、運行再開のための人的・物的体制について、鉄道事業者と協力して点検し、必要な補強を求めること。
- ⑤気候危機にともなう自然災害・大規模災害にそなえ、都営交通をはじめ鉄道各社が訓練を充実させ、定期的に行うよう求めること。
- ⑥路面下空洞調査を行い、道路の維持管理を強化すること。

(10) 津波対策の強化

- ①地震、津波、高潮、豪雨などの複合災害を想定し、防潮堤、護岸など海岸保全施設の整備・耐震化を緊急に進めること。
- ②堤防外に多数存在する建築物などの被害を防止する対策を実施すること。

58 火山災害、原子力災害の対策の強化

(1) 火山噴火対策の推進

- ①島しょ、富士山などの火山噴火災害について、新たな知見に基づく被害想定を行い、対策を進めること。
- ②火山の監視体制について国に強化を求めること。

(2) 原子力災害対策の強化

- ①「東京都地域防災計画」の「原子力災害編」では、東日本大震災による福島第一原発事故の影響をふまえ、都民の不安の払しょくと安全の確保、情報収集や情報提供が明記されたことを受けて具体化すること。
- ②浜岡原発や東海村原子力施設での原子力緊急事態の発生を想定し、その重大な影響から都民の生命および財産を守るための計画または指針を策定すること。

59 消防・救急体制の充実

(1) 消防と救急体制の強化

- ①救急体制の拡充のために、救急車を大幅に増強し、救急隊員を増員すること。救急機動部隊を増設すること。昼間人口の多い地域に「デイトタイム救急隊」を増隊すること。
- ②大地震・風水害に備えて、家屋の倒壊や火災・水災に対応するための資器材、救助用資器材等を、各消防

署に整備し、充実を図ること。

- ③防災設備（防火水槽なども）を地域にきめ細かく配置すること。消防設備は、住民の初期消火活動に役立つよう、使いやすいものを使いやすい場所に配置すること。井戸の役割設置と活用も重視すること。
- ④多摩地域の消防署未設置の市に消防署の設置を急ぐこと。その建設用地は都費により取得すること。山間部の町村にヘリポートを増設するなど消防・救急体制を抜本的に強化すること。
- ⑤耐震防火水槽の設置を促進すること。深井戸の整備をすすめ、水利の確保を促進すること。多摩地域の防火水槽不足地域の解消を図るために市町村への補助を行うこと。
- ⑥消防庁内での働き方改革を進め、タイムカードやICTなどにより客観的な記録を基礎とした労働時間の適正把握を行うこと。
- ⑦女性職員も働きやすい職場にするために、トイレカーや電動ストレッチャーをはじめ職場環境を整備すること。
- ⑧地震被害予測システムの機能向上を早急に行うこと。

（2）地域防災力の中核である消防団の拡充・強化

- ①消防団の団員充足率を90%以上に高めるために、女性団員を含めて団員加入を促進すること。
- ②23区消防団の分団本部施設の改築・改修・拡充とともに、分団本部施設の未設置を急いで解消すること。
- ③団員の報酬や費用弁償などの処遇を大幅に改善すること。
- ④新型防火帽や救命胴衣、水災時に必要な資機材についても整備・充実を図るとともに資機材の軽量化を図ること。
- ⑤多摩地域の消防団の施設、機材・装備の整備、待遇など23区の消防団と同等となるよう市町村を支援すること。

（3）発災時の安全確保の強化

- ①発災時に、倒壊建物や土砂崩壊箇所などに設置し再崩壊などを監視するためのシステムを、整備・拡充すること。
- ②通電火災の発生を抑制する対策を各局と連携して推進するとともに、都民・事業者への啓発を促進すること。

60 東日本大震災・原発事故の都内避難者への支援の充実

（1）都内避難者への支援の継続・強化

- ①都営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げを行い、元の地域に戻る条件が整うまで、都内で安定した居住が可能であるように支援を継続すること。
- ②都内への避難者が、都民と同様の行政サービスを受けることができるよう、支援を継続・拡充すること。福島第一原発事故の影響による被災者・避難者については、避難指示地域の内外を区別せず、支援を実施、継続、拡充すること。
- ③上下水道料金の減免の期限を延長し、元の地域に戻る条件が整うまで継続すること。
- ④被災によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）の診断・治療に対する支援体制を強化すること。

〈17〉 気候危機対策の抜本的強化、環境対策の推進

6 1 温室効果ガス排出ゼロへ実効性ある抜本的取組の強化

(1) 温室効果ガス 2030 年 50%削減の早期達成を

- ①石炭火力発電、原子力発電からの撤退を国に求めること。水素を火力発電や他の手段で代替可能な熱需要など、あらゆる分野で活用するビジョンは誤りであり、これを改め、研究部門にとどめること。
- ②環境基本計画でかかげた 2030 年カーボンハーフ目標達成にむけた部門別目標について、各年度の達成目標を明確にするとともに、目標達成までの綿密な計画を作成すること。局横断で設置した「エネルギー等対策本部」も活用して、とりくみを強力に進めること。
- ③キャップ&トレード制度について、トップレベル認定事業所に対するインセンティブ策をやめること。新築後 3 年間の排出不算入期間を見直すこと。開発事業者に対し、開発後の温暖化ガスが従前の排出量を下まわるよう規制した上で、制度に参入させること。
- ④2030 年までに都内乗用車販売 100%非ガソリン車化の目標について、HV、PHV、FCV を非ガソリン車の分類から外すこと。また数値で示せる実行計画を策定すること。
- ⑤地球温暖化への影響の大きい代替フロン（HFCs）の排出量削減目標（2030 年までに 2014 年比 65%削減）を達成するため、事業者に対し、適正管理や機器廃棄時のフロン類回収などを周知徹底するとともに支援を拡充すること。
- ⑥気候危機打開を都民とともに進めるために気候市民会議を設置し、継続的に開催すること。またその提案を可能な限り政策化し、実施すること。

6 2 省エネルギー、断熱化の推進

(1) 住宅・建物の省エネルギー基準の抜本的な引き上げを

- ①都が推進している「ゼロエミ住宅」の水準を少なくとも欧米と同レベルに引き上げること。とりわけ機密性能の基準を新たに設定し、それに合わせた補助等の拡充を行うこと。
- ②2025 年度からハウスメーカーが造る住宅に導入する断熱・省エネの義務基準を引き上げること。
- ③建築物環境計画書制度を強化し、新規の大規模建築物の省エネ化・ZEB化を進め、ZEBを標準化していくこと。

(2) 都営住宅・都有施設の省エネ化の促進

- ①都営住宅を、少なくとも「ゼロエミ住宅」の水準で整備すること。「省エネ・再エネ東京仕様」を都有施設の整備に適用すること。
- ②既存都営住宅の省エネ化を計画的に進め、断熱効果の高い木製の内窓を多摩産材を活用して設置すること。

③ 都有施設の省エネ・再エネ化を、既存施設に対しても行うこと。また LED 化を急ぐこと。

(3) 住宅・建築物の省エネ化促進のために

- ① 事業所だけでなく、住宅の新築に際しても都として省エネ再エネアドバイザーを派遣する制度を作ること。
- ② 既存住宅の断熱化を大幅に進めるため、補助メニューの拡大・支援を拡充すること。
- ③ マンションの断熱化、省エネ化を大幅に進めるために、管理組合等での合意を形成しやすくするための啓発事業を抜本的に拡充すること。
- ④ 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が強化されたことを踏まえ、省エネ性能表示に積極的にとりくむ不動産業者を支援すること。

(4) 自治体・事業所の省エネ化の推進

- ① 区市町村が学校をはじめ公共施設に対して行う省エネ設備・機器の導入や断熱化の経費の補助を拡充すること。
- ② 自治体支援では、専門性のある職員を数十人規模で確保し、省エネアドバイザーとして担当する自治体を定期的に訪問し、施策の具体化を伴走支援すること。自治体に取り組めるメニューを示し、新しい要望には、調査もしてニーズにこたえること。
- ③ 都が気候危機に関わる全ての関係者を支援するセンターの役割を担うとともに、区市町村と共同して目標を達成するために困っていることを出し合える密な連携をとること。そのための共同の場として中間支援組織を設置し、環境公社など都庁外にも設置を図ること。

6 3 再生可能エネルギーへの転換

(1) 再生可能エネルギーの供給促進

- ① 太陽光パネル設置義務化について都民と中小事業者向けに充実した支援制度を提供すること。薄型軽量パネルの開発普及に取り組むこと。
- ② 「都庁行動計画」に掲げた 2030 年度に都有施設で再エネ電力 100%の目標を可能な限りエネルギー地産地消で達成するため、軽量パネルなども活用して、既存都有施設への太陽光パネル設置を進めること。
- ③ 電力供給事業者に対し、カーボンハーフ目標にふさわしい再エネ割合目標を提案し、東京電力など大手電力会社に高い目標を義務づけること。
- ④ 「小売電力事業者による再エネ電力調達・供給支援」事業の予算を思い切って増額すること。
- ⑤ VPP やアグリゲーターの事業化を積極的に支援すること。
- ⑥ 国に対し、既存送配電網の再エネ活用の抜本的強化および再エネ増大に必要な新規の送配電網の整備を申し入れること。
- ⑦ 区市町村の施設への再生可能エネルギー設置促進助成を財政力による自治体間格差が生じないよう、抜本的に拡充すること。
- ⑧ メガソーラーなどの建設による、森林破壊、土砂崩れなどを招く乱開発を規制する条例を作ること。

(2) 再生可能エネルギーの利用拡大

- ① 都のキャップ&トレード制度の対象となる事業所に対し、エネルギー地産地消の立場で再生可能エネルギーの自家発電装置の設置を促進すること。再生可能エネルギーの利用拡大をすすめる中小規模事業所や営農型

太陽光に助成や融資の条件緩和など支援を拡充すること。

- ②家庭や中小業者、商店の電気自動車購入に対しては、購入費用の助成を拡充し、防災用備蓄電源としての活用を促進すること。
- ③電気自動車の充電施設設置の支援を抜本的に拡充すること。

(3) 再生可能エネルギーの技術開発・事業化

- ①再生可能エネルギーを新しい産業の柱として位置づけて、都産技研をはじめ大学等研究機関での研究や、中小企業の技術開発、製品化などへの支援を拡充すること。
- ②東京都の広大な海域を利用した洋上風力発電、「ビル風」による小型風力発電などの導入や、島しょをはじめ地熱発電を促進すること。その際は島しょの経済・漁業振興と一体で進めること。

6 4 生物多様性、緑の保全・拡大

(1) 生物多様性、緑の保全・拡大

- ①生物多様性の保全のために、保全地域の2050年までに100ヘクタール拡大指定する目標を前倒しし、早期に実現すること。保全地域を自然地に限定せず、特に市街地に近接した多様な生物が生息する自然環境を有するエリアを積極的に指定すること。
- ②東京の貴重な緑を守るため、毎年度、緑地の調査を行い、計画的な保全と拡大を進めること。緑地の実態を正確に把握できるよう、緑被率かつ樹冠被覆率を公表し、目標を持つこと。
- ③特別緑地保全地区の指定を促進するため、「東京の緑の保全・創出プログラム」による支援の要件を緩和するとともに、予算を倍化すること。指定された土地所有者から買い取りの申請があった場合は、随時買い取りが可能となるような支援制度を創設すること。住民や自治体からの要望を積極的に検討すること。
- ④保全地域の拡大や管理・活用に係る総合的な「保全・活用プラン」を策定しエリアごとの取り組みを具体化し、推進すること。自然保護に携わっているNPOや区市町村への支援を拡充すること。
- ⑤多摩森林の植林、間伐、広葉樹への植え替えなど、植生の回復と森林再生を促進すること。
- ⑥ナラ枯れの対策について、都内及び隣接県における被害状況の情報分析と共有を行うとともに、公共用地及び私有地の両方に関して、積極的な技術支援及び財政支援を講じること。

(2) ヒートアイランド対策

- ①都心部における公園と緑地や遊水池、河川など「クールスポット」の保全・拡大を進めること。
- ②臨海部では風の道確保のための建物を50m以下に抑えること。

(3) 都立公園・霊園の整備等

- ①都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げて、整備を促進すること。都立公園を増やし、面積を拡大するとともに、区市町村による公園整備への支援を強化すること。
- ②都立公園は、都民共有の財産であり、営利目的で活用するパークPFIの導入は行わないこと。明治公園、代々木公園、日比谷野外音楽堂についても見直すこと。
- ③都立公園、霊園の整備にあたっては、計画地内の既存の戦争遺跡や歴史的な建造物などをむやみに除却せず、専門家や地域と取り扱いを協議し、重要と判断するものについては保全をはかること。既存樹木の保全を原則とすること。

- ④都市公園、都立公園、霊園、街路樹の既存樹木の保全に全力を尽くすこと。伐採が必要となる場合について、都が伐採への基準を設け、都への申請と審査、承認の制度を新設すること。樹木の数を維持すること。都立公園の樹木や都道の街路樹など樹木の維持管理について基準をつくること。
- ⑤自然公園法に基づく特別地域などの指定を促進するとともに、自然公園内の開発行為の規制を強化すること。植生に合った整備をすること。
- ⑥都立霊園に樹木葬の墓地を増やすとともに、多様なニーズにこたえ、安価な墓地の提供を進めること。霊園、葬儀所施設使用料を引き下げること。
- ⑦火葬場の不足実態にあった整備を進めること。火葬料について受益者負担の算定方法を根本的に新ため、引き下げること。瑞江葬儀所は葬儀場として利用を拡大できるようにすること。
- ⑧都立動物園の整備を推進し、動物とふれあう機会を拡大するとともに、種の保存、繁殖促進などの機能を拡充すること。都立の動物園や水族園の入園料を引き上げないこと。
- ⑨現在停止している上野公園のモノレールは子ども・都民参加で親しまれるものにリニューアルすること。
- ⑩葛西臨海水族園の建て替えにあたっては、芝生広場の敷地内で建設し、既存建物を新施設と一体のものとして存続すること。PFI事業については中止し見直すこと。
- ⑪練馬城址公園の整備にあたっては、計画段階から多様な主体である都民、区民とともに進めること。一人当たり有効避難面積を維持し、防災機能を強化すること。
- ⑫専門性が高い学芸員を配置し、東京の動物、植物、鉱物の特色について、調査研究、資料収集、啓発、学習の拠点となる都立の自然史博物館を創設すること。

(4) 希少動植物、生態系の保護対策及び害獣・害虫対策の強化

- ①東京都レッドリストに指定されている希少種の保護を強化するため保全区域を定め、区域内の開発を規制すること。
- ②自然公園や都立公園をはじめ都内に生息する動植物を都民参加型で、情報収集蓄積し、その分析をもとに生物多様性に配慮した自然保護対策に取り組むこと。
- ③侵略的外来種であるナガエツルノゲイトウなど外来種の積極的防除を推進すること。
- ④森林被害の拡大を防ぐため、シカ、イノシシなどの対策を強化すること。ツキノワグマ緊急防除事業を都として支援強化すること。
- ⑤伊豆大島のキョンの駆除のために対策を拡充すること。大島町へのさらなる財政支援と、中長期的に島内に銃猟捕獲従事者の育成・確保を拡充すること。
- ⑥世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然保護を、強力に進めること。外来種対策を強化すること。

(5) 河川汚染防止対策の強化

- ①区市町村が実施する、河川・水路の浄化対策に対して、全額都が負担するとともに、技術的に抜本的に支援すること。
- ②東京湾および臨海部の水質浄化を促進し、富栄養化防止対策を強化すること。
- ③水辺環境の回復と拡大を推進し、地域の求めに応じてコンクリート護岸から清流に復元すること。
- ④奥多摩湖などの水質浄化を進めること。

(6) 環境アセスを強化し、大型開発の規制強化を

- ①複数の開発計画の提案義務や、様々な社会的影響など環境保全の観点から開発を評価できる「総合環境アセスメント制度」を実施すること。
- ②環境影響評価条例施行規則 51 条第 2 号が指定する地域では高層建築物の環境アセス対象が、高さ 180m 超か

つ延べ面積 15 万㎡と緩和されているが、これを廃止し、すべての地域で、高さ 100m 超かつ延べ 10 万㎡超に直すこと。事業段階アセスの手続きは、この緩和が行われる前の 2000 年の旧条例に準ずること。また、計画段階アセスの対象規模を 10 ㎡以上にすること。

- ③環境アセスの対象規模については条例化するとともに、評価項目に二酸化炭素等温暖化ガス排出量を加えること。
- ④環境アセス条例に、審議会への第三者の専門家の参加を可能とすることを明記すること。
- ⑤都内の自然公園、国定公園、都市計画公園等が開発区域に含まれるか近接する場合は、規模に関わらず、環境アセスメントの対象とできるようにすること。

65 アスベスト対策の強化、大気汚染などの公害対策

(1) アスベスト対策の強化

- ①解体・改修工事の際の事前調査・分析費用に対して都として助成を拡充すること。
- ②有資格者による事前調査の義務化に伴い、都として「建築物石綿含有建材調査者」や「一戸建て等石綿含有建材調査者」の講習受講への支援を行うこと。検査不正など悪質な事業者の取り締まりを強化すること。
- ③吹き付けアスベストや石綿含有建材（レベル1～レベル3）の適正な除去工事を進めていくために都として助成（都民向け・事業者向け）を抜本的に拡充すること。
- ④アスベスト廃棄物処理が適正にすすむよう、アスベスト廃棄物処理費用への助成制度を創設すること。
- ⑤アスベスト含有廃棄物については、埋め立て処分以外にアスベスト処分場の建設、また焼却場の建設などを検討すること。
- ⑥中皮腫などアスベスト被害による疾患の診断・治療の専門医の育成、および医療体制の充実を進めること。
- ⑦アスベスト被害者早期発見のため健康調査について都として助成制度を設けること。都としてアスベスト被害の実態調査を行い、被害者の掘り起こしを進めること。

(2) 大気汚染対策の強化

- ①都の大気汚染健康障害者医療費無料化制度は新規認定を再開し、全額助成で復活させること。国、自動車メーカー、および首都高速道路株式会社に対し、制度再開に必要な財源を追加拠出するよう、強力で働きかけること。
- ②国に対し、大気汚染公害患者に対する医療費救済制度を創設するとともに、道路沿道など汚染の激しい地域は現行の公害健康被害補償法なみの補償制度を創設するよう、強く働きかけること。
- ③一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局を抜本的に増設すること。また、増設・設置場所は実態を正確に表す場所になるよう総点検し、設置すること。上馬自動車排ガス測定局を早く再開すること。測定局が休止することのないよう対策を講じること。
- ④PM2.5は都内18か所全ての測定局で国の環境基準を達成したが、引き続きWHOによる指標の達成をめざすこと。
- ⑤大規模事業所へのEV車両の導入促進を強化すること。都心部へのディーゼル車、ガソリン車の流入、大型車の走行規制など総量規制をすすめること。
- ⑥歩道、植樹帯、環境施設帯、防音施設、低騒音舗装など、道路構造の改善を強化すること。
- ⑦高速道路、幹線道路沿道の住民の生活・健康などの総合調査を再開し、NO2測定運動への補助を復活すること。

- ⑧窒素酸化物、自動車排ガス、黄砂など光化学スモッグの発生防止対策を確立すること。光化学スモッグ発生時の自動車乗り入れ規制などの対策を実施すること。
- ⑨中小企業を支援して揮発性有機化合物VOCの排出を抑え、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明を進め、環境基準達成にむけて対策を講じること。

(3) 土壌・地下水汚染対策の強化

- ①調査メッシュの強化、地歴の遡及期限の延長など、汚染の見過ごしをなくすための措置を強化すること。また、小規模事業所が行う土壌汚染の調査、処理対策への援助を行うこと。調査などの費用に対する融資制度を創設すること。
- ②ダイオキシンや六価クロムなどの有害物質で汚染された土壌については、情報公開を行うとともに、恒久化処理による無害化、臭気対策を進めること。

(4) 騒音、振動、低周波音への対策の強化

- ①WHOの騒音についてのガイドラインなど、国際的到達点を研究調査し、環境規制行政に生かすこと。
- ②羽田新ルートをはじめ航空機騒音の実態を調査し、測定所の増設を図ること。新ルート下のすべての騒音測定について、環境基準を適用し、環境基準をこえている地域のみやかな防音対策を実施するとともに、都として航空機騒音による健康調査を行うこと。
- ③外環トンネル工事、リニア新幹線、高速道路および鉄道の騒音、振動、低周波音による住民の健康被害を防止する対策を強化すること。高速道路床全体の振動を抑える制振装置を設置すること。
- ④低周波音の健康への影響について調査・研究を進めるとともに、環境アセスメントでの影響調査に反映させるなど、対策を強化すること。

(5) 電磁波対策、「光害」対策の推進

- ①WHOの勧告をふまえて都独自にEUなみの電磁波に関する環境基準を早急に設定し、予防的考え方に基づいて磁界の強さについての安全指針をつくとともに、予防のための磁界測定などの対策をとるよう、政府に求めること。
- ②電磁波の健康への影響に関する研究・調査を進め、5Gなどの普及に伴う被害相談の窓口を充実させ、実態調査を行うこと。被害者が居住する近隣での通信アンテナ等を規制すること。
- ③公共施設、商業施設、大規模建築物、道路等における屋外照明や広告物などによる、「光害（ひかりがれい）」の防止対策を推進すること。プロジェクションマッピング等の使用を規制するガイドラインをつくること。

(6) 環境科学研究所の拡充

- ①環境科学研究所は、調査研究体制を拡充し、研究者の育成を強化すること。化学物質過敏症や香害の調査研究など、都民が抱える課題について積極的に研究するよう財政支援を拡充させること。

66 PFAS（有機フッ素化合物）汚染の対策強化

- ①PFAS汚染による曝露の実態や健康被害の影響を明らかにするため、住民の血液検査を行うこと。民間病院が検査機器を購入する場合や検査費用に都として財政支援を行うこと。
- ②PFASの汚染源を明らかにするため、都庁一丸となり水質調査や土壌調査を大規模・継続的に実施すること。

高濃度の場合には汚染除去対策を講じること。

- ③水道水源の井戸の調査で暫定指針値を超えている場合には、井戸からの取水を停止すること。浄水場に粒活性炭を設置すること。
- ④下水のPFAS排水基準を設けるよう国に求めること。
- ⑤区市町村が独自に実施する調査や汚染除去対策等に、都は財政支援を行うこと。
- ⑥都内米軍基地における有機フッ素化合物が含まれている泡消火薬剤の漏出や在庫状況、PFAS汚染水の流失事故などについて、すべての情報を公表すること。立ち入り調査を求めること。
- ⑦日米地位協定の環境補足協定では、漏出事故が「現に発生した場合」とされ、過去に発生した事故についての立ち入り調査が認められていない。過去の事故についても立ち入り調査ができるように見直しを国に求めること。

67 廃プラスチック、廃棄物対策の強化

(1) 廃プラスチック対策

- ①使い捨てプラスチック容器の使用抑制と回収を促進し、リユース、リサイクルを基本とした政策を進めること。
- ②不必要なプラスチック製品の発生抑制へ、生産者責任を明確にしたごみ減量計画を立て、進めること。
- ③都が掲げる「廃プラスチック焼却量を2030年度までに40%削減」（2017年度比）目標を達成するためのロードマップを作成すること。削減の達成率の調査を行うこと。
- ④区市町村による廃プラスチック分別収集を支援し、確実に実施すること。区市町村への製品プラスチック回収の支援を強化すること。回収をまだ始めている区市町村との意見交換を強化すること。
- ⑤河川、港湾など都の水域でプラスチックの流出量調査を、年間を通じて行い、水面清掃を強化すること。水再生センターでのマイクロプラスチックの流出量の調査を行うこと。
- ⑥海洋プラスチックによる環境汚染についての学習・教育、啓発活動や清掃活動など、区市町村での活動を支援すること。

(2) リサイクル・再資源化の推進

- ①パソコン、スマートフォン、ゲーム機等の小型家電製品の回収と資源化を推進するため、レアメタル回収プロジェクトを通年の事業として行うこと。
- ②コンポスト化の取り組みを拡大するために、都立施設への設備の設置、区市町村が実施する助成制度への財政支援を行うこと。商店街や大規模店舗などへの設備の設置を進めること。
- ③区市町村と連携し、事業系ごみの多種分別収集を促進すること。
- ④福祉施設等のごみ回収の費用の負担を軽減すること。中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための負担軽減を強化すること。

(3) 食品ロス削減の推進

- ①食品ロスをなくすため、発生抑制を最優先に、販売ルールの見直し、事業者支援を行うこと。
- ②区市町村や団体が取り組むフードバンクや子ども食堂などと連携し、防災備蓄食品の提供を進めること。
- ③事業系食品残渣の飼料化、肥料化、エネルギー化など資源化を推進する、区市町村、事業者などを支援すること。

(4) 産業廃棄物、建設残土対策

- ①産業廃棄物の不法投棄を許さず、近隣の37の自治体からなる「産廃スクラム37」で連携して対策を強化すること。都としても「産廃Gメン」の拡充、不法投棄、野焼きの監視と規制の体制を強化すること。
- ②ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理中小企業者等を対象に分析費用や処分費用の補助制度の拡充など、定める期間内での処分を確実に実施すること。
- ③建設廃棄物（建設廃材、建設泥土）の減量を促進するとともに、リサイクル施設整備や仕組みづくりを促進すること。
- ④盛土規制法では規定されていない、建設発生土の適正な管理の義務と責任、発生者責任を定めた条例を制定すること。建設発生土・廃棄物の発生源となる不要不急の大型開発を見直すこと。
- ⑤建設残土、河川、港湾のしゅんせつ土のリサイクルを徹底し、新海面処分場の減容と延命化を進めること。

(5) 災害廃棄物対策の強化

- ①震災とともに、近年多発している風水害も含め、災害が起きた際の廃棄物処理について、区市町村の計画策定を支援すること。また、広域的な処理体制などを検討、整備するための技術的財政的支援を行うこと。

〈18〉 都民が主人公の都市づくり・行財政運営に転換する

68 東京一極集中の是正、持続可能な都市づくりへの転換

(1) 持続可能な都市づくり、「成長管理」型の都市計画への転換

- ①巨大道路建設や大型開発推進の都市づくりを改め、都市としての成長をコントロールする「成長管理」型の都市計画、都市づくりへの転換を進める立場から、「都市づくりのグランドデザイン」及び「都市計画区域マスタープラン」は抜本的に見直すこと。
- ②自動車依存・自動車優先の都市づくりから、自動車の総量を減らす政策に転換すること。
- ③都市計画・開発計画への都民参加と情報公開を促進すること。その見地から都市計画審議会条例を改正すること。
- ④開発事業者への税の軽減、再開発事業の規制緩和、再開発事業組合に対する税の軽減などをすすめる国家戦略特区の廃止を国に求め、大型開発を呼び込む「国際金融都市・東京」構想を中止すること。

(2) 暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進

- ①「都市再生緊急整備地域」の指定を解除し、都民参加で土地利用計画を再検討すること。「都市再生特別地区」制度は廃止すること。
- ②住宅街や商店街、その地域の文化を破壊する市街地再開発事業は、抜本的に規制を強めること。
- ③「集約型の地域構造」を口実にした拠点開発はしないこと。
- ④まちの住環境や景観を守るため、景観規制や建築規制の緩和をやめ、強化すること。

⑤東京都選定歴史的建造物および景観上重要な歴史的建造物指定の制度を拡充し、財政措置を行うこと。

(3) 生活道路の整備促進、巨大道路をはじめとした道路計画の見直し

- ①首都高日本橋区間の地下化及びKK線地下の新京橋連結路計画についてはいったん立ち止まり、撤去も含め首都高環状線の在り方の検討を都民参加で行うこと。スカイコリドー計画は京橋三丁目プロジェクトなど巨大開発とセットの計画を見直すこと。
- ②住民合意のない特定整備路線、都市計画道路は中止すること。
- ③第4次優先整備路線については、中止をふくめた抜本的な見直しをすること。第五次事業化計画の策定は進めないこと。
- ④「第3次すいすいプラン」や、交差点の改良を進めること。改良整備にあたっては、関係住民の合意を前提にすること。
- ⑤生活道路の整備を促進すること。自動車優先ではなく、歩行者の安全・安心に配慮した「歩行者にやさしいみち・まちづくり」を推進すること。
- ⑥多摩地域をはじめとした、都道の歩道整備を促進すること。市町村道の整備のため、市町村土木補助を拡充すること。

(4) 外かく環状道路計画の中止

- ①外かく環状道路計画は中止し、陥没・空洞事故の被害者に対して徹底した補償を行うこと。その際、事業者の決めた地盤補修範囲・補償対象地域に限定せず、工事完了区間も含め広範囲に事故や工事の影響を調査し、補償対象に含めること。
- ②「地盤補修」工事による気泡漏出を受けて、周辺地盤に影響を及ぼしたことは明らかであり、気泡漏出のメカニズムや周辺地盤調査、河川への影響を調査し、データや専門家の見解などを逐一公開すること。
- ③工事による騒音・振動、低周波音と家屋被害・健康被害の因果関係を徹底究明すること。事業者から独立した第三者機関による検証を行うこと。
- ④外環「その2」の道路計画は中止すること。東名高速道路以南の計画化を推進しないこと。

(5) 都心上空を飛行する羽田新飛行ルートの中止

- ①羽田新飛行ルートの中止を国に求めること。新飛行ルートによる騒音、落下物について、地元区・住民と連携して詳細に調査すること。

(6) 東京ベイ eSG プロジェクト・築地まちづくりの撤回・見直し

- ①壮大な税金の無駄遣いを生み出し、大手開発事業者が利益を得るばかりで、気候危機対策にも逆行する「東京ベイ eSG プロジェクト」は撤回すること。
- ②築地まちづくりは大手開発事業者主導の計画を撤回し、あらためて住民、築地市場や場外関係者、専門家から広く意見を聞き、都心の貴重な大規模都有地にふさわしく、都の責任で方針を作成すること。その際、「浴恩園」の遺構は記録保存ではなく、できる限り保存すること。

(7) 神宮外苑まちづくりの中止

- ①環境影響評価審議会において、全樹木の活力度「事後調査報告書」ならびに樹木保全策「変更届」の徹底審議を求めること。また評価書の再審議の検討を求めること。
- ②ヘリテージアラートの指摘と、これにたいする事業者の見解には大きな隔たりがあるため、都として事業者と日本イコモスが直接対話の場を持つよう両者に要請すること。

- ③政治家やディベロッパーの関与など、計画の不透明な部分を全て都民に明らかにすること。
- ④神宮外苑再開発事業は都民、国民の納得を得られておらず、権利変換計画は認可しないこと。計画を中止し、大幅に見直すこと。
- ⑤銀杏並木の名勝指定に向けて積極的に取り組むこと。神宮外苑地区全体を文化財として指定し、その歴史、文化、緑地を維持発展させること。一部都立公園化も視野に明治神宮と話し合いの場を持つこと。
- ⑥都市計画公園の区域を開発の種地とする公園まちづくり制度は廃止すること。
- ⑦再開発等促進区を定める地区計画の適用は厳格に都市計画運用指針に従うこと。

69 過大な港湾整備・臨海開発の見直し、海岸保全施設の整備促進

(1) 東京港の脱炭素社会に向けた環境対策の強化と過大な港湾整備の見直し。

- ①過大な需要予測をもとにしたZ0～Z2バース建設は中止すること。港湾整備計画は、コンテナ貨物の東京港集中化から近隣諸国の港湾、京浜3港をはじめ国内の各港との連携、活用などへ転換すること。
- ②ふ頭周辺の交通渋滞の早期解決を図るため、荷主、船会社、運送会社など港湾関係者ととともに、背後地の確保、予約制でのゲート入場の対策等の現場で働く方々の声をよく聞き強化すること。
- ③化石燃料由来の水素に偏重した環境対策は見直すこと。
- ④湾岸地域における災害時対応マニュアルを作成し、防災船着場の整備を急ぐこと。

(2) 耐震改修などの促進

- ①ふ頭、ガントリークレーンなど施設の老朽化などの点検をおこない、更新、耐震改修を早急にすすめ、安全性を確保すること。
- ②内部護岸などの耐震化対策を急ぐこと。海岸保全施設の維持、管理は都の直営で行うこと。
- ③ヒアリなど人体や生態系に害を及ぼす特定外来種の対策を強化すること。

(3) 中小港湾業者の振興、港湾関係労働者の福祉厚生 of 充実

- ①中小港湾業者に対し、収益還元方式にもとづき埋立地貸付使用料の減額、水際加算金の軽減、長期・低利の融資を行うとともに、貸付地の権利金の分割納入を認めること。
- ②トラック待機場などに女性に配慮したトイレや多機能トイレを増やし、衛生管理を徹底すること。
- ③休憩所となる「みなとの駅（仮称）」の設置を港湾労働者の声を聞きながら具体化すること。

(4) 「東京ベイ e SG まちづくり戦略」の巨大開発構想の中止と都民参加のまちづくり

- ①IR・カジノ誘致検討を中止すること。
- ②大型クルーズ客船ターミナルの2バース編成はやめること。
- ③臨海副都心地域は、未利用地の活用については、IR・カジノなどや大企業による大規模開発ではなく、海辺の自然を生かし、都民合意で新たな活用策をつくること。
- ④臨海地域開発事業会計が所有する土地は、都民の公共の福祉や教育の充実などに積極的に活かすこと。

(5) 調布飛行場の見直し

- ①自家用機の離着陸および停留は中止すること。また、自家用機の大島空港などへの移転を進めること。
- ②調布飛行場の移設を急ぐこと。

70 都民施策優先の行財政運営への転換

(1) 不要不急の大型開発や税金の無駄づかいの見直し、公金の適正管理

- ① 巨大公共事業を抑制し、維持・更新、老朽化・耐震化対策、福祉施設等の整備に思い切って重点を移すこと。公共事業の計画段階から決定、実施の各段階にわたる住民参加の制度を整備すること。
- ② 福祉・暮らし・教育・防災・省エネ再エネなどにかかわる生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実とともに、中小業者の仕事確保、雇用拡大につながるようにすること。
- ③ 都債は戦略的に発行し、借金返済の負担を軽減すること。リスクが高い外貨建て都債の発行はやめること。
- ④ 都が負担する必要のない国直轄事業負担金などの支出をやめること。
- ⑤ 海外出張をはじめ、知事および都幹部の出張は、条例に基づいた支出とすること。
- ⑥ 「GovTeck (ガブテック) 東京」が、都の職員との給与の差もつけ、公共調達も推進するという方針はみなおすこと。
- ⑦ スタートアップ企業（短期間に急速に成長し、社会にインパクトをもたらす。投資により資金を調達し、長く継続することを目的としていない）の支援に偏重せず、中小企業が持続できるよう支援を抜本的に強化すること。

(2) 都民施策拡充のための歳入確保の推進

- ① 法人事業税の超過不均一課税を1.2倍の制限税率限度額まで引き上げることをはじめ、都としてできる大企業課税を行い、大企業に応分の負担を求めること。
- ② 在日米軍に対する自動車税の減額や個人住民税などの非課税措置をやめること。
- ③ 償却資産にかかわる固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと。
- ④ 宗教学者の固定資産税等における非課税調査は、「専らその本来の用に供する」という法律の趣旨に基づくものかを調査するとともに、政治活動や選挙活動の施設利用についても実態調査を行うこと。

(3) 税財政制度について、国に対し以下の事項を要望すること

- ① 消費税は廃止をめざし緊急に5%に減税すること。
- ② フリーランスや個人事業主、ひとり親方の廃業に直結する、インボイス（適格請求書）制度は廃止すること。
- ③ 大企業に対する法人税減税を中止し、大企業優遇税制を抜本的に見直すこと。金融所得課税の見直しを行うこと。
- ④ 膨大な昼間人口にともなう行政需要等に見合う地方交付税などの財政措置を、東京都に対して実施すること。また、地方自治体への税源移譲を進めること。
- ⑤ 小規模な事業者の支援のため、償却資産にかかわる固定資産税の申告期限、賦課期日、資産区分を見直すこと。

(4) 都立施設の拡充、「構造改革」路線からの転換

- ① 都立施設の廃止・民間移譲や独法化、PFI制度、指定管理者制度の導入はやめ、必要な施設の新築、増設、改築等を進めること。
- ② 都の「主要施設の10カ年維持更新計画」は、都民施策にかかわる福祉、教育などの施設の維持更新を最優先にすること。環境負荷の低減の視点を持ち、大型施設は長寿命化を進めるなど維持更新にかかる経費を大幅に軽減すること。

③土地信託の契約延長・信託権の売却はやめ、貴重な公有地は都民のために使うこと。

(5) 入札契約制度の改善、公契約条例の制定

- ①都として公契約条例を制定し、労働基準法と労働関係法の遵守、労働者の賃金・待遇、請負契約の適正化、事業者の育成等を進めること。
- ②総合評価制度の運用にあたっては、企業規模や受注実績だけではなく、防災、気候危機への対応、女性の登用、雇用確保、法令順守、消防、交通安全、地域社会への貢献などを重視し、総合的に評価すること。都発注工事において「週休二日制確保試行工事」「若手育成モデル工事」「女性活躍モデル工事」のとりくみを強化すること。
- ③契約・発注にあたって、中小業者の範囲を資本金1億円以下、従業員100人以下として、配慮すること。
- ④委託契約における、安定性、継続性、連続性、専門性を担保するために、総合評価方式の拡大を行うこと。また、単年度契約ではなく複数年度契約もあわせて検討すること。都民向けの相談委託業務についても入札方法を改善すること。
- ⑤都の公契約において、障害者雇用を進めている事業者への優先発注を広げること。障害者支援事業所との随意契約を増やすこと。
- ⑥発注者の責務を明確にするため、フォローアップ調査の具体化を行うこと。入札不調対策として、積算の適正化とスライド条項適用の拡充を図ること。
- ⑦中小業者、下請け業者に痛みをおしつける低入札をなくす対策を講じること。
- ⑧談合による不公正な入札・契約を一掃するため、指名停止期間の延長、談合業者の排除など防止対策を抜本的に強化すること。
- ⑨都が発注する軽易な修繕工事など小規模工事の受注機会を積極的に提供する、小規模工事等契約希望者登録制度を実施すること。

(6) 都民サービス充実にむけた職員体制・組織の強化

- ①総定数抑制・公務員削減の方針をやめ、福祉、医療、教育、消防をはじめ、都民サービス拡充のために必要な正規職員を増やすこと。専門職や技術職の仕事の専門性が継承できるよう、計画的に採用・育成すること。
- ②都職員の長時間労働をなくし、残業時間を減らすこと。残業代の不払い、サービス残業を根絶すること。また、連続した休暇が取得できるようにすること。
- ③常に仕事のある都職員は、会計年度任用職員ではなく、正規職員で雇用すること。高い専門性を持つ職員の処遇改善に努めること。都の会計年度任用職員の給与や休暇制度など待遇を抜本的に改善すること。
- ④東京都、都教委、都の公営企業、政策連携団体、事業協力団体は、法定雇用率を守ることはもとより、障害者の雇用を拡大すること。パーキンソン病など障害者手帳をもたない障害者の雇用を拡充すること。
- ⑤都庁で知的障害者をはじめ、障害の特性に応じた職場を積極的に創出し、それに合わせて配慮された採用試験を行うこと。
- ⑥Ⅲ類選考における合理的配慮を充実させること。
- ⑦都庁でのチャレンジ雇用をすべての障害に対象範囲をひろげ、対象者を大幅に増やすとともに、雇用期間の延長、正規雇用につなげるなど拡充すること。
- ⑧都の政策連携団体、事業協力団体、指定管理者制度に基づく委託先、都が発注した工事や委託事業にかかわる契約先における非正規労働者の正規化と待遇改善を促進すること。
- ⑨区市町村の就労支援センターについて、精神保健福祉士の配置など人員の拡充や障害福祉サービスとの連携強化などが進むよう支援を行うこと。
- ⑩分身ロボットや意思伝達システムを活用した重度障害者の就労支援を行うこと。

- ⑪住宅局や防災局、ジェンダー平等推進局、学生・若者の専管組織を創設すること。
- ⑫総務局人権部の同和担当の2人の課長体制を改め、幅広い人権問題に対応できる体制に見直すこと。
- ⑬公務の公正性の確保のため、デジタルサービス局における任期付職員を、デジタルシフト推進担当課長、担当部長への配置はやめること。企業に籍を置いたまま公務員としての仕事をする、身分併有型任期付職員の採用はおこなわないこと。

(7) 特別区財政基盤の強化

- ①都区財政調整について、特別区の要望にこたえた需要算定を行うこと。

(8) 都民参加、情報公開、民主的行政の推進

- ①自治事務である個人情報の保護について、東京都の制度を後退させないよう、とりくむこと。
- ②パブリックコメント制度を実効性あるものにし、実施対象の拡大、期間の延長、よせられたコメントの公開の拡大・早期化など、拡充・改善を進めること。
- ③事業の計画・実施過程において住民参加による「協議機関」を設けるなど、都民意見、都民合意形成のシステムをつくること。
- ④行政の監視、不正の摘発など権限を持った「行政監視員（オンブズマン）制度」を新設すること。
- ⑤都のすべての行政委員会、審議会、懇談会などの選任にあたっては、青年枠や公募委員を加えるなど都民参加を徹底し、原則公開をつらぬくこと。
- ⑥都の政策連携団体及び事業協力団体、開発型第三セクターなどの情報公開を進め、組織と運営の透明性を高めるとともに、公益性・効率性の立場から抜本的に見直すこと。評議員会の傍聴や議事録の公開を進めること。
- ⑦都民の知る権利を保障するため、開示請求は原則開示し黒塗り・白塗りなど非開示は最小限にとどめること。請求があつてから短期間の開示に努め、14日以内の開示を厳格に実行し、むやみな延長は行わないこと。非開示や延長の実績を検証し対応策を検討すること。DXを活用した情報公開をすすめること。
- ⑧住民監査請求は住民の直接参政の手段であり、その意義を果たすため都として最大限の努力を行うこと。
- ⑨知事や局長が設置する有識者会議は、地方自治法に基づく附属機関と区別し、あくまでも意見交換の場とし、意思決定などは行わないこと。

〈19〉 平和・非核の東京への取り組みを進める

71 米軍基地の強化反対、撤去の推進

- (1) 米軍横田基地のオスプレイの撤去および特殊作戦部隊の撤退、基地機能強化に反対を
- ①横田基地のCV22 オスプレイの撤去および特殊作戦部隊の撤退を日米両政府に強く求めること。
- ②オスプレイの飛行訓練の中止を要求すること。国にオスプレイの飛行調査を再開するよう求めるとともに、

都としても関係自治体との連携で周辺住民の聞き取りもふくむ、オスプレイの飛行高度、飛行範囲や訓練頻度、騒音などの訓練実態及び住民影響の調査を独自でおこない、公表すること。

- ③2023年11月29日、屋久島沖で起きたCV22 オスプレイ墜落・死亡事故について、米軍に墜落した機体を日本側に引き渡すよう求め、原因究明に都も参加すること。これまでのハード・クラッチ・エンゲージメントや繰り返される緊急着陸について、トラブルの詳細の公表を米軍に求めること。
- ④横田基地及び周辺の超法規的な低空飛行、パラシュート降下訓練、物資投下訓練、深夜早朝の訓練、住宅そばでのホバリング訓練等をやめるよう求めること。

(2) 米軍ヘリの都心低空飛行の中止

- ①米軍ヘリの都心低空飛行について米軍に強く抗議し、中止を求めること。
- ②都庁のカメラも使用して独自に飛行実態を調査し、公表すること。

(3) 基地の危険と騒音から、都民の生命・生活・環境を守る

- ①全国知事会が全会一致で決定した、日米地位協定の抜本の見直しなどを求める「米軍基地負担に関する提言」を実現するため、都として行動計画を策定し、知事を先頭に実行すること。
- ②横田基地周辺の土地利用制限を定めた「クリアゾーン」「APZゾーン」の区域を米軍に明らかにさせるとともに、当該区域内の住宅、医療・福祉・教育施設、集会施設、公共施設、商業地区等の配置の実態を国とともに把握すること。
- ③自衛隊立川駐屯地のヘリコプター等が、防衛施設局と立川市との協定に定められた高度、ルート、時間帯などを遵守するようにさせること。市街地上空でホバリングなどの訓練を実施させないこと。陸上自衛隊のオスプレイ飛来は中止すること。
- ④米軍機事故や、米兵およびその家族等による飲酒交通事故、犯罪などの根絶にむけ、実態を明らかにし、実効ある対策を求めること。
- ⑤住宅の防音工事対象となっている工事を早期に完了し、区域指定告示以降の新築住宅すべてを助成対象とすること。また対象区域を拡大すること。

(4) 米軍基地の全面返還・基地跡地の利用計画を

- ①横田基地はもちろん、赤坂プレスセンター、多摩サービス補助施設など、都内7カ所の米軍基地すべてについて、整理・縮小・返還を、国と米軍に強力に求めること。
- ②横田基地の固定化につながる「軍民共用化」の推進は中止すること。米軍の管制下におかれ日本の空の安全を脅かしている横田空域の返還を国と米軍に強く求めること。
- ③基地跡地の平和利用計画を住民参加でつくること。そのため米軍基地関連自治体、学識経験者、住民代表等をふくむ協議機関を設置すること。都として住民要求調査に取り組むこと。
- ④米軍に不法占拠されている都立青山公園敷地は、即時返還を求めること。
- ⑤都の防災訓練に自衛隊のオスプレイや米軍の参加を要請しないこと。

(5) 憲法違反の敵基地攻撃能力や安保法制反対の取り組み

- ①敵基地攻撃能力の保有に反対し、政府に閣議決定の撤回を強く求めること。
- ②安保法制の廃止、同法制にもとづく自衛隊の海外派遣を行わないよう政府に求めること。

7 2 平和の発信と核廃絶・被爆者援護の推進

(1) 世界平和にむけた発信と平和行政の推進

- ①ガザ地区におけるイスラエルによる国際法、国際人道法違反の無差別な殺傷ジェノサイドに対し、首都東京の知事として直ちに停戦を求め、世界に発信すること。
- ②東京都の平和事業の窓口を一本化して、総合的に推進する部署を設置するとともに、「東京都平和の日条例」「都民平和アピール」を土台に、平和に関係する事業を担当する部署の連携を強化すること。

(2) 「東京都平和祈念館」の建設と平和の日記念行事の充実

- ①戦災犠牲者はじめ遺族、関係者の悲願であり、78年前の戦争の惨禍を後世に伝える「東京都平和祈念館（仮称）」建設に踏み出すこと。その準備のための調査予算を計上すること。
- ②戦災資料のデジタル化や、証言ビデオのデジタル化と公開の了承を得る作業は、早期公開をめざして推進すること。ホームページへの掲載や現物も含めた一般公開を行うとともに、民間団体の平和展などで活用できるようにすること。そのために学芸員を増員すること。
- ③「広報東京都」の一面を全面使い、東京都平和の日の意義に関する記事とすること。
- ④「東京都平和の日」記念行事企画検討委員会の学識経験者や都民委員を増やし、傍聴席を拡大すること。
- ⑤記念行事は「都民平和アピール」の趣旨にもとづき充実させること。
- ⑥記念式典のプログラムは、平和への決意を確認できる内容に拡充すること。「空襲体験を語る」という項目を設け、体験者や遺族のお話を増やす、若い人の平和への決意の発表、平和への理解を深めるシンポジウムなどを実施すること。
- ⑦記念式典は、希望者が誰でも参加できるようにし、広い会場で行うこと。そのために広く広報すること。
- ⑧都立横網町公園内に東京空襲で犠牲となった多数の名前の分からない人、名前のわかる人の遺骨の仮置き場がある旨の案内を「広報東京都」などで速やかにおこなうこと。
- ⑨東京都慰霊堂に犠牲者が仮置きされてきたことを広く都民に周知し、希望者は参拝可能とし周知すること。
- ⑩「3月10日は東京都平和の日」の垂れ幕を、都庁や都立施設、都内の区市町村の施設に掲示すること。「東京都平和の日」記念行事報告書の発行部数を増やし、区市町村立図書館などに配布すること。
- ⑪東京空襲犠牲者名簿搭載への呼びかけを強化するとともに、必要な手続きをとり名簿を公開すること。
- ⑫都立図書館で東京空襲に関する戦争体験記や記録などの資料を収集し、平和コーナーの設置、ホームページの目立つ場所への掲載など、すぐに探せて閲覧できるようにすること。
- ⑬硫黄島の遺骨収集を促進すること。小笠原村に硫黄島連絡所・宿泊所の建設をすすめるなど、旧島民・遺族・遺骨収集団などの硫黄島への往来を積極的に支援すること。

(3) 核兵器の廃絶と非核平和都市宣言

- ①2021年1月に発効した核兵器禁止条約は、その後も署名国・批准国が増え、2023年12月までに93か国が署名、批准は69か国・地域にのぼる。日本は唯一の戦争被爆国として署名・批准するよう国に求めること。
- ②都として「非核平和都市宣言」を行い、平和を世界に発信すること。
- ③東京都として被爆の記憶を継承するため、資料、証言などの収集・保存・活用を進める事業を行うこと。

(4) 被爆者援護の充実

- ①高齢被爆者を対象にした相談事業の水準が保たれるよう、委託費を減額せず予算化すること。
- ②被爆者健康診断および被爆二世の健康診断の項目に甲状腺機能に関する検査、血中カルシウム検査、善玉・悪玉コレステロール、中性脂肪、腹部超音波検査を追加すること。
- ③被爆者のがん検診について、胃内視鏡検査を行う医療機関を増やすとともに、乳がん検診、子宮がん検診を受けられる場所を各区市に1か所以上に増やすこと。
- ④被爆二世の健康診断を、1年を通じて受けられるようにすること。
- ⑤被爆二世の医療費助成は対象疾患を増やすとともに、病状が固定している場合は更新を不要にすること。

〈20〉多摩格差の解消、島しょ振興を都政の重要課題に位置づけて推進する

7 3 多摩格差解消の取り組み、市町村の財政基盤を強化する

(1) 多摩地域における「格差」を明確にし、解消のための支援を強化する

- ①多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。
「多摩振興条例」(仮称)を制定すること。
- ②総合的財政補完である市町村総合交付金を大幅に増額・拡充すること。政策連携枠を見直し、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。
- ③区市町村振興基金を増額し、貸付利子の減免、低利貸付の対象拡大、借換え制度の条件緩和を図ること。また、繰越制度等実情に見合った措置を講じること。特別利率の適用対象に新たに「公共施設再配置事業」を加えること。
- ④市町村国民健康保険の健全化と保険料(税)の引き下げのため、財政支援を抜本的に拡充すること。
- ⑤23区と多摩地域の行政サービスや施設の状況など、都として実態を調査し、改善のため支援をすること。

(2) 救急医療の充実など、多摩地域の保健・医療体制の強化を進める

- ①都の保健所を増設・拡充すること。市移管された保健所への継続的な支援を行うこと。保健所が所管する自治体との連携を強化すること。
- ②多摩地域へのNICU増設を強力に推進し、人口あたりのNICU病床数の区部との格差解消を重要課題として位置づけて進めること。病院不足地域に都立・公立の小児病院を整備するなど、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。
- ③多摩北部医療センターの改築にあたっては、NICUや産科の設置をはじめ、地域住民の要望を聞いて診療科目を充実させること。
- ④救急搬送時間の短縮にむけ、救急隊の増隊及び機動的運用を実施すること。地域に対応した高規格救急車の導入をはじめ、救急体制の充実を図ること。多摩西部地域等で搬送距離が長い地域には、特別の対策を実施すること。

- ⑤小児二次救急医療体制のいっそうの拡充を図ること。
- ⑥公立病院運営事業補助制度、および施設整備事業に対する補助制度を拡充すること。
- ⑦多摩地域に回復期リハビリテーション病棟を併設した、リハビリテーション病院を整備すること。
- ⑧東京医師アカデミーや地域医療支援ドクター制度をさらに充実させ、多摩地域における公立病院の医師確保への支援を充実すること。
- ⑨検案医の確保及び配備体制等の充実を図るために、政令改正を国に求めるとともに、人的配置、財政支援等の措置を進めること。

(3) 多摩地域でのDV相談体制の充実を

- ①区市町村における配偶者暴力相談支援センターは、都内17区の設置にとどまっており、多摩地域には設置自治体がない。身近な場所での継続的な相談・カウンセリング、手続きの一元化、同行支援をワンストップで行えるよう配偶者暴力相談支援センターの設置を促進すること。

(4) 多摩地域の子育て支援や福祉を拡充する

- ①23区では18歳までの子どもの医療費が完全無料化されたが、財政的に厳しい市町村では所得制限や窓口負担が残るところもある。子どもの医療費については都の責任でどこの地域も格差無く無料にすること。
- ②多摩地域に児童相談所を増設すること。地理的な条件も考慮に入れ、児童相談所の職員の増員と機能の拡充を図ること。子ども家庭支援センター事業への補助制度を拡充すること。
- ③私立幼稚園児保護者負担軽減事業は実態を踏まえ、補助制度を見直し、新たな市助成負担が生じないようにすること。私立幼稚園入園費補助を行うこと。
- ④発達障害者支援センター、盲ろう者支援センター、聴覚障害者情報提供施設、難病相談・支援センターを多摩地域に設置すること。
- ⑤コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援など、市町村が実施する地域生活支援事業に対する財政措置を拡充すること。
- ⑥都立心身障害者福祉センター、障害者口腔保健センター等を多摩地域に整備すること。
- ⑦民間バスや多摩都市モノレールで都営交通無料乗車券、精神障害者交通乗車証が使えるようにすること。

(5) 震災・豪雨・土砂災害などの防災対策を拡充する

- ①多摩地域の丘陵地の造成対策、および急傾斜地など崩壊危険箇所、がけ地の対策については、緑を保全しつつ防止対策の技術支援、財政支援を行うこと。
- ②都が管理する多摩地域の中小河川の水害防止のための予算を抜本的に拡充し、しゅんせつや樹木伐採の計画的実施、雨水浸透施設の整備、雨水浸透ますの補助金の拡充、堤防整備など、都市型水害対策を抜本的に強化すること。
- ③消防署の一市一署体制配備の確立と支所・出張所の増設を推進し、建設用地を都費により取得すること。
- ④消防団や自主防災組織が使用する備品や施設等に対し、各自治体の要望に即した財政措置などの支援を拡充すること。

(6) 教育・文化・スポーツの充実した多摩地域に

- ①多摩地域でも学校給食費の無償化できるよう都が財政的支援を行うこと。また、中学校で全員に自校方式給食を実施できるよう、都の支援を行うこと。
- ②多摩教育センターの教育相談事業を拡充すること。
- ③就学相談、機能回復訓練、教職員の研修などの機能を備えた心身障害児教育センターを多摩地域に整備する

こと。

- ④都立の社会教育施設（美術館、自然史博物館、文化会館など）を多摩地域に整備すること。また文化・スポーツに親しむ環境整備や振興に取り組む市町村への財政支援を強化すること。
- ⑤23区と比べて遅れている多摩地域での学校体育館へのエアコン設置について、都の補助率を3分の2に戻し、来年度以降も継続すること。特別教室へのエアコン設置補助も継続すること。

(7) みんなが生きいき働ける多摩地域へ、雇用就業対策を拡充する

- ①多摩地域の職業能力開発センターを拡充すること。
- ②しごとセンター多摩からの市町村への就職アドバイザー派遣等により、市町村としごとセンター多摩の連携強化を支援すること。
- ③新規学卒者の支援をはじめ、市町村が実施する雇用就業支援事業に対する、きめ細かい財政支援を実施すること。
- ④自治体職員、教職員の婦人科検診は23区では100%実施されているが、多摩地域では自治体職員47%、教職員0%である。格差なく婦人科検診を実施できるよう、都として財政的支援を行うこと。

(8) 中小企業・商店街への支援を強化し元気な多摩地域へ

- ①多摩地域の中小企業の集積を守り、発展させる対策を強化すること。多摩テクノプラザの運営費予算を増額し、機能を拡充するとともに、多摩地域に複数のランチを設置すること。

(9) 多摩地域のゆたかな緑と自然を守る

- ①多摩地域に残されている谷戸・湧水・雑木林などが一体となり、多様な生物が生息できる自然環境の保全対策を強化すること。
- ②里山など保全地域指定をすすめる、多摩地域に残された緑地を保全すること。特別緑地保全地区指定を拡大し、指定補助金の一市町一地区という制限を撤廃し、恒久的な制度として財源措置を講ずること。
- ③開発の対象にされている都立自然公園を緑地保全地区に指定し、公有化を進めること。
- ④オオタカを希少種として再指定するよう、国に求めること。トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなど絶滅が危惧される希少動物を保護し、生息地域を守ること。
- ⑤残堀川、野川、空堀川、黒目川等、都が管理する一級河川の清流の復活や水量の確保等を推進すること。

(10) 日常生活の移動が便利な多摩地域へ、地域交通・公共交通の整備を進める

- ①市町村による「地域公共交通計画」の策定、および交通不便地域などの地域交通整備の取り組みに対し、財政的・人的支援を行うこと。
- ②バス路線の維持・拡大にむけた支援を強化すること。バス専用レーンやバス優先信号帯の設置などの整備を促進すること。多摩地域の都バス路線を増やすこと。
- ③23区にくらべ遅れている多摩地域の歩道整備を大幅に促進することや歩車分離信号機増設など、交通安全対策を強化すること。
- ④多摩地域の都道の無電柱化を推進するとともに、市町村道の無電柱化への支援策を拡充すること。

(11) 市民参加で多摩地域のまちづくりを進める

- ①多摩ニュータウンをはじめとした「団地再生」は、市民参加で進めること。UR、公社住宅、都営住宅等の団地を「地域包括ケアのモデル地域」として再生させる、「福祉型団地再生」を進めること。
- ②多摩地域における超高層ビル・マンションの建設を抑制する対策を講ずること。

7 4 島しょ振興へ強力な支援を

(1) 島しょ振興計画の実施にともなう財政支援

- ①市町村総合交付金については、島しょ地域の特性にもとづき配分を増額すること。
- ②水道整備補助の補助率の引き上げ、補助枠を拡大すること。
- ③浄水場整備に「膜濾過方式」を採用すると多額の整備費と維持費が発生するため、将来的に財政的に厳しい伊豆諸島の簡易水道を都営にする検討を行うこと。
- ④高校のない小離島では、島外の高校に進学するしかなく、そのための生活費は大きな負担になっている。小離島で実施されている奨学金制度の返済額を給付制度とするよう財政支援策を講じること。
- ⑤急激な物価や燃費の高騰に対し、島しょ地域の特性を踏まえた抜本的な支援を行うこと。とりわけ、ガソリン、灯油、軽油など燃油の補助を東京都として行うこと。

(2) 地震・津波、火山、風水害をはじめとした防災対策の充実

- ①南海トラフ地震、東海地震などによる避難施設の整備などハード、ソフト両面での対策を抜本的に強化し、財政など支援を強めること。
- ②すべての島に地震計、震度計をきめ細かく配置するなど、地震・津波の予知・観測体制を抜本的に強化すること。また、津波情報伝達の自動化を図ること。
- ③群発地震をはじめ、島しょ地域の地震の研究を進め、対策を協議する機関を設置すること。
- ④機器の充実や専門の人員の配置などを図り、火山活動の常時監視体制を構築すること。
- ⑤人家のある危険な場所の堆積土のかさ上げなど土砂災害対策の強化とともに、島しょ地域に集中豪雨防災対策用レーダー雨量計を設置すること。
- ⑥災害時の障害者などが避難する福祉避難施設は、一般避難所とは別に設けるよう、対応方針に入れ、整備への支援を行うこと。

(3) 生活環境整備の促進

- ①島しょ地域におけるバスの生活路線運行費補助を創設すること。公営バス事業の赤字解消のために財政補助等の支援を行うこと。
- ②島しょ地域に都営住宅の建設や移住者向けの住宅の整備を行うこと。
- ③島しょ地域の管理型最終処分場の整備事業等については、自然環境への影響の防止対策を強化するとともに、財政援助を行うこと。水道水源の安全性を確認する水質水文地質基礎調査を行うこと。
- ④愛らんどシャトルのチャーター便についても、島民割引制度の適用を図ること。
- ⑤プラスチックごみや流木など海岸漂着物の撤去・処理については財政的支援を含めた必要な支援を行うこと。
- ⑥脱塩浄水場、原水施設の維持管理に補助を行うこと。
- ⑦利島村に対し、ごみ焼却場建設の支援を行うこと。
- ⑧八丈町のアシジロヒラフシアリの駆除対策を強化すること。

(4) 港湾・空港・道路などの整備促進

- ①島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え、一般食品、特産品、石油・ガソリン等の生活物資、大型の介護用品も補助対象品目に拡大すること。また、古紙、家電リサイクル、廃タイヤ等の廃棄物についても補助項目とすること。

- ②本土および島間定期航路の充実・整備を図るとともに、都独自に助成を行うこと。定期連絡船の老朽化による補修や新造船に対し、都としても補助を行うこと。また、航路の欠損額への補助についての国の全国一律単価方式については、人件費、離島の距離を考慮するなど見直しを求めること。
- ③式根島野伏港の船客待合室の建て替え場所が岸壁よりで波を受けるため、消波ブロック等の対策を行うこと。
- ④新島村の若郷漁港、海岸保全事業のなかで、台風等により集落に海水雨が降ったり、大波が陸地に押し寄せて、家屋まで浸水するケースも出ており、対策をとること。また、港内の静穏域を確保すること。
- ⑤八丈島・羽田間の全日空路線の現行3便体制については、運賃の低廉化と便数確保のために取り組んでいる八丈町に全面的な支援を行うこと。
- ⑥御蔵島港、青ヶ島港の就航率向上のため、整備を促進すること。
- ⑦利島港の西側棧橋の拡張など強度の確保を行う改修工事を迅速に進めること。老朽化している利島港船舶待合所の整備を行うこと。

(5) 介護・医療体制の確保と福祉の充実

- ①公立医療機関の運営費、整備費への財政支援を拡充すること。
- ②八丈町立病院は公立病院として存続できるよう、都としても支援を行うこと。
- ③医師給与費補助の引き上げと看護師等医療職員の給与費への補助を行うこと。
- ④医師・看護師・保健師の確保を強化するとともに、救急医療事業に対する補助制度を拡充すること。
- ⑤各種検診、健康診査を充実・強化すること。島しょ地域における巡回保健指導・相談を充実させること。
- ⑥島しょ住民の島外診療にともなう交通費・宿泊費の負担の軽減化を図るため、補助を行うこと。付添人に対しても同様の補助を行うこと。本州の医療機関で出産した島民が1か月健診までの間、本土に滞在できるよう支援を行うこと。
- ⑦予防接種費への補助を拡充するとともに、予防接種医師の派遣を充実すること。
- ⑧へき地専門医療確保事業について、眼科や耳鼻咽喉科など、患者が多い診療科については複数の医師、看護師を確保し、必要な回数が行われるよう、補助の限度額を大幅に引き上げるなど事業の拡充を行うこと。
- ⑨救急ヘリコプター用の医師の緊急同乗派遣体制を確立すること。
- ⑩独法化した広尾病院は、都立直営に戻し、島しょ地域を支える行政的医療の拡充を行うこと。病院の宿泊施設を増設するとともに、利用しやすくすること。
- ⑪ヘリで搬送した際に使用した担架やストレッチャーなどの返送に係る患者の費用負担をなくすこと。
- ⑫島外で長期入院している寝たきり患者がたらいまわしにならないよう、受け入れ施設のない島の現状を踏まえた対策を講じること。受け入れ施設の斡旋についても努力すること。
- ⑬人工透析治療について、すでに導入している町村医療機関への専門医の派遣、新たな導入に向けた町村への支援、導入できない村で島外治療を受けている患者への生活支援などの具体化を図ること。高齢化している透析患者の送迎への補助を行うこと。
- ⑭物価が都内とくらべても高い状況をふまえ、生活保護費を少なくとも都内並みに増額できるよう措置を行うこと。
- ⑮特別養護老人ホームやショートステイなどの高齢者介護福祉施設の設置を促進すること。介護人材の確保を都としても支援すること。
- ⑯心身障害者障害判定医の島しょ地区派遣及び巡回相談の年1回実施を確立すること。
- ⑰家族の介護等で帰島する人にも、船舶や航空機の島民割引を適用すること。
- ⑱老朽化した三宅村の特別養護老人ホームの建替え等への補助を行うこと。

(6) 教育条件の整備・充実

- ①大島海洋国際高校のトイレの洋式化と改修を早急に進め、他の施設について老朽部分を改修すること。
- ②都立高校の寄宿舎の専任舎監や養護教諭、学校司書をはじめとする教職員の増配置を図ること。
- ③小学校の英語をはじめとする専科の配置、中学校の1教科1担任制の確立、養護教諭や事務職員の全校配置など定数増を行うこと。
- ④高校のない島における高校進学への奨学金など修学支援を強化すること。
- ⑤小学校、中学校、高校の部活動等の遠征に対する助成を拡充・強化すること。都内遠征にあたって、低料金で利用できる宿泊施設を確保すること。遠征について、引率教員の旅費を都大会以外でも支給すること。
- ⑥島しょの実情に即した特別支援学級の設置と特別支援学級の教員配置の充実を図ること。特別支援教育のためのサポート教員や、施設整備への補助を行うこと。
- ⑦都立大島高校に特別支援学校の分校または分教室を設置し、すべての子どもたちの学びの場を確保すること。
- ⑧島しょにおける物価・燃料費高騰に対応し、へき地手当の引き上げや支給率の限度額撤廃を行うこと。
- ⑨老朽化した教職員住宅の早急な改修・整備を行い、土地の確保や造成についても財政支援をすること。

(7) 農林業振興対策の充実

- ①島しょ地域の特産物の販路をひろげ、農業振興のため、都の広報やテレビでの紹介を強化すること。都施設での活用・販売などを促進すること。
- ②試験・研究機関をいっそう充実させるとともに、花き振興のための「花の品種改良増殖研究施設」を設置し援助すること。
- ③花きなどの生産・運搬に必要なビニール・パイプ、段ボールなどの船舶貨物運賃に対し補助すること。
- ④農業用機械器具、およびネットハウス施設整備に対し助成を行うこと。
- ⑤農・漁業などの近代化資金は、金利を引き下げるとともに、低金利資金への借り換えを容易にすること。
- ⑥森林および椿林等の害虫駆除の助成措置をとること。エダシヤク類、カシノナガキクイムシ、マイマイガ等の防除対策を強化すること。また、野生の猿、鹿、キョン、ヤギ、リス、キジ、野ねずみなどの獣害による被害対策を強化すること。
- ⑦椿樹の優良苗木の育成と植栽のための支援策を講じること。椿林の整備・維持管理のための財政支援を行うこと。
- ⑧八丈島の園芸農家が利用する、船用のロベレニーの切葉・大型鉢物の搬出に使用する老朽化したコンテナを更新すること。
- ⑨農林業の後継者育成支援のため、町村の事業への上乗せを行うとともに、都として新規就農者へ生活支援金等の支給を行うこと。

(8) 水産業振興対策の充実

- ①漁業経営を守るために、経営改善資金、漁船建造資金、不漁対策資金などの利子補給を行う沖合漁業育成対策事業を継続すること。また、漁業共済制度の掛け金の補助を行うこと。
- ②漁業用機械器具施設、漁網等購入に対し助成を行うこと。
- ③栽培漁業センターの充実を推進し、養殖場、稚貝・稚魚の放流、も場の回復等、栽培・管理型漁業の育成へ助成を強化すること。新島村・式根島養殖場のシマアジの養殖事業と真鯛の種苗生産事業に対し、「育てる漁業」の一環として支援を行うこと。また老朽化した養殖管理施設の建て替えや改修工事等への支援を行うこと。
- ④キンメダイなどの資源回復、資源管理の強化・拡充を行うこと。
- ⑤アワビ、トコブシ、サザエなどの栽培漁業の漁獲量回復のため、研究、技術向上、漁場整備など強化・拡充

を行うこと。

- ⑥巻き網試験操業の実態調査を、都として行うこと。他県船によるキンメ漁などの夜間操業を規制すること。また、密漁の取り締りを強化すること。
- ⑦漁業協同組合への財政支援および人的支援を行うこと。
- ⑧クサヤなどの伝統産業の保護育成に対する支援を行うこと。

(9) 観光産業対策の充実

- ①島しょ地域における自然と調和し、連携した観光産業を推進すること。
- ②観光用標識、遊歩道、休憩所、トイレ、駐車場、山小屋など、自然公園の整備に関する財政支援を強化すること。都が実施する公園や歩道、トイレ等の整備は、観光地にふさわしい内容となるよう十分検討すること。
- ③宿泊施設、土産物店等の改修への支援を強化すること。
- ④観光シーズンオフにおける集客対策事業に対する、専門的指導および財政支援を行うこと。

(10) 小笠原諸島振興開発計画に基づく振興対策の充実

- ①小笠原諸島振興開発計画の次期計画策定にあたっては、住民の声をしっかりと反映させ、実情に即した支援の拡充と、本土との医療や介護の格差是正、産業の振興など住み続けられる小笠原諸島となるよう策定すること。
- ②世界自然遺産登録を受け、希少植物、希少鳥類などの保護をはじめとした自然環境保護対策を強化し、都として財政措置を行うこと。
- ③航空路開設など小笠原への交通アクセスについては、地元村および住民と十分協議し、環境にも配慮して進めること。
- ④農業待機者に農地として都有地を開放するとともに、国有地の開放を働きかけること。また、私有地買い上げなど都有地の拡大を図り、農地として使えるよう農道、農業用水の整備を急ぐこと。
- ⑤営農運転資金を拡充すること。新規就農・漁業者の就農、漁業支援金など事業立ち上げの特別助成を講じること。漁船の大型化、改造のための資金貸付を拡充すること。
- ⑥特産の農産物、果樹、観葉植物、水産物などの研究開発機関を拡充し、その成果を普及すること。また、農業改良普及員等を配置し、農業者への援助が十分できるようにすること。
- ⑦人口の確保や産業の振興のために、都営住宅の建設・建て替えを促進し、高齢者向け住宅を建設すること。
- ⑧小笠原村に東京都教育委員会の出張所を設置すること。
- ⑨島内で出産できる周産期医療体制を確保すること。
- ⑩生活物資輸送費補助については、住宅建設資材をふくめ対象品目を拡大すること。
- ⑪産業廃棄物の不法投棄の取り締りなど、対策を急ぐこと。

〈21〉 統一協会の解散・被害救済

75 統一協会の解散・被害救済

- ①統一協会の解散を急ぐよう、国に求めること。全国霊感商法被害者対策弁護団や被害者からヒアリングを行うこと。
- ②統一協会が多摩市で購入した広大な土地について、新たな建物の建築などの一切の行為を行わないよう、統一協会に対し、都が直接申し入れを行うこと。
- ③被害者支援法の成立にとどまらず、主体的・積極的に教団財産の隠匿や散逸を防ぎ、被害者救済を実効性あるものにする取り組みを行うよう、国に求めること。
- ④被害者が相談できる窓口を設置すること。臨床心理士、児童相談所の職員、スクールカウンセラーなどが被害者の相談に対応するための研修の機会を設けること。
- ⑤就学機会や職業訓練の機会を失った宗教2世に、給付制奨学金や住居支援など都が行うこと。
- ⑥被害者の相談活動を行う団体に運営費などを支援すること。
- ⑦いわゆる「渡韓女性」について、帰国者の自立支援を行うこと。

以 上

2023年12月

発行 日本共産党東京都議会議員団

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都議会内
TEL 03(5320)7270 FAX03(5388)1790
<http://www.jcptogidan.gr.jp/>

都政へのご意見・ご要望をお寄せください。